

平成27年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年12月14日(月)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	12月14日 午前9時00分宣告(第2日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	板倉浩幸
	3番	石原裕介	4番	水野智見
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	飯田雅広	8番	黒川勝好
	9番	中村英子	10番	佐藤茂
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	安藤洋一	14番	高阪康彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	服部 康彦	ふ る さ と 振 興 課 長	寺西 隆雄
		政 策 推 進 課 長	黒川 静一		
	総 務 部	部 長	江上 文啓	次 長 兼 安 心 課 長	伊藤 啓二
		税 務 課 長	磯野 弘幸	総 務 課 長	浅野 幸司
	民 生 部	部 長	鈴木 利彦	次 長 兼 健 康 推 進 課 長	大橋 幸一
		次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	橋本 浩之	環 境 課 長	江場 満
		子 育 て 推 進 課 長	寺西 孝	住 民 課 長	鈴木 敬
	産 建 設 業 部	部 長	志治 正弘	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	伊藤 保彦
		ま ち づ く 推 進 課 長	肥尾建一郎		
	上 下 水 道 部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 満	下 水 道 課 長	加藤 満政
	消 防 本 部	消 防 長	奥村 光司	総 務 課 長 兼 予 防 課 長	山田 靖
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	岡村 智彦
		生 涯 学 習 課 長	伊藤 保光		
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 事 会 局	局 長	金山 昭司	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	水野智見	めざせ、安心安全と向き合う住みつづけたくなるまち 「カニエ」	20
2	伊藤俊一	キラッと光る蟹江町を目指す 横江町長に問う	28
3	安藤洋一	①実効的な防災計画の策定を急げ ②安全第一！交通安全対策の強化を図れ	36 47
4	飯田雅広	災害対策は万全か	55
5	吉田正昭	蟹江町におけるインフラ整備を問う	64
6	石原裕介	蟹江町における学童保育の充実について再度問う！	82
7	松本正美	①生活困窮者への自立支援について ②安心安全な子育て・教育環境を問う	87 100
8	板倉浩幸	①介護保険及び高齢福祉施策について	110

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

平成27年蟹江町第4回定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

また、西尾張CATV株式会社より、本日及び明日の撮影・放映許可願いの届け出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影・放映することを許可いたしました。

お手元にふるさと納税に関する資料が配付されております。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁をされる皆さんに議長と広報編集委員長からお願いいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 水野智見君の「めざせ、安心安全と向き合う住みつづけたくなるまち「カニエ」」を許可いたします。

水野智見君、質問席へお着きください。

○4番 水野智見君

改めまして、おはようございます。

4番 新風 水野智見です。

議長の許可をいただきましたので、「めざせ、安心安全と向き合う住みつづけたくなるまち「カニエ」」と題し、通告書に従い一般質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

現在、我が国の各自治体では、少子・高齢化、人口減少への対応、所得階層間の格差、また、気候変動・自然災害などへの対応といった課題を抱えているとともに、これらの課題と自治体がいかに向き合うかが問われていると思われまます。

横江町長は3月の施政方針の中で、防災・防犯事業、また、「誰もが元気に楽しく住みつづけたくなるまちづくり」について説明をされました。

そこで、3点ほどについて、しっかりと向き合っていただくためにお尋ねいたしたいと思

います。

ことしになって舟入地区で強盗事件が発生いたしました。ただし、他県において現行犯逮捕されましたが。また、以前にひったくりに遭い、その後、自転車に乗れなくなったという人の話を聞きました。ただし、これは両方とも比較的明るい時間帯に起きたということで、また、舟入のメイン道路沿いでもありました。ことし、町内では事故で亡くなられた方もあり、また、最近窃盗が多く発生しています。事件・事故が起きると防犯カメラでの映像が報道され、その解決及び状況把握には有効とされています。

そこでお尋ねします。

蟹江町では、平成26年度に創設した防犯カメラの設置に係る補助金の26、27年度の利用状況及び、現在、各小学校に防犯カメラが設置されていると聞いています。その他の公共施設での設置状況についてもあわせてお尋ねいたします。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、防犯カメラの補助制度の利用状況及び公設施設の設置状況についてお答えをさせていただきます。

街頭の防犯カメラは、犯罪の未然防止のみならず、地域の安全は自分たちで守るとの意識を高めるとともに、犯罪を許さない意識を強め、犯罪の起きにくい社会づくりの一翼を担うものであります。

そのため、犯罪の多発している地域を中心に、防犯の観点から必要な箇所に、効率的、効果的な設置を促進することを目的とし、平成26年7月から防犯カメラの設置補助金交付制度を開始いたしました。

防犯カメラ補助金の利用状況につきましては、平成26年度に1件の交付をいたしました。平成27年度につきましても、現在、1件の申請及び2件の相談をいただいております。

また、公共施設への防犯カメラの設置状況につきましては、小学校5校、学戸エコステーション、学戸公園、JR駐輪場、近鉄防犯ステーション、希望の丘広場の10カ所、29台を設置し、公共施設の屋内につきましては図書館に設置をしております。

以上でございます。

○4番 水野智見君

はい、ありがとうございます。

それらのカメラの大部分は施設内を撮影されているものだと思うんですけど、その施設内だけでなく、例えば、事件・事故があったときの容疑者等の行動経路とか車の逃走経路などを確認することができるためにも、道路上での設置も必要ではないのかと考えます。

そこで耳にしたのですが、蟹江ライオンズクラブの事業の一つとして、そうした道路上への防犯カメラの設置寄贈をされていかれるということを聞いています。

そこで、現在では設置後のメンテナンスに係る補助金制度は設けられていないということ

で、ぜひ、事業促進のためにも設置後のメンテナンス等の補助金制度に取り組んでいただきたいというお話を聞きましたが、今後、こうしたメンテナンスに係る補助金制度を設けるといことは考えてみえませんか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問ありました防犯カメラの寄贈につきましては、蟹江ライオンズクラブの事業の一環として町内会へ防犯カメラを寄贈されると聞いております。

蟹江町が現在行っている防犯カメラの設置補助の対象といたしまして、10戸以上の分譲マンションまたは賃貸共同住宅の共用部分、駐車場台数が10台以上の分譲マンションまたは賃貸共同住宅の共用部分、駐車場が10台以上の貸し駐車場、これらを対象の場所として、新設の場合のみ補助をするものでございます。

設置に対する補助額は整備費の2分の1、上限5万円としております。

防犯カメラの初期設置費用につきましては補助を行っておりますが、自分たちの地域は自分たちで守るという自主防犯の取り組みも必要であると考えておりますので、町としましては、メンテナンス及び電気料などの維持管理費の補助については現在のところ考えておりません。

ただし、町内会で設置される防犯カメラの初期設置費用の補助につきましては、防犯カメラの設置が推進されるよう、他市町村の補助制度も参考にしながら今後検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○4番 水野智見君

ありがとうございます。

実は、先ほどのお話ししました蟹江ライオンズクラブさんとはちょっと縁がありまして、説明するとちょっと長くなりますので省略しますが、このたび舟入地区のほうで道路上のところに防犯カメラを設置していただくことができました。だからといってメンテナンスの補助金をつけてほしいと言っているわけじゃないんですけど、そのときにライオンズクラブの会長さん初め担当の方とのお話の中で、先ほど次長が言われたように、設置に関してはさまざまな形での補助金制度があるけど、その後のメンテナンスに関しての制度がないということで、できればそういうことを取り組んでいただいたほうが今後の事業促進になるのではないかとのお話をいただきましたのであえてお尋ねしました。

できれば町長のほうからも、今後のことについて何かご意見があればお伺いしたいと思いますけれどもお願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、水野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

防犯カメラの設置につきましては、ほかの議員さんからもいろいろご要望をいただいております。

ります。昨今、抑止策としては一番有効なアイテムではないのかなということ、これ日本全国でも言われているわけでありますが、議員もご承知おきをいただいておりますが、プライバシーの保護というのも前面に出てくるわけであります。ある意味、通行人の監視になるんじゃないかという意見も我々のほうに寄せられているのも事実であります。でも、そうは言っても、実際、抑止力になるということは事実でございますので、我々としては、先ほど来、答弁させていただきましたように、平成26年度から、5万円という少額ではありますけれども、量産体制に入ればもう少し防犯カメラ、質もいろいろあるわけでありまして、もう少し安くなってくるのではないのかなということで、これからもどんどんこの補助対象は広げていきたいというふうに考えております。

また、ご指摘をいただきました、ご意見いただきましたライオンズクラブの件に関しましても、我々もメンバーの一員として大変うれしく思っておりますし、今後も維持管理というのが何が要るのかなというのはよくわかりませんが、耐久年数等々機種によっても違うそうでありますのでいろいろ勘案をさせていただきます、前向きにこれからも考えてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○4番 水野智見君

先ほど町長もお話ありましたように、防犯カメラは抑止力にもなると思っておりますので、今後検討していただければと思います。お願いします。

それでは2つ目の質問に移ります。

ことしの9月に飛島村で「それぞれの伊勢湾台風」という題の映画が上映されました。その中で、映像で見えていましたところ、伊勢湾台風の被災水位の表示板が小学校にあったことが記憶によみがえりました。

昨年の舟入小学校での防災訓練の避難所体験の中で、校舎の屋上で体験するところで住民の方からお話いただいた中の一つに、伊勢湾台風のときは水がどのあたりまで来たのかなということをお聞きしました。そこで、舟入小学校の場合は北門の西側に伊勢湾台風の被災水位の表示板がありますので、こういうところに表示板があつてこの辺まででしたということで、そのときはお話ししました。

そこでお尋ねします。

現在、小学校及び町内の他の公共施設での表示板等の設置はどのようになっていますか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありました伊勢湾台風の表示板の件でございますが、伊勢湾台風被害水位の表示板の設置状況につきましては、役場庁舎南の道路側に愛知県が管理している地盤沈下に関する表示を記した、「地盤沈下を防ごう」の看板と、町が管理している「伊勢湾台風の記録」の看板が庁舎の北側駐車場と各小・中学校の計8カ所に整備をされております。

以上でございます。

○4番 水野智見君

実は、その映画の帰りに飛島村役場の正面のところを通ったときに、役場の正面の入り口のところにテープというような形で伊勢湾台風の被災水位の表示がしてありました。

先ほど次長が言われましたけど、役場庁舎の南側のところに、県が設置されたと言われてます地盤沈下に関する表示板もそうなんですけど、非常に見にくいところにあるように思うんですけど、できれば、飛島のように正面入り口とか、学校もそうなんですけど、先ほど言ったように舟入小学校の場合は北門の西側についているんですけど、できればどっか正面の入り口とか近くのところのほうが、日常的に、子供たちを含めて学校に来ていただいた方にもよく目につくと思いますので、そういうところに設置していただくのがいいのではないかなと思います。

というのは、私は昨年名古屋大学のほうで防災に関するシンポジウムのお話を聞いた中の一つに、防災に関しては防災訓練等をするのも非常に大事なんですけど、例えば蟹江町でも通常の防災訓練はしてみえるんですけど、それ以外に各町内会でやってみえる事業とか、例えば、新蟹江小学校のように防災運動会とかそういう形をやってみえるということですが、そういったことが非常に重要なことであり、各いろんな町内の行事等に防災に関する意識をして気にしていただくということは、いざというときの行動等に大変重要だというお話を聞きました。

私も、そのお話を聞くまでは、避難袋というのは自分が使わなくなったリュックに適当に入れて、前は持っていたんですけど、たまたま広告があって、改めてその避難袋を買ったんですけど、そのときに救命胴衣のことも広告に出たもんですから一応購入して、今は自分の枕元近くに置いてあるんですけど、母親のほうにも救命胴衣は枕元に置いておくようにということで、今そういう形をとっています。

日ごろから防災に関する意識を持つということも大事だと思いますので、せっかく水位の表示板を、いざというときに、こういうところまで水が来る可能性は十分にあるということを知っていただくのも大事かなというのを思いました。

ことし、鬼怒川が決壊されて、そのときにもインタビューの中で答えてみえた方が、まさかここまで水が来るとは思わなかったということも言ってみえましたので、やはり日ごろからそういうことを意識して、いざというときにはこうなるんだということも考えながら気にしていただくということは大事なことかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして3番目の質問に移ります。

空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、行政代執行をされた自治体もあると聞いています。蟹江町においても、特定空き家等の認定をして、立ち入り調査や所有者に対し、撤去・修繕・指導・命令、場合によっては行政代執行が必要になってきていると考え

られます。

そこでお尋ねします。

住宅用地の特例軽減措置についてお尋ねします。

住宅用地については、その税負担を軽減する目的から、課税標準の特例措置が設けられています。住宅用地には専用住宅と併用住宅があり、専ら人の居住する家屋とし、その面積により割合が決められていることはホームページに示されています。

蟹江町では、家屋がどのような状態になった場合にこの軽減措置が外されることになるのでしょうか。例えば、以前、畑は耕作されていない状態のときに税務課より、耕作をされないのであれば雑種地への課税にします旨のような文面の通知がされたということで話を聞いた記憶があります。

そこで、家屋については、屋根が例えば倒壊、壁が崩れているなど人が居住できない状態の住宅用地の軽減措置というのは、外すというようなことはあったのでしょうか。例えば、こういうことが可能ということになってくれば、税金の負担がふえるということもなりますので、所有者のほうから、修繕・撤去への促進につながるのではないかと考えられます。

私も地域の方からたびたび相談を受け、いろいろできることはしてまいりましたが、やはりいろいろ限界もあります。また、町では、特措法について取り組まれたという物件があるということも聞いていますが、その状況について、また、今後の取り組みなどについてお考えがあればあわせてお願いしたいと思います。

○税務課長 磯野弘幸君

まず、ご質問の税金の固定資産税のほうからご説明させていただきたいと思います。

まず、固定資産税の家屋につきましては、不動産登記簿法による建物という、その同意義のもので固定資産の課税台帳に登録されているものが一応課税対象になります。家屋としての基準といたしましては、屋根及び周壁またはこれに類するものを有し、地に定着した建造物になりますので、家屋としての基準外になれば軽減措置として外していかなければいけなかなというふうに思っております。

以上でございます。

○4番 水野智見君

そうしますと、例えば屋根が一部というか半分ぐらい倒壊しているとかそういった家屋に関しては、今現在、軽減はされているということでもいいですか。

○税務課長 磯野弘幸君

今のところは、先ほども申しましたように建物というふうで、増改築、また修理可能なものであるというものであれば、そのまま課税の基準として対象としております。

以上です。

○4番 水野智見君

ああそうですか。どうもすみません。ちょっと聞き間違えてました。

実は、舟入地区においても、皆さんご存じのように火事の跡地も含めていろいろあるんですけど、舟入小学校の通学路にもなっているところの家屋が一部崩れていて、その通学路に風が吹いたりとか台風あったりとかに落ちることがあったということで、近所の方から相談がありまして、実は通学路の関係があったもんですから教育長のほうにも相談させていただきまして、教育長のほうからちょっと対処していただいて、現在、瓦は撤去されていて、その後、地主さんからは、リフォームするというようなお話は聞いたんですけど、もう半年以上ビニールシートをかけたままで、そのビニールシートの天井のところも破れているような状態なもんですから、そういうところが、先ほど課長言われたように、いずれは直したり、リフォームじゃないですけどそういうのができる状態になるかもしれないんですけど、現実にはもう大分、基礎自体も壊れたように腐っているような状態なもんですから、それが今のその、形は建物としては残っていても、それがそのまま活用できるようには思えないんですけど、そういうところについてはそういう課税を外すような対応はどうかかなということも思います。

もう一つ、ちょっと答弁でお聞きしてないんですけど、その特措法の対応の取り組みの云々についてまだ答えていただけてないもんですがそちらのほうもお願いします。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありました、町で空き家特措法に基づき取り組んでいる物件の状況でございますが、平成26年11月4日に舟入1丁目で発生しました建物火災は、現在も片づけられることもなく、鎮火後のままの状態となっています。倒壊の危険や景観など近隣住民の方には大変ご迷惑をおかけしております。

町としましては、関係各課と連携をしながら、できることから対応しているところでございます。

法定相続人に対し、火災予防条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する条例による通知を行うとともに、火災跡地の敷地から町道を越え延びている枝の伐採、さらに、空き家特措法が施行された後は、同法に基づく調査や適切な管理の依頼をしておるところでございます。

以上でございます。

○4番 水野智見君

そういったところばかりじゃなく、まだ、先ほど言ったようにブルーシートをかけたままの状態になっているところとかあるもんですから、特定空き家に認定するには認定委員会とかを設置することもありますのでまだ時間等もかかるかもしれませんが、特措法を利用する中で、修繕の指導とか命令等はできると聞いていますので、町のほうから、先ほどの火事の跡地だけでなくほかのところも対応していただければと思います。この辺について、特措法の取り組みの流れについて、町長として何かお考えはありませんか。

○町長 横江淳一君

それでは、水野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今の担当、税法上の問題だとか特措法の問題についてちょっと触れさせていただきました。

私も詳しい特措法の施行については26年11月に公布をされて、ものによっては2月に施行されたものもあれば7月に施行されたものもあるというふうに聞いております。

それで、これ、総務省と国交省の管轄に当然わたるわけでありまして、実際、今、地方自治体が、北は北海道、南は沖縄まで1,741、今ございます。その、それぞれの自治体に国のほうから、国交省、総務省を通じて今調査依頼というのか、そういう対策、具体的な対策を示せと、つくりなさいという指令が、多分うちのほうへも来ていると思います。そんな中で、実際、今、特措法ができて、先ほどちょっと水野議員もおっしゃいましたが、現実に執行しているところは、団体としては、28団体のうちの、実際は一つの町だったというふうに私は記憶をしております。それも、1950年代にできた、本当に特定家屋というのか住むに値しないという、そういう状況で施行をされたということは聞いてございます。

蟹江町におかれましても、いろいろなところに崩壊寸前の、倒壊寸前の、それに近いような家屋があることは十分理解をさせていただいております。ただ、相続権の問題だとか、それから地権者のいろんなご意向等々もしっかり調査をしながら、しかしながら、特別措置法に合った、せっかくそういう法律ができましたものですから、我々といたしましては危険な区域を少しでも少なくしたいという考え方のもと、それぞれのセクションがしっかり力を合わせながら、倒壊家屋の除去、そして調整に進んでいきたいというふうに考えております。

地域によっていろんなさまざまなところにいろんな考え方はあると思いますけれども、水野議員おっしゃるように、もうしっかりとやるべきことはやっていかなきゃいけない時期に入っておりますので、ぜひともまたお力添えをいただければありがたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○4番 水野智見君

今、町長が言われたようにいろんな法の順番とございますか、先ほど言いましたように特定空き家等委員会の設置とかということもありますので時間等もかかるかもしれませんが、やっぱし町としてやるべきことは対応していただきたいなと思います。

先ほど言いましたように、私も相談を受けたときに、相続人の方とか等も含めてお話しさせてもらったりしたんですけどなかなか、あくまでもお願いするということですので、なかなか個人の財産でもありますので、こちらからああしてくれこうしてくれということなかなか言えない部分ありますので、町のほうから書類上だけでもいいですので対応していただければ、それに向けて対処してもらえ方もみえると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

先ほど町長が言われましたけど、町でやれることは速やかに対処しますと言われましたけど、実は、この9月か10月のときにセアカゴケグモが町内で発生して、そのことについてちょっと知り合いの方からお話を受けたときに、その方がホームページで見たときに、蟹江町のホームページには当時記載がされていなかったということなんですけど、弥富市のホームページには記載されているけどということでお話を受けまして、総務部の次長のほうに相談しましたところ、早速、蟹江町のホームページのほうにもセアカゴケグモの注意勧告に関する欄を設けてもらいました。

そういう形で、町長が言われたように、やれることは速やかに積極的に対応して、今後も住み続けたいくなるようなまちづくりになるように前向きに対処していただきますことをお願い申し上げます。私からの質問は終わります。

○議長 高阪康彦君

以上で水野智見君の質問を終わります。

質問2番 伊藤俊一君の「キラッと光る蟹江町を目指す 横江町長に問う」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○6番 伊藤俊一君

6番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、「キラッと光る蟹江町を目指す 横江町長に問う」と題しまして質問をさせていただきます。

キラッと光る町といいますと、当然ながら住みたくなる町ということであるわけでございます。安心で安全な町であることが前提でございます。防犯灯の整備された町であり、昨今では、防犯灯のLED化が整備された町であると思えますし、防犯対策として大切なことだと思うわけでございます。

11月24日、防災建設委員会におきまして、先ほど水野議員もご指摘をされておりましたけれども、空き家対策として、舟入地区、蟹江本町地区に調査に行っていました。残念ながら、現地を見ますと、寂しいやら恐ろしいやというような思いで現地を視察してまいりました。近所の方が、何事があるかというようなことで現地に参られました。空き家の現状をいろいろと説明をされました。

以前から役場のほうに、早く対応をしてほしい、今の現状で怖くて生活ができぬというようなお話やら、また次の現場に行きますと、お寺の工事をしようと思っても出入り口を塞がれてしまって工事ができません、何とかしてほしいというような話が現地で、舟入の区会の方だとおっしゃいましたけれども訴えておみえになりました。その現場に担当の職員がおみえになりました。どうなんだと。そのようなことをほうっておいていいのかというようなお話をさせていただいたら、いや、まあ、今までは本当に、その民民の問題でなかなか難しい。

しかし、何とかこの問題については早急に対処がしたいというようなお話でその場は過ぎました。

そして、先ほど水野議員もおっしゃっていましたが、ごみ屋敷、火事の現場、その無残な姿を目の当たりにいたしましてびっくり仰天であります。その日は風も強くて、我々、その現場の塀の下に少し行こうと思いましたがけれども怖くて行けない。もうぎしぎしと言って、もう塀が落ちそうである。しかしそのままほうってあると。この現状は、私はいつも町長が、言っておみえになりますキラッと光る蟹江町、まちづくりをしたいという中で、このような現状があっているのかというような思いをしながら、一日も早く、こういった問題については、民民だからどうこうという問題、その以前の問題をどうすべきかというようなことを、真剣に各課の皆さんが考えを持って対応していただきたいというような思いをして視察を終えたわけでございます。本当にキラッと光る蟹江町にふさわしくないような状況は一日も早く避けなければならないと思っております。

また、愛知県においては、交通事故死亡事故ワーストワン、これを返上するために、小・中学生の通学路の整備、高齢化が進む中で横断歩道の整備及び新設が大切であると思うわけでございます。交通事故をなくし、それこそキラッと光る蟹江町、これをつくるためにはいろんな政策を考えながら整備を、推進していただきたい、そんな思いでございます。

蟹江町には、また桜の名所が各所にありますが、そこには川があり用水が流れております。美しく咲き乱れている桜を見るたびに思うわけでございますけれども、川や用水の水が桜の美しさを半減させてしまうというような川がやはり汚れており、用水が本当に汚れておるといことで残念であります。こういったことについても浄化が必要ではないかというふうに思っております。

前段でこのようなことを申し上げることにつきましては、行政運営は公明正大でなければならない、これが基本である。町長の言っている「キラッと光る町 蟹江町」にするには、各部局の責任者がそれぞれの立場で町民の皆様方に、蟹江町に住んでよかったと言っていただけなければ、それこそキラッと光る町になるわけがないわけでございます。

そういった意味におきまして、質問の1つ目でございます。

安心で安全なまちづくり、その対策で防犯灯のLED化の進捗状況をまずお聞かせをいただきたいのでございます。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、防犯灯のLED化の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

防犯灯のLED化につきましては、6月議会にも伊藤議員にご質問をいただき、その後、整備について検討を重ねてまいりました。

防犯灯の現状でございますが、防犯灯は町内会長から申請をいただき、設置及び修繕を行っています。平成26年度から、新たに設置及び修繕で取りつける防犯灯はLED灯を使用し

ております。防犯灯の設置数は、平成27年10月末時点で2,994灯。そのうちLED灯は384灯であり、LED灯の設置率は約13%であります。

なお、6月時点でのLED化率は9%でした。

電機メーカーの試算によれば、全灯をLED灯に変更した場合、整備費は約5,200万円の経費が必要となりますが、電気料は年間で約740万円の節減ができるということでございます。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

LED灯に変更するということになりますと電気料が相当削減をされるということで、年間の電気料は740万円減額になるということでございます。LED灯への変更費用、いろいろ費用はかかるわけでございますが、5,200万円かけると約740万円の電気料の削減になるという説明だと思っておりますけれども、5,200万円の投資で電気料金がそれだけ削減できる。これもひとつ蟹江町においては、本当にキラッ光る町をつくるにはいいことではないかというように思うわけでございますけれども、この辺についてはどのようにお考えになるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

一日も早くLED化にというご質問でございます。

防犯灯は犯罪を抑制する対策の一つとして大変重要な設備であります。しかしながら、電気料の値上げ、防犯灯の増加により、年々維持費の負担が大きくなっているのが現状でございます。防犯灯のランニングコストや省エネルギーによる環境面での利点を考慮しますと、予算の関係もありますが早急に整備し、キラッと光る安心・安全な町にしたいと考えております。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

今、できるだけ早くというお話でございますけれども、本当に一日も早くこういった対策、対応していただくことによって、税金の無駄遣いの抑制になるというふうにも思いますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

2問目でございますけれども空き家対策について。

舟入、そして本町地区を防災建設委員会で視察をしてきたということは先ほど申し上げたとおりであります。このことにつきましては、やはり環境対策、ごみ問題等について、こういったことが本当に大切であるということでございますのでお尋ねをいたしますけれども、11月24日に、空き家対策について舟入地区や本町地区を視察に行ったということの中で、本当に、前段でも申し上げましたけれども、大変ひどい状況のまま、行政としてはそれに対して、民民の問題ということでなかなか手が出せない。特措法もできたりいろいろなことがご

ございますけれども、それ以前に、行政としてまだまだ対応の仕方はあるのではないかと
ように思うわけでございます。

私自身もボランティア活動をいろいろやっておりますけれども、そんな程度の一部のこと
であります。その程度のことなら、民民だ何だと言っとらんでも、我々だったら絶対に、
地域の方と協力して、ボランティアとして片づけてもいいというような思いをするようなこ
とがたくさん感じたわけでございますけれども、そういったことについても、まあ、あの役
所仕事というか、そんな、このことは人のもんだで問題が起きては困るというようなことだ
けで片づけないような、あの状態をいろいろと研究をしていただけるとありがたいなど、そ
んなふうに思って見てまいりました。

本当に、舟入地区の方は特に、町に何度も対応をお願いしたけれども、なかなかやってい
ただけない。しかし、1カ所についてはすぐ対応をしたいという、その現場に居合わせてく
れた担当者が言ってくれたおかげで、各部署、打ち合わせをされて、その結果、早急に対
応されたようなことも聞いておりますけれども、その結果について少しお聞かせをいただ
けるとありがたい。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、ことし11月24日に行われました防災建設常任委員会の所管事務調査として視察
をされた際の、議員からお話のありましたお寺の近くの空き家の敷地の、まず件でござい
ますが、この空き地の敷地から道路の側溝にかけて物が置かれており車両などの通行に支障
を来している箇所がありました。これにつきましては、道路管理者であります土木農政課より
空き家の所有者に連絡をし、既に片づけていただいております。

次に舟入の火災跡地の関係でございしますが、今回、所管事務調査として視察されました3
軒の空き家、2軒は舟入地区、1軒が本町地区という3軒の空き家の視察を行っていただき
ました。この3軒につきましては、町が現在把握している危険性の高い物件でござい
ます。特に、昨年火災となり、現在も当時のままとなっている空き家については、近隣の住民の方
には大変ご心配をおかけしておるところでございます。現在、町としましても、関係各課と
連携をとりながら、できることから対応しているところでございます。法定相続人に対し、
各法令等に基づく通知により適切な管理を依頼するとともに、直接、本人と連絡をとりなが
ら、一日も早い対応をお願いしておるところでございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法が施行された後は、法に基づき特定空き家に認定す
ることで勧告・命令ができるようになり代執行も可能となりましたが、個人の財産権への侵
害でもあるため、代執行には相当の期間が必要となりますので、法に基づく手続を進めなが
ら所有者の相談に乗るなど、本人の合意を得ることが最も早く解決につながると思われ
ます。

また、今現在、舟入の物件につきましては定期的に現地の巡回を行うとともに、法定相続
人と連絡をとりながら一時的な危険性の排除ということで、一日も早く対応していただくよ

うにということで要望をしておるところでございます。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

今、舟入の現場は2軒とおっしゃったかね。3軒じゃなかったかね。3軒あったでしょう。3軒あったはずだ……で、ついで空き家か、あれは。

いずれにしても、やっぱりそういったところが、今おっしゃった、お役所の考え方で、手続上すぐにやれぬということであって、それで済む場合と済まぬ場合がある。問題は、あのごみ屋敷の跡の塀の問題はあのままほうっておいてあるの。あんなこと、あんな、まだ民民の問題だで連絡とってどうのこうのって、まだいまだに言っとるの。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

舟入の火災跡地の空き家の件でございますが、現在、先ほども申し上げましたとおり定期的に巡回を行い、せんだっても業者に立ち会っていただき、対応の方法等について協議の検討を行いました。その結果に基づき法定相続人関係者に連絡をとり、もちろん全てを取り壊していただくことが町としても必要と考えますが、とりあえず一時的な危険性の排除ということで、少しでも早くやってくださいということで法定相続人に対して連絡をしておるところでございます。

○6番 伊藤俊一君

一時的な危険の排除、もう当然やらないかな。それをやっとうちに倒れてきてまうんだよ。だからそれに対してどうするのということを言っているわけで、あんな、巡回しとつても、いつ倒れてくるかわからんでしょ、あれ。そう思わん。一遍、町長も副町長も一遍見てきるとええんだよ。もう見てみえるかもわからんけども。あれは本当に危ないわ。道路だもん。もうこっち、道路に倒れかかると。風の強い日は本当に倒れるよ。もうぎしぎし言っとるもん。それを、突っかい棒でも買って来たとか、何らかの対策は考えておるといっただけでは対策にならんのだわ。あれ危ないよ本当に。事故あったらどうするの。事故になるよ、あれは。

私は、地元の議員さんも先ほど言ってみえたで私がそこまで言うことないかもわからんけども、だけでも、空き家対策の関連で委員会で行ってきた立場上申し上げている。これは本当に真剣に受けとめて、本当に、一日も早くじゃなくて一分一秒を争う状況だというふうに認識をぜひしていただきたいというふうに思います。

私は、そういったことが本当に解決早くしないと、町長の言ってみえるキラッと光る蟹江、そんなまちづくりにはならぬ。行政が一体になって、力を合わせて蟹江町をよい町にしたいと、そういう願いで申し上げておるわけでございます。

3問目でございますけれども小・中学生の通学路の安全対策。これにつきましても、横断歩道の整備とか新設、こういったことをお尋ねするわけでございますけれども、前段で申し

上げたように、愛知県においては交通死亡事故がワーストワンが続いておるわけですので、蟹江町においてはどのような対策をしておいでなのか。そういったことを、まずお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 岡村智彦君

では、ご質問のありました小・中学生の通学路の安全対策として横断歩道の整備及び新設についてご答弁申し上げます。

平成24年、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に、各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な内容についても関係機関と協議してきました。通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため関係機関の連携体制を構築し、蟹江町通学路交通安全プログラムが策定され通学路の安全確保を図っています。

また、平成27年4月1日から蟹江町通学路安全推進協議会が設置され、継続的に安全対策を実施するためにプログラムの実現に向け取り組んでいます。

ご質問の横断歩道の整備及び新設につきましても、今年度の10月19日の月曜日に、蟹江町通学路安全推進検討会議を行い、学校からの対策要望もあり設置していく方向でございます。これは事業主体が公安委員会であり、蟹江警察署から県警の本部へ要望し設置場所を検討していく予定で進めています。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

とにかく、子供たちや老人が安心して横断ができ、また蟹江町で安心して生活のできるようにいろいろと対応をしていただきたい、こんなふうに思います。

また、6月議会での私の一般質問におきまして、東郊線のヨシヅヤ蟹江店の東側にカーブミラーの設置事項が多いというようなことで、早急に、信号ができるまでカーブミラーを設置してほしいという要望をいたしましたら早速つけていただきました。そして、その後、信号がどうもできるような話を聞いておりますが、それについての設置の時期はどんな状況になっておるのかお聞かせをいただきたい。

○教育部次長兼教育課長 岡村智彦君

まず全体のことでございますけど、この学校からの要望について横断歩道設置要望というものが須西小学区でまず1カ所。これは、多数の児童が通行するにもかかわらず横断歩道が存在しない状況であり、公安委員会による対策内容としては、横断歩道の設置を警察本部に要望し設置する方向になりました。設置場所は検討中でございます。

また、歩行者用信号の設置要望につきましては、全ての学区で5カ所の要望があり、そのうち設置の方向になっているのは須西、今、議員のおっしゃられましたヨシヅヤJR蟹江駅前の東、その他は他の信号機との距離が近過ぎるという、滞留場所の確保ができないなどの

理由で難しい部分がございます。

しかし、警察による立ち番とか通学路の変更の検討による対応など安全対策を確保していく考えでございます。時期につきましては今のところ県警本部のほうと打ち合わせをしております。今年度3月末の予定ということをお聞きしております。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

本当にあそこは事故が多くて困っておった場所。まずは、あの信号ができるまではカーブミラーがあれば、何とか事故が少なくなるというような状況で皆さん喜んでおみえになります。そういった形でできるだけ早い対応を、町長がいつもタウンミーティング——また始まるのではないかと思います。タウンミーティングのあるたびに、そういった緊急の問題については、すぐにいろいろと要望を出していただければ、各部署の皆さんが早急に対応するというのを盛んに、そのタウンミーティングの場では町長が言ってみえる。それに対して、なかなか、部署によってはすぐに対応をしないというようなことで町民の皆さんが、何回言っても何にもやってくれんというようなことをよく耳にしますので、これをいい機会に、皆さん方もいい形で、蟹江町が本当にキラッと光る、本当に住んでよかったなというふうに思っただけのような形に努力を一層していただけるとありがたい、そのように思います。

4問目でございますけれども、蟹江町には桜の名所、各所がございます。この桜の名所を有効活用したらどうかというようなことにつきましてお尋ねをいたします。

といいますのは、これは蟹江町の商工会と蟹江町議会議員との懇談会におきまして、商工会の女性部の鈴木女性部会長さんより提案をいただきました。その提案とは、桜の咲く時期に蟹江町の桜の名所が一斉に桜祭りを、商工会と地域の発展会が協力をいたしまして、蟹江町のせつかくいい桜がありますので桜を皆さんに見ていただきたいな、蟹江町を知っていただきたいというような思いでの提案であったと思います。近鉄ハイキング、JRの歩け歩けとかいろんなイベントが蟹江町にはございます。酒蔵めぐりとかもありますね。そういったときに、この桜の時期をいろいろと設定をいただいて、一斉に、商工会と協力して花見のイベントをするというようなことを企画していただきたいなというような要望がございました。

私も、実際そんなようなことも、ああ、本当に各地域の発展会も、桜祭りそれぞれやっておりますけれども、それぞれが苦勞をしながらやとるんですよ。それが、日にちがばらばらでやとるもんですから、なかなかそのうまく蟹江町全体の花を見ていただく、桜を見ていただくというような機会も、蟹江町の人ですらなかなか少ないというようなこともあって、こういった提案というのはなかなか、我々発想もなかったわけですが、ああ、いい提案をしていただいたなというような思いでございます。

そこで、そのようなことについてどのようにお考えになるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

伊藤俊一議員の蟹江町の桜の名所の有効活用についての質問にお答えいたします。

蟹江町内に桜の名所と言われる代表的な場所は、須成地区では藤丸団地南の桜並木、学戸地区では温泉通りの桜並木、新蟹江地区では鹿島佐屋川沿いの桜並木、また、本町地区では、平成26年度に用水路を遊歩道に整備された八重桜並木などがあります。ほかの地区にも、桜を大切に育て管理されている地区が多くあります。

なお、町のホームページには4カ所の桜の名所ということで掲載がされております。学戸小学校とか富吉公園等でございます。その代表的な4地区のうち、須成・学戸・本町地区では桜の開花に合わせたイベントを、愛知げんき商店街推進事業補助金を活用し、蟹江町商工会、蟹江町観光協会、蟹江町が協力をして町内商店街の活性化と地域交流を深める目的で開催をいたしております。

なお、蟹江町観光協会事業といたしましては、温泉通り線に3月下旬から4月中旬にかけて桜ライトアップを行い、家族の方々が桜の並木道を散歩していただきながら足湯でくつろいでいただくイベントも行っております。

また、パンフレット、インターネットなどに掲載をし、蟹江町に訪れていただく施策をいたしておりますが、今後、市町村の桜を含めたイベントなどを調査し、観光・商業面からの新しい取り組みを考え、蟹江町観光協会、蟹江町商工会と協力し、キラッと光る蟹江町を目指していきたいと思っております。

なお、議員の言われるように、近鉄のハイキング、JRのハイキングですね、この桜の開花に伴うハイキングを積極的に、こちらとしても、蟹江町観光協会からも誘致をさせていただきますのでひとつよろしくお願ひしたいと思います。

また、全体で桜をイベントするということも大変いいことだと思っております。今後、商工会と協議し検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

はい、ありがとうございました。

そのような提案がございまして、できることなら蟹江町全体でそういったイベントを考えていただいて観光協会のほうも力入れていただく。商工会、そしてまた各地域の商工会の発展会、そういったことで協力し合って、蟹江町は本当にキラッと光る町、そんなふうになればいいかな、そんなふうに使っております。

それには、桜が咲く地域においては、川があり用水があり、いろいろ、川が、水が流れておるわけございまして、その水がどうしてもまだまだ汚いというようなことがございます。それについてもできるだけ浄化に努めていただいて、皆さんがきれいな花を見ながら、また美しい川を眺めながらというような状況ができればなお結構かなと、そんなふうに使います。

ので、これからもそんなことについても努力を重ねていただきたい、そんなことをお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

質問3番 安藤洋一君の1問目「実効的な防災計画の策定を急げ」を許可いたします。

安藤洋一君、質問席へお着きください。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、1問目「実効的な防災計画の策定を急げ」と題しまして質問をさせていただきます。

近年、日本中で激甚災害に指定されるような大災害を初めとする自然災害が頻発しております。

そんな中で、なぜかこの地域だけは、ここ数年、特にこれといった大きな災害には見舞われていないように思われます。さきの11月8日に産業文化会館で開催されました防災学習会でも、講師の名古屋大学・減災連携研究センター准教授の田代先生の講義の中で、全国的に見ると1時間に50ミリ以上の集中豪雨は増加傾向にあるが、ここ蟹江町では近年、深刻な水害による被害には遭遇していないというデータを示しておられます。ですが、これは逆に不気味に感ずるのは私だけではないと思います。

そういった観点からも、この平穏無事の間、町民を守るためのできる限りの防災対策、防災計画の策定を早急に図り、備えを充実させなければならないと思います。

それでは質問に入らせていただきます。

1問目、避難所についてでございます。

①としまして、蟹江町における避難所の種類、名称、その違いについて、ちょっと基本的なところをまず教えていただきたいと思います。

それから②としまして、災害の種類によってその避難場所も変わると思われますけれども、本町ではその辺の想定はされているのか。例えば台風や竜巻といった天候による災害と、津波や液状化といった地震災害、これは避難目的や場所が違ってくると思われるんですがいかがでしょうか。例えば台風とか竜巻のときに屋上に避難したのでは、かえって危険にさらされるという意味なのですが対応策はありますか。

それから③避難所へのペットとか乳幼児の受け入れは考慮されていますでしょうか。

最近ではペットも家族の一員と認識されておりまして、その対応も事前に検討しておく必要があると思われます。本当に今は家族同然、家族そのものという認識で、ひとときも離れることができないとかといった方もおられると思います。

また、乳幼児への授乳時等の衛生面にも考慮が必要となってきますけども、この辺はいかがでしょうか。つまり、ただ単に場所を確保すればよいという時代はもう既に終わり、行政としてさまざまな対応を迫られることは、過去の被災地の経験からもわかってきました。本町のそのときの対応は想定されているでしょうか。例えば子育て支援センターを、乳幼児を持つ母子に限定して受け入れる二次避難所として準備を進めている市町もあると聞いております。そういう当事者に安心感を与えるような具体的な対策はありますでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、まず1点目の避難所の種類についてお答えをさせていただきます。

避難所施設には避難所と緊急避難場所とがあります。平成25年6月に改正された災害対策基本法において、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区分されました。

緊急避難場所とは、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や地震など災害の種類ごとに安全性などの基準を満たす施設または場所であります。

また、避難場所は、避難した住民などを災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民などを一時的に滞在させるための施設でございます。

次に、2点目でございますが、災害の種類に応じた避難場所の想定についてのお答えをさせていただきます。

災害の種類に応じ、その危険の及ばない場所・施設を避難場所として指定をしております。地震時の延焼火災から身を守るためには、小・中学校、公園などの広域避難場所、浸水などに災害には高層階のある施設などへ状況に応じた避難判断が必要となります。

町では、災害の種類ごとに適応できる避難場所・避難所を明確にするため、今年度整備中の浸水・津波ハザードマップに表示し周知する予定でございます。

次に、3点目の避難所へのペットや乳幼児の受け入れ対応についてお答えをさせていただきます。

避難所のペットの管理責任は原則飼育者にあり、避難所にペットを連れてきた避難者に対して、窓口で避難所ペット登録台帳を記載してもらいペットの受け入れを行います。ただし、アレルギーなどの問題もあるため室内に入れることはできません。

また、避難所の状況に応じた対応といたしまして、乳幼児に限らず高齢者や障害者など支援が必要な方々のため、災害時要支援者のための窓口を設置して、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供を実施することとしております。現在は、避難所生活を少しでも過ごしやすくするため、プライバシーの確保のため、間仕切りや簡易ベッド、車椅子、車椅子対応の仮設トレイなどを各小・中学校に準備・配備を進めています。

また、避難者の状況を判断し、避難所生活が困難な方については、福祉避難所や社会福祉施設などへ移送させることが必要となるため、現在、福祉避難所の設置に向けて協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。

先ほど申しましたような子育て支援センターを活用したりとかという、そういういろんな、各地にやっぱり行政がアイデアを凝らして対策しておりますので、そういったところの先進地の情報も積極的に取り入れて対応していただけるとありがたいかなと思っております。

それでは4点目、避難所施設の開設責任者と運営責任者は決まっていますでしょうか。

5点目、それに伴いまして、避難所運営の際の組織ですね、これはできているのでしょうか。また、それが実際に関係者に周知徹底されているのでしょうか。この平静のうちにですね。連携、連絡は緊急事態発生時にスムーズにいくようにできているのでしょうか。この辺お願いいたします。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、避難所施設の開設責任者と運営責任者のご質問でございますが、避難所の開設は町長が指示、民生対策部を中心に運営を行っていきます。ただし、急を要する場合などは、避難所となる施設管理者に避難者の受け入れ要請を行い受け入れを行っております。

避難所の管理責任者は、町本部が派遣する職員が当たり、施設管理者は施設の避難所としての利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営について協力することとなります。

避難所の運営は管理責任者が中心となって行いますが、運営を円滑にするためには地域の皆さんの協力が欠かせないため、自主防災組織等を中心とした皆さんに協力していただきたいと考えております。

次に、避難所運営の組織図についてお答えいたします。

蟹江町地域防災計画において避難所活動等に関することは民生対策部としており、全職員に配布している蟹江町職員初動体制マニュアルに避難所の活動に関することが定められています。

また、蟹江町避難所運営マニュアルには組織図が示されており、それぞれの役割分担が決められています。避難所の運営組織として町職員、施設管理者、自主防災会などの避難所を利用する住民、ボランティア等で構成することとなっております。

避難所運営の周知につきましては、避難所運営訓練を行うときに、地域住民の方にも災害時には避難所運営の手伝いをしていただくよう説明を申し上げます。また、平成26年度に全戸配布しました防災マップには、避難所の開設についての内容が記されております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。

避難所の運営ですけども、もっと地域のその自主防災組織、自治会、そういったところに積極的にリーダー、ここでは施設管理者に受け入れ要請を行うとかということなんですけども、そういうことではなしに、もう積極的に最初から自主防災組織の協力、もうリーダー役を担っていただくようなことも必要ではないかなと思っております。

例えば災害時に町の職員が間に合うのかとか、その避難所、避難場所にですね。先に行って開設したりすることができるのか。そういったことが、もう実際に過去の災害のときの事例でも間に合っていなかったとかというのはもうわかっていることですし、それで、その運営に関しても、やっぱりその自治会が主になって運営しなければ、とてもじゃないけども切り盛りができないよとかということも既にわかっていることですので、もっともっと地域に働きかけて、そういった組織づくりをこれからもお願いしたいと思います。その辺がどうなんですかね。今の時点でどのようなお考えでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

避難所運営組織の明確化についてお答えをさせていただきます。

災害時に避難所を円滑に運営できるよう、総合防災訓練では避難所運営訓練を実施しています。また、平成26年度には舟入小学校区におきまして、舟入小学校の体育館を使って避難所運営訓練を行いました。

議員のご質問のとおり、避難所の運営を円滑に行い安全で過ごしやすい場所とするためには、地域の皆さんの協力が必要不可欠であり、さまざまな機会を捉えて周知する必要があると考えております。

今後は、自主防災会などにもわかりやすい避難所運営マニュアルの作成を行うとともに、自主防災会や関係機関と協力し、避難所運営訓練の実施により周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

そのとおり、本当に、多分役場の職員さんだけでは、もう、とてもじゃないけど間に合わないと思いますので、その辺しっかりと連携をとれるようお願いしたいと思います。

6点目、避難所生活が長期にわたる場合、避難所運営責任者や運営組織に大きな負担がかかることになるとおられます。これは、まあ、今申し上げたようなことですね。混乱を招かないよう避難所運営組織を明確にし、その運営方法も標準化、明文化し、日ごろから防災訓練の1項目として盛り込むよう、行政が積極的に指導提案をしていかなければならないと思います。

それから、次が、2問目としまして地域防災訓練についてであります。

8月の最終日曜日に行われる地域防災訓練は、途切れることなく毎年繰り返し行うことが重要であると思います。地域住民もそれを望んでおりますし、年間行事として地域になじんでおります。4年に一度の総合防災訓練はそこに割り込んで行うのではなくて、9月1日の防災の日または11月5日の津波防災の日などに日を改めて行うのが望ましいと思うのですがいかがでしょうか。

また、これは偶然なんですけども、この12月4日に国連において、11月5日を世界津波の日とするという決議を日本が呼びかけ、約140カ国が共同提案をし全会一致で採択されたということになっております。こういった世界的にも記念すべき日に、啓発行事として総合防災訓練をとり行うのが最も効果的と思われるんですけども、この辺はいかがでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、地域防災訓練についてのご質問につきましてお答えさせていただきます。

災害が発生したとき、迅速に的確な行動をとるために防災訓練は欠かせません。4年に一度の総合防災訓練は各種災害を想定し、防災関係機関、民間協力団体及び住民の参加のもと、災害応急対策活動の迅速・円滑化並びに関係機関との協力体制の確立を図る重要な訓練でございます。

また、毎年8月に実施される地域防災訓練も、住民の防災意識の向上を図り、地域防災力を高める上で大変重要な訓練であります。4年に一度の総合防災訓練のある年には、各町内会の都合のよい日に、それぞれの地域の特性に合わせた防災訓練を実施していただくよう要望するとともに、町としましても、訓練指導、訓練参加など必要な支援を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

8月の最終日曜日というのは夏休み中ということもありまして、子供からお年寄りまで、町内の皆さんが大変参加しやすいですね。あつたかいとか暑いんですけど。ぜひとも、地域密着の防災訓練に割り当てていただきたいと思っておるんですね。その、別の都合のよい日っていうそういうのではなくて、もう8月のこの最終はもうこれで防災訓練だということで、皆さん頭の中に入っているんですね。それが4年に一遍ぶつつと切れて、もう何もきょうはないよとかっていうのでは、ちょっといかなのではないかなと。わざわざ総合防災訓練の場所に行ける人っていうのはそうはいないので、全町民を対象とかではないんですので、やっぱりこれは途切れささんほうがいいような気がするんですが、その辺はいかがでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

今、議員のお話にありましたとおり、8月の最終日曜日を地域防災訓練に固定というお話でございます。

今のところ、先ほど申し上げましたとおりそういった考えはないのでございますが、そういった要望があるということでございましたら、一度、町のほうで検討させていただきまして、固定して総合防災訓練をほかのほうに割り当てるということで、一度、ちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうぞ、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それでは続きまして3問目です。

災害時避難行動要支援者登録制度についてお伺ひしたいと思います。

ことしの9月ごろから各町内会で説明会を開いてこられた蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度という、ちょっと長いですがけれども、これについてお聞きしたいと思います。

この制度は要支援者に該当される方にとっては、希望を与えられる非常によい制度と思われれますが、中身をよく読んでみますと少し気になるところがありますので、幾つか質問をさせていただきます。

まず1点目です。

登録情報は新鮮で正確でなければ意味をなさないと思っております。不正確な情報を使っているのは、かえって要支援者、支援者ともに危険にさらすことになってしまいます。登録情報の更新はどのくらいのサイクルで行う予定になっていますでしょうか。また、この更新予定を実施要綱には今、何も書いてありませんけれども、きちっと明記しておくべきと思っておりますがいかがでしょうか。

○住民課長 鈴木 敬君

ただいまの議員からのご質問に答えさせていただきます。

更新サイクルについてですがけれども、登録者本人、町内会・自主防災組織関係者、地域協力者からの登録事項変更の依頼をしていただく形となりますので、基本的には随時更新と考えております。

しかし、1年をめぐりに、登録事項についての現況調査、例えば転出ですとか転居、死亡などの調査をしたいと考えております。

また、広報やホームページによる周知により、新たに要件を満たす方について把握し、登録の啓発を行っていきます。この点を踏まえ、要綱の改正等の検討をしたいと思っております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

やっぱり、最初につくってそのまんまというんでは、人の情報というのは一番よく変わっ

ていくと思いますので、新鮮な情報取得に努められるようよろしく願いいたします。

2点目、支援者名簿に登録される人は、多分責任感の強い人であろうと思われます。自身の危険も顧みず救助に向かうかもしれません。その行動によって二次災害に遭遇することも十分に考えられます。そのところを行政はどう考えどう対処されるのでしょうか。それとも当事者の判断に委ねるのでしょうかお尋ねいたします。

○住民課長 鈴木 敬君

ただいまのご質問なんですけども、災害時の警告時には、避難準備情報、避難勧告、避難指示があります。順番に拘束力が強くなります。避難準備情報とは、住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障害者などの災害時要支援者に対して、早目の段階で避難行動を開始することを求めるものであります。避難勧告とは、災害において被害が想定される地域の住民に対して避難を勧めるものであります。避難指示は、住民に対し避難勧告よりも強く避難を求めるもので、避難勧告よりも急を要する場合や人に被害が出る危険性が非常に高まった場合に発表されるものであります。よって最初の避難準備情報が発令された時点が妥当だと考えておりますが、実際に行動に移すタイミング、災害の状況に応じて避難支援者みずからが判断したときと考えております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

そうですね。結局はその場における人が判断しんことには、とてもわかることでないんですけども。

3点目としまして、そういうことも踏まえて、被災時に支援者が支援行動に入る際のその判断基準とか行動指針とかいったものも、これ非常に難しいとは思うんですけども、できるだけ明文化して、日ごろから講習会とか学習会を開催して、支援者、登録された支援者に対して熟知していただくべきと考えますが、この辺はいかがでしょうか。

○住民課長 鈴木 敬君

判断基準につきましては、今年度、制度周知にお伺いした各地域において質問が多かった事項でありますので、明文化について検討したいと考えております。

また、講習会などにつきましては、今年度と同様、各地域から依頼がありましたら積極的に出向き、制度の周知に努めたいと考えております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

本当に、この制度のお話があったときにも、町内会、区会なんかで、もう本当に大騒ぎっていうぐらいな盛り上がりっていうんですかね、どうしたらいいんだということで疑問がたくさん出ておりました。今、課長がおっしゃったとおりですので、その辺、できるだけわか

りやすい指針をお願いしたいと思います。

それでは4点目、登録制度の登録が完了した後、行政としては、名簿できたよ、完了した人も、もうこれで終わったよって言った後、行政は次に何をやる予定でしょうか。あとは地域や町内会にお任せでは、かなりこれ荷が重いのではないのでしょうか。また、せっかくの制度も効果が半減してしまうと思われそうですがどうでしょうか。実際の要支援者、支援者同士が面識がなかったり交流がない場合も十分想定されると思いますので、当事者同士による避難訓練など、行政の提案、主導の行事が必要になってくると思いますけれどもいかがでしょうか。実働は地域主導になると思われそうですが、そこに至るまでは行政の指導が重要になってくると思います。この制度の成否の鍵はそこにあると思われそうですが、この辺はいかがでしょうか。

○住民課長 鈴木 敬君

災害時において、速やかに避難支援を行うためには、支援者と要支援者が事前に対面し、入念な意思疎通を図っておくことが必要と考えております。この点につきましては、平成27年8月11日に、嘱託員や民生委員を対象に開催した説明会においてお願いしたところであります。

また、災害発生時における要支援者への支援については、改正災害対策法において取り組み指針が示され、要支援者一人一人に対する具体的な避難支援の方法を記載した個別計画の策定が求められています。近隣住民の助け合いを基本とする地域における共助の支援体制の整備が、安心・安全体制を強化する上で大変重要であると考え、登録されている要支援者はほぼ全員の個別計画の策定が完了しています。現在、この個別計画を嘱託員、民生委員、地域協力者へ提供し情報の共有化を図っているところであり、この個別計画の提供は、町内会や自主防災組織の地域による支え合いといった共助の取り組みに大きく寄与できるものと考えております。

今後は、名簿の提供を受けた町内会、民生委員、地域協力者といった組織が主導となり、この個別計画をもとに、日ごろからの見守り活動や避難訓練などを通じて、地域における支援体制の確立に向けた取り組みができるよう支援していきたいと考えております。

また、引き続き、全ての住民の皆様に、制度の趣旨や内容、避難支援への協力について、広報やホームページを通じ周知するとともに、自主防災組織や民生委員初め地域住民の協力を得ながら、さらなる要支援の把握及び個別計画の作成を推進するよう働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。

その辺やっぱり、実際にはやっぱり地域の方をお願いするわけですけども、本当に、でき

るだけ動きやすくなるようなことで指導をお願いしたいと思っております。

それでは5点目、災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱というのがもとになっているわけですがけれども、いろいろとただし書きとか文章、条文がありますけれども、曖昧なところが多くて、結局のところ何が目的の制度なのかがわかりにくくなっているような気がします。わかりやすい詳しい説明をお願いしたいと思います。

○住民課長 鈴木 敬君

制度目的についてですが、現行の災害時避難行動要支援者登録制度においては、共助という役割の中で、区や町内会、地域協力者といった避難支援者等関係者が総ぐるみとなって安否確認や避難誘導を行っていただいております。

町といたしましては、共助という立場から、できる限り当該制度への登録を働きかけるとともに、町内会及び地域協力者に対しては要支援者への支援体制について協力をお願いしているところです。

制度運用においては、支援者のなり手不足や支援者による支援の有効性、災害発生時における支援者不足の可能性などの課題があります。基本的には、要支援者であっても自助をしっかり行っていただき、加えて避難支援等関係者などで共助できるところはできる範囲で支援していただきたいと考えております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

そもそも、その支援、要支援というのは人と人の間のこの関係だと思うんですね。実施要綱第何条に規定されとつても、そういうのはあっても、いざ災害時にはそのように機能するものかどうかはそのときの状況によって大きく変わってくると思います。先ほど言ったみたいに、その場でその人の判断によるとかってそういうことになると思うんですけども、非常に難しいものがあると思います。

それから、蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度について、ついてというこの説明文ですね、説明文書、これ、いただいたやつですけれども、この中には、登録により災害時の支援が保障されるものではありませんというのが太字でただし書きが書いてあるんですね。支援者の安全を考えれば当たり前と言えば当たりのことですが、片や要支援者の立場に立って考えてみますと、これ、身もふたもない言葉なんですね。本当に、じゃ、この支援制度登録して希望を持っていいものか悪いものか、これの1文で、もうわからなくなってくるんですね、本当に。何のためにあるんだろうかっていうこの登録制度がという疑問も率直に湧いてくると思うんです。こういう人の命にかかわる問題を行政の条文に当てはめるといふこと、これ非常に難しい判断で、恐らく正解のないことだと思うんですけども、この辺、難しい返答だと思うんですけども、もしお答えができればお伺いしたいと思います。

○住民課長 鈴木 敬君

先ほど議員がおっしゃったとおり、こういう制度について責任感のある方は、支援者になった方は自分の責任において援助に行かなきゃいけないと考えられると思います。やはりそういう方も、当然ご自身もありますし家族もあります。そちらをきちんとしてからの形になると思います。

それから、支援される方につきましても、これを登録したから必ず助けていただけるんだという話ではなく、お互いがそれぞれできることをできる範囲でやっていただいて、何とか、その災害時に、災害が被害なく過ごせるような……過ごせるようなとか被害なく終われるような形で……終われるような制度にしていきたいと考えております。すみませんちょっと。

以上です。

○13番 安藤洋一君

はい、どうもありがとうございます。

本当に大変重い問題のところに踏み込んでいっているということは非常によくわかりますけれども、なるべく地域で一丸となって助け合いたいなと思っておりますので、その辺の指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは6点目、まずは自助、自分が助からなければ隣近所どころか家族を助けることもできません。津波でんでんこの言葉に代表されるように、今回の要支援者登録制度の共助とともに、自助もあわせて啓蒙していかなければならないと思ひますけれども、今回の制度のあり方も含めて町長のお考えをお聞かせ願ひればありがたいと思ひます。

○町長 横江淳一君

安藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

実効的な防災計画の策定を急げという、本当の大きなくくりのご質問をいただきました。まさに安心・安全の根幹の話であります。今回はほかの議員の方々も関連として、このことについてたくさんご質問をいただいておりますのも事実であります。特に今、災害時の避難行動要支援者の登録制度について町長の考え方をということであります。

今、安藤議員おっしゃったように、こういう制度をつくっても、それを実際に生かすのは、当然、施行してくださいと願ひするのは我々行政側であり、それを皆さんと一緒にやってくださいと願ひをするのもまた行政側であります。仏つくって魂入れずという言葉がよくございます。やっぱり地域の総合協力があればこそこの制度が生きるわけありますので、支援する側も、それから支援を受ける側も、お互いにここのコンセンサスが必ず必要であるというふうに私は考えております。

蟹江町、今、国勢調査でどのくらいの世帯数になるかまだあれですが若干ふえていることは事実であります。30町内会の中で、安藤さんがお住みのこの地域、源氏・才勝は、本当にこの30年、40年の間に急激に都市化の進んだ地域であります。ある意味、地域のつながりも

非常に希薄になっているところもあるというふうに考えております。この支援制度ができる前に、至るところで、特に団地を形成しているところでは、既にもう、この要支援制度ではありませんが、皆さんと一緒に災害者の、いわゆる災害弱者を助けるためのいろいろな方策をそれぞれの町内会でやっていただいていることも事実であります。

そういうことを思うと、やはり、先ほどまさに言いました、簡単に言いますと自助・共助・公助、これもさらっと流しますけども、私が個人で言っているのは、そこの中に近助を入れていただけないか。向こう三軒両隣が何をしてみえる方で、そしてどんな考えを持っている方、最低限、自分たちのそのグループをつくっていく。そのグループがたくさん寄り集まればまさに共助の固まりになるわけでありますので、そういう必要性があるのではないのかなと、こんなことを思っています。

我々行政としては、当然、避難指示が出た、準備情報が出て避難勧告が出、避難指示、行政的な手続はいたしますが、当然ながら、ここの場所、皆様方は最終的に公助をする立場のこの我々も被害を直接食うことも予想されるわけでありますので、そういった意味でこの登録制度が大変な重要な意味を持つてくるということをご理解いただけるとありがたいと思います。

1,000年に一度、何百年に一度の災害ではもうありません。災害は忘れたころではなくて必ずやって来る。この認識のもと、今、津波てんでんこ、の話がございましたが、それぞれの意識を持ったこの意識を地域でつけていただければありがたいと思います。行政としても、しっかりそのところ、皆様方と一緒に進めていきたいというふうに考えてございますのでよろしくお願いしたいと思います。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

冒頭にも申し上げましたけれども、この地域だけが無災害で安全などあり得ません。さらに、大災害の直後は行政の救助や支援はほとんど望めないことは過去の事例からももう既にわかっていますし、そのため、最低家族3日分の水と食料を備蓄しましょうと呼びかけられております。

そんな中で、蟹江町行政として、事前にできることはできるだけの手を打っておかなければなりません。実効性のある計画を策定し、自助・共助を啓蒙し、自立した地域の防災活動を支援していただくことをお願いして私の1問目を終わります。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で安藤洋一君の1問目の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前11時より再開をいたします。

(午前10時45分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時00分)

○議長 高阪康彦君

引き続き、安藤洋一君の2問目「安全第一！交通安全対策の強化を図れ」を許可いたします。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、2問目「安全第一！交通安全対策の強化を図れ」と題しまして質問をさせていただきます。

なお、質問させていただく際はお手元の添付資料をご参照願います。

また、昨年12月議会の交通安全についての一般質問の際に、どこの何について言っているのかよくわからないというご指摘をいただきましたので、一部資料の写真を拡大してまいりましたので、それをお示ししながら進めてまいりたいと思います。

また、地図につきましては著作権とかいろいろありますので拡大はしておりませんのでお手元のものをご参照願います。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

1番……。

(発言する声あり)

○議長 高阪康彦君

議員には質問の添付資料は配っておりません。理事者のほうには、皆行っております。

○13番 安藤洋一君

それでは続けさせていただきます。

1問目、図書館前道路でまた事故発生ということで1点目、昨年12月議会の一般質問で指摘しました参考資料1のうち、ここの危険箇所、赤③の交差点で、またカラー舗装完成直後のことし9月10日に事故が発生しました。写真をごらんいただきますと……これですね。図書館から南……違う。図書館の北ですね。図書から北を見た道路です。ここのきれいに赤く舗装されているところですね。ここでカラー舗装完成直後のことしの9月10日に事故が発生しました。これはドライバー個人の資質にもよると思われますけれども、この道路そのものは、ごらんいただいても、それからもう既にご承知のことと思いますけれども、非常に見通しがよく高低差のある凹凸ですね、が、南北に2カ所あります。これを逆に、この高いところ、それからまた、この、こっち、手前が高くてまたここも高くなっていますけれども、この2カ所あって、これが遠方に視線が移ってスピードオーバーになりやすくて、かつ、目前のこの交差点の危険が、発見がおくれるように思われます。

いずれにしても、この地域に住む住民の皆さんとしては、これだけ安全対策はされているものの事故が起きてしまったという事実に対しては、やっぱり非常に気にしておられます。敏感になっております。やっぱりさらなる安全対策を望んでおられます。

お手元の写真資料1283ですね、のような参考の写真なんですけども、点滅信号機、これも源氏にあるものです、写してきたんですけども、それと点滅信号機とかカーブミラーの設置等まだまだやれるべき手はあると思うんですね。これが、これ、今度南から図書館方面を見たとこですけれども、この赤いカラー舗装はきれいになっているんですけども、やっぱりまだカーブミラーとか不足しているなという感じがします。一気に図書館方面から下っていきますんで、スピードが出て見落としとかという可能性があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、その辺の手段を講じられてはいいのかなと思います。この辺はいかがでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

ご質問いただきました図書館前の道路、札中地1号線を北へ下ったところの交差点、これは町道学戸33号線におきまして、町がカラー舗装並びに交差点注意の道路標示を施した後に事故が発生した。さらなる対策はということのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、対策の一つとしまして、先ほど言われましたとおり点滅信号の設置でございますが、蟹江警察署に確認いたしましたところ、やはり一時停止と同じ効果でありますので、本線に対して止まれの標識もあり、現段階で設置はできないと伺っております。

緊急対策といたしましては、講じるべき手段は、議員が言われますとおり、図書館前を北進し、坂を下った交差点の西側からその本線に出るためには、図書館前から北進する車が壁によって確認しづらいところもございますので、東の北角にカーブミラーなどの設置を検討しているところでございます。

今後につきましても、より安全に住民の皆様が通行できますよう、現在設置されております「止まれ」の標示を強調するような対策を安心安全課とともに蟹江警察のほうと検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

その辺の対策を、早急な対策をよろしくお願いをいたします。

2点目ですね。

次に危険と思われる箇所は、お手元の地図の赤④の図書館前の横断歩道から北へ大きく曲がるカーブの終わりにある駐車場の出入り口、こちらの手前の、図書館前の横断歩道からずっと北に向かっての大きいカーブで、ここが駐車場の入り口あたりですけれども、このあたりも次の重要な危険な箇所になるんじゃないかなと思っております。

ここに関しましては、図書館利用者の横断も多く、車もスピードを出しかかっている場所です。上り下りの勾配もきつく視認性も悪い場所です。重大事故が起こる前に先手を打って安全対策を講じてはいかがでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

ただいまご質問いただきました図書館前の横断歩道から北へ大きく曲がるカーブの終わりにある駐車場の出入り口あたりまでの安全対策を講じてはというご質問にお答えをさせていただきます。

昨年12月議会におきまして、議員より質問をいただきました交通安全対策としまして、路面での注意喚起や交差点カラー舗装、カーブミラーの設置を施しております。

他の対策といたしましては、スピードを抑制する効果のあるスピードバンプといったかまぼこ型の突起物を設置するのも検討いたしましたが、やはり振動や車が弾む音がいたしますので、周辺に閑静な住宅街がありますので、すぐに設置は控えたいと考えております。

したがいまして、他の対策といたしまして安心安全課と調整をしておりますが、本来、制限速度は30キロでありますので、警察の協力を得て周知できる最適な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

はい、ありがとうございました。

ちょっと認識不足だったんですけども、あそこが時速30キロっていうのはちょっと知りませんでした。やっぱり、知りませんでしたというか、それくらい皆さんスピード出しておられる、普通に出している状況ですので、やっぱりその辺きちんと、警察の協力をいただきながら取り締まりなどで注意していただけるとありがたいかなと思っております。

3点目、9月議会の中での質問の中でも申し上げましたけれども、図書館周辺は蟹江町としても重要な総合文化エリアを目指す地域であります。他地域からの来訪者、歩行者も多く、通り抜けの通勤車両も非常に多くなりました。より一層の安全対策を講ずる必要があると考えますがいかがでしょうか。

図書館から温泉通りを結ぶこの道路は重要な連絡路であり誘導路線であります。緑色にカラー舗装された路側帯に、例えば学戸小学校と学戸グラウンドの間の道路の縁石上に設置された緑色の点滅信号機、信号機と言っていいかどうかちょっと知らないんですけど、打ち込んであるやつですね。あれが非常に、夜、見させていただいたところ視認性がよくて素晴らしい安全効果が期待できると思われませんが、導入を考えてみてはいかがでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

ご質問をいただきました総合文化エリアを目指す地域であることから、より一層の安全対

策が必要と考えるが、学戸小学校と学戸グラウンドの間の道路の縁石上に設置された緑色灯ですね、の設置はしてはどうかについてお答えをさせていただきます。

まず、議員が言われます緑色灯は安心安全課で設置してございます。これは、災害時の帰宅困難者を誘導灯として、小学校と中学校及び希望の丘広場に順次設置を予定しているところでございます。

したがって、避難所となっております図書館ではございますが、現段階での計画には入ってございません。

例えば、帰宅困難者用と分けて、交通安全として色を変えるのも一つの方法であるかとは思いますが、やはり住民の皆様にも周知していくためにも、誘導灯の色を変えると交通安全上のものなのか、それとも災害時用の避難所への誘導灯なのかの判断ができかねますので、慎重にここは進めたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

そういうことでありましたら、図書館もやっぱり避難所として指定されておりますので、そっこのほうの考えからいいんではないかなと思いますので、ぜひもう一度検討していただいて、何らかのその安全対策ですね、になるようにお願いしたいと思います。

本当にこの通り、非常に車の交通量も多いですしそれから歩行者も多いですね。それから、イベントや何かがあってウオークラリーというんですかね、歩け歩け、そういった行事があると、本当にここもたくさんの方が、特によそから来た人が歩かれますので、ぜひ安全対策を積極的にとられるようにお願いしたいと思っております。

4点目、次に、図書館前道路に限らず小さな交差点の中央に埋め込まれている——先ほどの緑のやつと性格は同じだと思うんですけども、あの点滅信号機ですね、あれが、私が町内各所を見て回ったところ、私の見た限りではほとんどというか全く役に立っていない、点滅していませんでした。せっかくの注意喚起の装置なんですけども、このままでは室の持ち腐れといいますか何の役にも立っていないので、この辺も取りかえとか補修とかする予定はないかちょっとお聞きします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

議員のご指摘のとおり、交差点の中央にあります道路はさまざまな道路環境や天候、昼夜を問わず安全な通行をサポートするものでありますので、国道・県道・町道の道路管理者と連絡調整を図りながら、なるべく早い段階で進めたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

こういったやっぱり、去年の12月に質問させていただいた事故もやっぱりこういったメー

ンの道路と横の細い住宅街の道路からの出会い頭の事故だったということで、やっぱり、結構ちっさいながらも役に立つのではないかなと思いますので、そういう交差点に打つ鉾というんですかね、それをぜひもう一遍点検し直していただけたら事故削減に役に立つんじゃないかなと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、2問目にまいります。

県道114号線の安全対策に蟹江町としても取り組んでいただきたいということで進めてまいります。

西之森の県道114号線上川田交差点の……県道114号線といいますのは学戸の中央道の下をアンダーパスで北西に伸びている道路ですね。東名阪道まで真っすぐ斜めに向かっている道路ですけれども、この東名阪道の下側の側道との交差点、上川田交差点から南へおよそ30メートルほど行ったところの地点で突然歩道がなくなっております。南に向かって歩いていきますと、こういうふうに、こう、ガードで突然歩道がなくなっております。これは既にご存じだと思いますけれどもそれだけではなくて、ガードレールより、これ、今度南から、反対側から見た道路ですね。南から東名阪道方面を見たところなんです、ガードレールより車道側に用水部分がこうえぐり込んでおまして、ここですね。こっちが車道で、ガードレールよりも車道側に用水の口がぱっくりあいてえぐり込んでおります。これは歩行者の安全確保を大きく損なう、非常に危険な状況であります。

また、地元の方にお話をお聞きしますと、もう随分以前から何度も改善の要望が出されていたそうであります。ですが、ここは県道であるんですけれども危険にさらされているのは蟹江町民であり、付近の小学生もこの道を通学に使用しております。この際、管轄の違いを乗り越えて、県と連携をとりながら、蟹江町としても早急に安全対策に取り組んでいただきたいと考えます。私も私なりに県にはお願いをしておりますが、現状はどのようになっておりますでしょうか。また、これに関しては町長としても、この問題に関して以前から苦慮しておられたとお聞きしておりますが、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

ご質問をいただきました県道114号線、津島蟹江線でございますが、上川田交差点から南へおよそ30メートルの地点で歩道がなくなっている。町も県と連携をとり早急に取り組んでいただきたいというご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のありましたとおり、県道津島蟹江線で道路管理者は愛知県でございます。この件に関しまして以前にも地元から要望が出ております。以前の要望は、東名阪自動車道の下にあります上川田交差点から、南東にありますJR関西本線のアンダーまでの歩道設置でございました。ご存じのとおり道路に面して家屋が建っております。用地の買収も含め大きな事業でありましたので、この県道につきましては進めることが難しかったと聞いております。

本年、この路線に改めて地元から要望が出されておりまして、議員ご指摘の上川田交差点から南およそ30メートルの地点で歩道がなくなりますので、そこにあります排水路部分を一部改修し歩道をつなげてほしいとの要望でございました。その関連する排水路は蟹江町が管理してございます。現場も含めまして愛知県と調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

今、県道114号線のことで安藤議員からご質問をいただきました。

担当が答えたことが全てではございますが、実はタウンミーティングの中で、かつて正式な場所では1回、7、8年前だと思えますが。それから、非公式のところでも実は要望をいただいております。担当がかわりまして、もうリタイアされた職員の方にも、県とのというところでお願いをした経緯があったのは事実であります。

今回、地元の皆様方の要望並びに土地改良区の理事長さんからも要望をいただきまして、全体を整備するのではなくて、一部の水路のところを、整備をまずはしていただきたいというそういう要望であったということを知っておりまして、うちとしても県議会議員にお願いをしたり県の担当にお願いをして、前向きにではなくて必ず予算立てをしていただけるようなそんな措置をしてくださいたいということで、強く要望をさせていただきました。

予算編成の前でございますので、結果としてはまだよくわかりませんが、強い要望というふうに私も理解をさせていただき、県議会議員の方にもお願いをした経緯がありますので、うまくいけば来年度予算に反映ができるのではないかなど。まだ、これは希望的観測でありますので、まだ議会も終わっておりませんし、実際、その来年度予算の審議も行われておりませんので軽々な発言は避けさせていただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、7、8年前からの問題であったことは事実でありますので、私も安藤議員同様、また、地元の議員、関係議員もたくさんおみえになると思えますので、蟹江町の問題として、これはしっかりやっていかなきゃいけないというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

本当に、地元の皆さんは本当に昔から困っておられるということで、何とかこれ改善の方向に向けるといいなと思っておりますので、これからもしっかりとよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、実はこの県道114号線にはまだ問題がございまして、これにつきましては、ちょっと今回の通告書に間に合いませんでしたので要望ということでちょっとお話をさせていただこうかなと思ひます。

ことしの4月15日ごろ、先ほどのこの歩道がなくっているという現場からさらに600メートルほど南東の蟹江町保健センター方面へ接続する丁字路交差点で、ここで人身事故が起きました。小学校低学年の児童と車両との接触事故だそうであります。ここもまた地域の住民の方からは、以前から危険が指摘されていたとお聞きしております。その理由として、地域住民の生活道路であり、特に児童の通学路になっているということ。これもちゃんと通学路というような標示もあります。きのうも確認してまいりました。それからまた、蟹江町の重要公共施設である保健センターへのアクセス交差点でもあり、右左折車両が多いということですね。そして何よりも、他の市町から他の市町への通勤車両が非常に多く通過する幹線道路であるということでもあります。

以上のことから、大変重要で、なおかつ危険な交差点であることがおわかりいただけると思います。

小学生を初めとする地域住民のみならず、ここを通行する蟹江町民を守るためにも、ぜひ押しボタン式の信号機の設置にご協力をお願いしたいと思います。

また、この件につきましては、既に近隣町内会が小学校やPTAの賛同を得て署名活動も近々始めるということですが、ぜひ、どうか蟹江町行政としましても、働きかけ等、これは警察になるんですかね、信号機ということになると。ご協力をお願いしたいと思います。

それから西之森については、まだもう少しほかにもあるんですけども、これはまた後ほど、土木農政課の窓口へ直接お伺いしますのでよろしく願いいたします。

ということで、次、3問目に入ります。

放置車両は危険がいっぱいということで進めさせていただきます。

町内某所で車両が放置されていました。これ、場所はまねをされると困りますので明らかにしませんけれどもことし1月ごろのことです。放置車両は交通の妨げになります。通行の際の危険な障害物であります。緊急車両の障害になることも想定できます。しかし、今回の問題はそこだけではありません。

当時は、近所の方のお話によりますと新車のように新しかったそうであります。ところがその後、日に日に姿を変え、今は、こちらの写真資料のような変わり果てた姿になっております。目を追うごとにまずタイヤがなくなっている。それから次にドアミラーとかランプがなくなって、こういうアクセサリーとかも壊されている。窓ガラスも壊されております。見るも無残な姿に変わっていております。

つまり、誰かがここに来て、夜ごとそういう行為をしているということなんです。そしてそういう行為をするためのこの獲物——これ食い散らかした跡なんですけれども、食い尽くしたらどうするか。目標がなくなれば、次はその周りに目を向ける。つまり、手近なところに新しい獲物を求めるのは自然の成り行きであろうことは想像にかたくありません。

そんな中で、近隣にお住まいの皆さんとしては、おちおち安心して眠られない状況が続いております。しかも、かれこれ1年近くもであります。

昨日確認しましたところ、まだそのままの姿で放置されておりました。遺失物や盗難品等に対する取り扱いや手続もいろいろあるかと思われましても、周辺住民の安心・安全、防犯の観点から見ましても一日も早い撤去が望まれるところでもあります。行政としてはいかに取り扱い、対処されるものでしょうか。ご答弁お願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

ご質問いただきました放置車両は、安心・安全、防犯の観点からも一日も早い撤去を望むについてお答えをさせていただきます。

まず初めに、放置車両処理について少し触れさせていただきます。

公共用物（道路、公園、河川敷等）に7日以上無断に置かれますと、所有者がわかれば連絡し移動していただくこととなります。不明の場合は、ナンバープレートがないだとか、タイヤ、ハンドルもないといった廃棄物認定基準にて不要物と判定した後、放置車両撤去の告知をし、告知後、蟹江警察に廃棄物の照会書・協議書を提出することとなります。蟹江警察署で確認されますと、廃棄物協議通知を道路管理者の蟹江町に送付されます。その後、廃棄物認定措置を行うに当たりまして廃棄物認定の告示をし、廃棄物認定基準により、そこで初めて廃棄物として決定することとなります。

したがって、このような手順において進めておりますので、現在の状況であります、蟹江警察署に廃棄物照会書・協議書は送付してありますので、もうしばらくお時間がかかりますがご理解をいただきたいと思っております。

今後は、道路管理者としましては、道路巡回パトロールをする中で放置車両の早期発見に努め、所有者に移動を促し、安心・安全な道路管理に努めたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

本当に、近所に住む人にとってみれば、これ、本当に物騒な話でまさしく犯罪なんですね。犯罪者がそばにおるということで、本当に心休まるときがないというのがよくわかると思っておりますので、できる限り早急な対処をお願いしたいと思っております。

今回の質問では一つ一つの事象をあげつらうことが目的ではありません。ここに取り上げましたのも、どれも地域住民全体の安心・安全の問題であり、蟹江町としても重要かつ公共性の高い地域・場所の問題ばかりであります。先ほどの伊藤議員の内容のものもそうです。全て、その地域の皆さん、蟹江町民にしてみれば、本当に安心・安全を確保していただかなければ困るような問題ばかりであります。どうか、1件1件につきまして誠心誠意かつ迅速な対応をお願いして2問目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で安藤洋一君の質問を終わります。

質問4番 飯田雅広君の「災害対策は万全か」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○7番 飯田雅広君

7番 飯田雅広です。

それでは、議長の許可をいただきましたので、本町の災害・防災対策は万全かを質問します。

一部、安藤議員の質問と重複するところがあるかもしれませんがよろしくお願ひいたします。

まずは、旭化成建材によるくい工事のデータ偽装問題に関しお聞きします。

旭化成建材担当者によるくい打ちデータを改ざんした事件に関して、その担当者がかかわったとされる公共施設の一つが愛知県飛島村のふれあいの郷であったことが、10月27日にテレビや新聞で報道されました。公表された施設に本町の建物はありませんでしたので、今のところは本町には影響がないという認識ですが大丈夫でしょうか。また、今後、本町の建物が対象となった場合の対応はどのようになっていますでしょうか。

○総務課長 浅野幸司君

では、ご質問のありましたくい打ち工事のデータ偽装問題についてお答えをさせていただきます。

本年10月中旬、横浜市内のマンション建設におきまして、旭化成建材株式会社が下請業者として施工したくい打ち工事のうちの一部にデータ改ざん等が判明し、全国的にも非常に問題になりました。また、この件に関して、同社が施工した過去10年間のくい打ち工事は全国で3,040件あり、そのうち81件が愛知県内の施工物件でございました。幸い、蟹江町におきましては施工の該当はございませんでした。

このような事態を受けまして、蟹江町は、当町が発注し施工した建築物、土木構造物及び工作物について、支持くいが施工されている、旭化成建材株式会社以外の業者も含めて、業者が施工した工事を含めて、過去10年間、独自に町といたしまして調査をいたしました。その結果、平成17年度以降の建築物等は7件ございました。そのいずれも工事内容に問題はございませんでした。

蟹江町といたしまして、今後も引き続き、本件についての情報収集に努め、細心の注意を払いながら即応体制を整備しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番 飯田雅広君

今のところ大丈夫ということですので、またそういう物件が出てきましたら適切に対応し

ていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、防災訓練に関してお聞きします。

東日本大震災では、防災訓練で避難していたところに避難しながら、多くの方が被災されたというようなことが報道されています。これまでの防災訓練で住民の安全は守れるのでしょうか。

ことしも8月に地域防災訓練が行われました。消火器を使ったり放水を体験したりと、いきなり本番になるよりは練習しておくということで非常に効果はあるかと思えますけれども、一方で、とりあえず防災訓練をしているということもあるのではないのでしょうか。もっと住民の安全が守れる訓練に見直さなければならないのではありませんか。

また、一市町村だけでは対応し切れないことも多く、中央防災会議でも、広域的な対応ということの訓練も必要であるとされております。本町でも、例えば町内に被災状況を模擬的に構築して行う発災対応型訓練など、町が中心となって積極的に防災訓練の内容を高度化させていかなければならないと思えますがどのようにお考えでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、まず1点目の防災訓練の見直しについてお答えをさせていただきます。

防災・減災のためには、住民の防災意識の向上を図ること、防災教育・防災訓練の充実を図ることが大変重要であると考えます。町では毎年8月の最終日曜日に、各町内会において地域防災訓練を行っていただいております。それ以外にも、町内会によっては毎年独自に自主防災訓練を実施されています。

自主防災訓練は、地域住民の結束を固めることで防災力を高めるよい機会となります。防災訓練の実施方法は、地域や自主防災会によってさまざまであり、それぞれ地域の実情に合わせて工夫を凝らされています。

訓練内容につきましては、地域からの相談に安心安全課、または消防署などで対応させていただき、実際の訓練にも参加をさせていただいております。訓練内容は、以前に比べますと、防災意識も含め格段に向上していると認識しておりますので、今後はより多くの町内会でより有意義な防災訓練を行っていただけるよう助言、要望をしてみたいと思います。

以上でございます。

次に、2点目の防災訓練の内容を高度化にというご質問でございます。

町では、地域防災計画に基づき、毎年8月に実施する地域防災訓練のほか、各種災害の発生を想定し、防災関係機関、民間協力団体及び住民の参加協力のもとに4年に一度総合防災訓練を実施し、災害応急対策活動の迅速、円滑化並びに参加機関の協力体制の確立を図るとともに、町民の防災意識の高揚と防災体制の万全を期しています。

さらに、毎年実施される海部地方総合防災訓練では、大規模災害時における防災関係機関などの広域的な協力体制や地域の連携を生かした防災力の強化を図っています。この訓練に

は、昨年度から各町内会にもご参加いただき防災意識の高揚につなげています。

そのほか、日光川排水調整訓練、海部圏域内における災害医療対策会議設置・運営訓練などの実施により広域的な対応強化を図っております。

今後は、さらに防災力、地域力が向上できるよう、各種災害を想定した、より実践的な防災訓練ができるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○7番 飯田雅広君

本当に災害というのは突然起こるものですので、本当に実践的な訓練をしていただけるようよろしくお願いいたします。

次に、避難所・広域避難場所についてお聞きします。

最近では、狭い地域に集中して雨が降る、いわゆるゲリラ豪雨による低地の浸水であるとか、また、急激な雨量の増加による河川の氾濫等の災害が報じられております。また、豪雨災害では避難場所に避難する途中での事故ということも問題になっております。

本町は、避難所・広域避難場所がきちんと設置されウェブサイト等でも周知されておりますが、避難所へ行くのに歩きで20分以上かかる、不安だという声もお聞きします。このような声に対して、避難所・広域避難場所について見直しなど、どのような対応を検討されているかお考えをお伺いします。

さらに、本町を含む愛知県西部を中心に濃尾平野に広がる海拔ゼロメートル地帯では、巨大地震による津波で大きな被害が想定されています。また、液状化による堤防の沈下も心配されています。木曾川の堤防に関し、先日、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所を訪ね、副所長・調査課課長・調査課係長の3名に会って話を聞いてきました。木曾川の堤防ですが、巨大地震が発生した場合、最悪75%が液状化によって沈むそうです。さらに、最悪の最悪の場合ですが、5メートルの堤防が70センチの高さまで下るそうです。一応、これがそのときいただいた資料になっているんですけども。ちょっと、その70センチという数字が衝撃が大きいということで、取り扱いに注意してくださいということをおっしゃったので、ここで少しお見せするだけにしますけれども。

この木曾川の堤防なんですけども、一応耐震対策がとられていまして、まずは国道23号線より南側は平成28年3月までに対策が終わる予定になっております。しかしながら、この対策というのが通常の地震の場合に耐えることができる対策ということで、巨大地震が発生した場合はとにかく逃げてくださいというようなお話でした。

木曾川が決壊しますと蟹江町も当然水につかります。しかし、今、避難できる高い建物というのが少ないというふうに思っております。例えば須西小学校の北側に住んでいる方など、津波の避難の際にも避難所として自宅の南側にある須西小学校に避難することになります。蟹江町の南側には、当然海がありますので、避難所の須西小学校へ、自宅から海に向かって

避難するということになりますので、それだけ海に近づいていくということになります。

また、須西小学校の海拔はマイナス1.2メートルになります。愛知県が発表した津波の浸水予想図では、須西小学校は2メートルの浸水被害が予想される区域に含まれています。そこに避難することは、かえって危険なのではと考える方もいらっしゃると思います。なぜ小学校まで行かなくてはいけないのか、途中で津波にやられてしまうのではないかと不安になられる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

そこで、本町の北側にあります東名阪自動車道を津波の避難所にするというようなことが考えられまして、実際、町のほうもそのことは検討をされており、NEXCO中日本さんなど関係先と協議されていると思いますけども、その進捗状況はいかがでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、まず1点目の避難所・広域避難場所の見直しの検討についてというご質問にお答えをいたしたいと思います。

当町では、地区ごとに避難先を指定しておりませんので、避難所への避難する際には災害時の周辺状況や避難路の被災状況などを勘案し、最も安全な経路で避難所へ避難していただく必要があります。蟹江町には、現在、避難所28カ所、広域避難場所8カ所、緊急避難場所27カ所があります。

平成23年度から、浸水時の逃げおくれ対処としまして、緊急かつ安全確保のため緊急避難ビルの指定を進めています。現在19カ所の施設と協定を締結していますが、蟹江町の南海トラフ巨大地震での被害想定を考えますと、少しでも多くの緊急避難場所を確保する必要がありますので、今後も地域と調整をとりながら確保に努めてまいりたいと思います。

続きまして、2点目のNEXCO中日本との協議についてのご質問でございます。

海部地域の7市町村長連名で、NEXCO中日本、中日本高速道路株式会社名古屋支社へ、昨年11月5日に、高速道路区域を一時避難場所として利用することについての要請書を提出し、さらに、本年11月27日に、津波避難に係る高速道路施設の活用についての協議文書を提出いたしました。あわせて、同日に、蟹江町からは蟹江インターチェンジのり面利用についての協力依頼文を提出いたしました。

これに関する回答につきましては、来年2月ごろに正式に示される予定でございます。

以上でございます。

○7番 飯田雅広君

本当に巨大地震というのはいつ起こるかわかりません。本当に、この後すぐ起こる可能性もありますので、本当に早目に対応のほうをお願いします。

次に、ハザードマップに関してお聞きします。

本町では、既に町内の洪水の危険が予想される箇所と、これに対応した避難場所がわかる洪水ハザードマップがつくられておりますが、東日本大震災では、予想を超える地域まで津

波が到達し、多くの犠牲者が出ており、また、研究者によれば、記録が残っていない長い期間には想像を超える大津波が襲った痕跡もあると言われております。現在のハザードマップは十分なものとお考えかどうか。また、見直すお考えはおありでしょうか。見直す場合はどのようなスケジュールかお伺いいたします。

また、町長が平成27年の施政方針にて表明されました地域防災計画と津波の避難計画の進捗状況をお聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、ハザードマップの見直しについてお答えをさせていただきます。

近年、集中豪雨などによる水害が頻発しており、短時間で河川が増水したり堤防が決壊して甚大な被害が発生する事例もふえてきています。洪水時の被害を最小限にするために、平時より水害リスクを認識した上で、氾濫時の危険箇所や避難場所についての正確な情報を知っていただくことが何よりも大切です。

町では、洪水による浸水が予想される地域を示した洪水ハザードマップを平成15年度に全戸配布しました。現在配布されているマップは、平成23年6月に更新したものでございます。今後の洪水ハザードマップの更新につきましては、平成27年7月に、国が示す洪水浸水想定区域図作成マニュアルが改定され、想定基準が、降雨の計画規模から、想定し得る最大規模の降雨へと変更になりました。それに基づき、県が行う日光川、蟹江川など河川の洪水浸水想定区域図の改定を待って、町の洪水ハザードマップの更新を進めていきたいと考えております。

また、東日本大震災では津波によって多くの命、財産が失われました。昨年、愛知県が発表しました南海トラフ巨大地震の浸水想定を周知するため、町としましては、今年度、津波等避難計画を策定し、その内容を反映させた浸水・津波ハザードマップを作成いたします。

今後も、それぞれの災害時において、住民が的確な避難行動を選択できるよう、各種ハザードマップの情報を更新し広く住民に周知していきたいと考えております。

また、先ほどご質問がございました今年度整備事業でございます。

地域防災計画の見直しと、今、少し触れさせていただきました浸水・津波ハザードマップと津波等避難計画の進捗状況でございますが、一応、今年度整備予定で来年の5月に防災会議にお諮りをして、それ以降にそれぞれ町民の方に配布をしたいと考えております。

以上でございます。

○7番 飯田雅広君

ハザードマップの見直しですとか、こういった計画等ですけども、つくっても住民の方に周知されていなければ意味がありませんので、そのあたりの周知のほうもしっかり徹底していただきますようによろしくお願ひいたします。

それでは最後に、国土交通省の宅地耐震推進事業に関しお聞きします。

この事業は、大規模な地震が発生した際、液状化被害が生じる可能性が高い地域において、道路・下水道等の公共施設と隣接する宅地等との一体的な液状化対策を推進する事業で、平成25年に創設されました。この事業は、液状化被害の程度を判定するための調査や、宅地液状化マップの作成等に要する費用、調査の結果により液状化対策が必要と判定された宅地における、道路等の公共施設と宅地との一体的な液状化対策工事に要する費用を援助するものです。

本町もこの事業を活用し、費用の一部を助成していただき、まずは変動予測調査を行ってはどうでしょうか。この調査は、ボーリング調査の実施・既存データの収集整理・液状化可能性マップの作成も対象になります。これによって、液状化関連情報の充実や公表促進に活用できると思います。また、この事業は全国的にも実績がほとんどない事業です。それを、液状化が心配されているこの地域で、全国に先駆けて行うことは大変意味があると思いますし、また、他市町村の見本にもなれると思いますがいかがでしょうか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

質問のありました宅地耐震化推進事業についてお答えをさせていただきます。

国庫補助事業であります宅地耐震化推進事業は、平成25年に補助対象の拡充が行われております。

議員のご質問にある変動予測調査の補助対象地区が、今までは盛り土の面積が3,000平米以上で盛り土の高さが5メートル以上などの大規模盛り土造成地が存在する自治体のみが対象であったものが、主に宅地の用に供され、大地震等に液状化現象が発生する可能性がある地域が追加されることとなりました。

また、補助対象事業として大規模盛り土造成地を対象とした大規模盛り土造成地滑動崩落防止事業だけであったものが、対策が必要な宅地と道路等の公共施設を一体的に整備する宅地液状化防止事業も追加されることとなりました。この拡充により、今まで該当地区ではなかった本町においても補助対象地区になる可能性があると考えられております。

しかし、制度の拡充が新しいことから、新たに追加をされた大地震等に液状化現象が発生する可能性がある地域を対象にした変動調査や、その結果により顕著な被害の可能性が高いと判断された地区に行う液状化防止事業については、今のところ国や県からの実績等の情報は得られておりません。引き続き、この制度を使った場合の効果や事例等の情報収集を行い、蟹江町が補助対象地区に該当し、液状化対策の調査等を行う場合に有効であると判断されれば、このような調査等を行う場合には補助の活用を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 飯田雅広君

本当に新しい事業で実績も余りないということですので、なかなか事例もなく大変かと思えますけども、いろいろお調べいただいて、蟹江町の役に立つということでしたらぜひとも

適用していただきたいというふうに思います。

町長にお聞きします。

これまでのことで何か、補足等ありましたらお願いいたします。

○町長 横江淳一君

飯田議員のご質問、災害対策は万全かということで、本当に広範囲に聞いていただきました。

この海部郡一帯、特に愛知県の南部に位置する、海部郡だけではなく、名古屋市港区、中川区も含めてでありますけれども、日本最大のデルタ地帯と言っても過言ではない低湿地帯が続いているのも事実であります。

先ほど来、国の、いわゆる決まり、それから県の情報も含めて、町といたしましては、先ほど言った地域防災計画を中心とした津波ハザードマップの作成等々は、担当者がお答えをさせていただいたとおりであります。ただ、先ほど来、ご指摘を何度もいただいております浸水地域につきましてはほぼ90%、98%ぐらいが、津波が来た場合、液状化によって堤防が破堤した場合、浸水する地域であるのも事実であります。

そんな中で、先ほどの安藤議員にもご質問があったように、それぞれの地域でそれぞれの事情に合った安全対策、これを我々もしっかりと皆様方と情報を共有する必要があるというふうに考えております。新たな制度、新たな補助金も我々絶えず耳を敏感にしアンテナを張って、今、情報収集に努めているわけでありましてけれども、今現在の対策が全てだというふうには考えてはおりません。このことについておごることなく、住民の皆様方としっかり手を組んで安心・安全なまちづくりに心がけていきたい。

特に注意をしたいのは避難所に対する考え方。先ほど須成地区のことをおっしゃいました。NEXCO中日本との話し合いもやっと具体的な例をお示しし、先般お願いに行きました。これは特に東名阪の橋梁部分ではなくてインターチェンジのある部分が、当然、自治体として限られてございます。この辺で行きますと弥富と、それから西へ行けば桑名、それから蟹江町。この地の利を十分生かして避難所をつくるということも、具体的な提案としてできるのではないかとということを考えまして、先般、お願いにまいったのも事実であります。

来年、年が明けましたら、もう中日本の担当者、特に権限を持った方が町村会のほうにお見えになるというお約束も、実はもうしてつけてございます。また、その情報が入りましたら皆様にともしっかりとお教えをしていきたい。

いずれにいたしましても、地域の安心・安全、しっかりと守っていききたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○7番 飯田雅広君

はい、すみません。

最後に町長にもう一つお聞きしたいことがあります。

災害対策と人口減少・地方創生に関してですけれども、人口減少・地方創生と言われておりますけれども、町長にはぜひ、先ほど、地の利を生かしたというお言葉もありましたけれども、本当に地の利を生かしたまちづくりをしていただきたいと思っております。

本州のほぼ中心に位置する愛知県は、民主党政権時代に航空宇宙産業の特区ができたことでもありますけれども製造業が非常に盛んです。その特性により人口は右肩上がりが増加しております。近年も、東京、沖縄に次いで3番目の人口増加率を誇っています。また、出生率も高く、全国平均の1.43人を上回る1.47人となっています。県庁所在地の名古屋市は3大都市圏としての日本を代表する都市ですが、物価は安く、都道府県の県庁所在地の中で消費者物価指数は27番目と平均値を下回っています。家賃水準も安目で、1カ月3.3平方メートル当たりの名古屋市の家賃は4,799円、東京都区部の8,834円、大阪市の5,720円と比較すると圧倒的に安くなっています。一方で、1人当たりの所得は344万円と、東京に次いで2位となっています。このように愛知県、特に名古屋圏は住みよい地域だと思われております。

さて、その名古屋市ですけれども、商業の中心は栄、代表的なオフィスは丸の内という時代が長く続いていました。しかし、名駅では高島屋が開業し、さらには、駅周辺に高層ビルが何棟も建設されるに伴い、名駅地区が名古屋の中心に躍り出ようとしております。JPタワー名古屋・大名古屋ビルディング、JRゲートタワーが徐々に開業を迎え、名鉄も百貨店から南へ名鉄レジャックビル、その隣の日本生命笹島ビルを含む再開発の計画があります。この名駅ビッグバンとも言える名駅と栄の勢力変化は、近隣都市へも多大な影響を及ぼし、人口移動に変化を生じさせています。

タワーズ開業前は、栄に通勤や買い物に便利な名古屋市の東にある市町への人口流出が顕著でした。ところが最近では、阿久比町、常滑市、大府市、東海市、稲沢市、北名古屋市など名古屋駅へのアクセスがよい地域が緩やかに転入超過になりつつあります。名駅の発展が進めば、名駅へのアクセスが不便な名古屋市東側の、例えば日進市などのベッドタウンに大きな影響が出ると思われれます。

また、東京まで40分で結ばれるリニア時代が来ます。

政府・与党は、2016年税制改正で、通勤手当の所得税の非課税限度額を現行の10万円から15万円まで引き上げる方針を固めたという報道がありました。新幹線通勤者などがふえることに配慮したということです。通勤手当の非課税限度額は1998年に月5万円から10万円に引き上げられて以来据え置かれています。ここ数年、新幹線で東海、東北地方などから首都圏へ遠距離通勤する人がふえた上、消費税増税もあって通勤費は上昇傾向にあります。

そこで、公共交通機関の定期代や有料道路の料金に応じた通勤手当を月15万円まで非課税とするということです。この場合、新幹線だと東京、新大阪駅から200キロ圏内が対象になり、例えば、東京からですと静岡駅、新大阪からですと岡山駅まで含まれるそうです。名駅から関東方面へ出勤するビジネスパーソンもふえるのではないのでしょうか。この名古屋駅に

近いという蟹江町の地の利を生かしていただきたいと思っています。

笹島地区の西側に賃貸マンションが完成し入居募集を始めていますけれども、高級ということで苦戦しているというふうに聞いています。そういう点でも蟹江町にチャンスはまだまだあると思っております。人口減少・地方創生と言われておりますけれども、実際は住民の取り合いになっております。蟹江町を選んでいただく必要があると思っております。

その際、一番のデメリットというのは、先ほどもありました海拔ゼロメートル地帯ということであり、それを原因とする水害に対する恐怖だと思います。この対応・対策なくして人口減少・地方創生という名のこの住民の取り合いに勝てないのではないのでしょうか。

町長は、地の利を生かしたまちづくりと水害対策に対してどのようにお考えでしょうか。

○町長 横江淳一君

関連質問ということでお答えをしたいと思います。

蟹江町のこれからの未来を担う人口増については喫緊の課題だというふうに認識をいたしております。特殊出生率が、確かに平均は上回っておりますが1.47、隣の大治町さんが1.8以上あるというふうにお伺いしております。これは、ともあれ名古屋と近い、全域が市街化区域だという地の利を生かした、しかも比較的地価が安いということであります。ある意味、蟹江町にも共通するものがあるのではないのかなと。

ただ、議員言われるように、決して海拔ゼロメートル以下がデメリットであるとは、私は考えておりません。それをメリットに生かす方法はたくさんございます。風光明媚、川もたくさんある、それによって、水運に恵まれて産業がここまで伸びてきたということもありますので、それをしっかり我々も、商工会、そして各種団体をお願いをし、民間の力をかりながらアピールをしていかなきゃいけない。これがまず1つだと思います。

それから、ご指摘いただきましたリニア新幹線の効果、ストロー効果で東京にとられるというのは、僕は逆で、今まさに議員おっしゃったように、この地域が東京からストローで吸うんだよという感覚をこれから持っていただきたい。それは、我々4市2町1村のみならず16町村の中でもしっかりと理解のし合える情報であるというふうに考えてございます。

これから蟹江町、名古屋から10分圏内にあります駅を3つ保有している本当に素晴らしい町だと思っております。今後、議員の皆様方にもしっかりとご理解を願いながら、いろいろな施策を展開してまいります。2060年、1億人の人口を切らないという政府の大目標に向かいながら2040年を目途に、そして2020年の東京オリンピック、2027年リニアインパクト、リニア新幹線の開通にしっかりと照準を合わせて、この蟹江町が未来永劫発展できるような、そんな施策をこれから打っていきたいと思います。もちろん、それには、まちづくり・地方創生を絡めたまちづくりと安心・安全なまちづくりは不可欠でありますので、どうぞご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○7番 飯田雅広君

ありがとうございます。

本日は本町の防災対策についてお聞きしましたが、その意図というのは、蟹江町に縁のない方に蟹江町を選んでいただくに当たって、やはりその水害被害、外から見てみるとやっぱり水害被害が一番心配だというふうには私では考えておりますので、それに対してしっかり対応していただいて、地の利を生かしたまちづくりをしていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長 高阪康彦君

以上で飯田雅広君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後1時から再開をいたします。

(午後 0時02分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 高阪康彦君

質問5番 吉田正昭君の「蟹江町におけるインフラ整備を問う」を許可いたします。

吉田正昭君、質問席へお着きください。

○12番 吉田正昭君

12番 新政会 吉田正昭です。

議長のお許しをいただき、質問に入らせていただきます。

「蟹江町におけるインフラ整備を問う」ということで、まず、蟹江町においては、高度成長期、昭和40年代から50年代にかけて建築された公共施設が相当な割合を占めています。役場庁舎や中央公民館等は、耐用年数は50年、小学校や中学校、保育所は47年、その他の施設においても、年数は違いますが確実に耐用年数はあります。今後、建築物の耐用年数が問題となります。社会においては人口が減少し、働き手が少なくなり、そして将来において蟹江町の税収がどうなるのか、財政状況がどう変わるか、よくなるのか悪くなるかわからない中、今後、既存の公共施設の維持管理をどのようにするのか非常に心配しております。私は、建物の劣化や時代に合わせて、また生活様式にも合わせて、思い切って、建物については建てかえの時期が来ていると考えています。

そこでまず、公共施設の耐用年数をどのように捉えているのかお聞きしたいと思っております。

○総務課長 浅野幸司君

では、役場庁舎の維持管理を含めた公共施設の維持管理について、総括的にお答えをさせ

ていただきます。

現在、公共施設の老朽化対策は、国・地方ともに大きな課題となっております。

蟹江町におきましても、役場庁舎を初め、昭和40年代から50年代に建築した多くの公共施設がございます。

ご指摘のように、人口減少あるいは人口構成の変化等により、公共施設につきましても利用の需要の見込みが相当これから変化していくと予測をしております。それを踏まえまして、公共施設全体の状況を把握し、長期的な視点を持って長寿命化などを計画的に行うことが重要と考えております。

そのような中、主要な施設、例えば、先ほどご指摘ありましたような役場の庁舎、消防署の庁舎及び小・中学校におきましては既に耐震改修工事を終えております。役場庁舎につきましては、耐震工事を平成18年に施工いたしました。この工事は、文部科学省が示す長寿化改修工事ではございませんが建物の耐久性を高める工事でございますので、本来の法定耐用年数からおおむね2分の1の25年を延長し、物理的耐用年数終了年を平成63年ごろと予想をしております。公共施設の耐用年数につきましては、耐震改修工事等の施工により、全般的に、先ほど申し上げました物理的耐用年数が延びていると考えております。個々の施設につきましても、必要に応じて随時改修いたしまして、安全性を確保していくように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。

耐震工事をしたから耐用年数が延びると単純には、そのようなお答えかなというふうに考えておりますが、やはり耐震工事は耐震工事でありまして、鉄骨及びコンクリート等の劣化は、これは紛れもない事実であります。延ばすにしても2分の1、25年という答弁も出ましたが、それが本当かどうかはなってみないとわからないというようなところもあるかなと思います。

それでは、全体の総括でお答えいただきましたが個別にちょっとお聞きしたいと思います。

まず保育所及び児童館ですが、蟹江学童保育所分館は昭和59年の建築であります。耐用年数は何年であったでしょうかお聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

ご質問にお答えさせていただきます。

蟹江学童保育所分館につきましては、耐用年数30年の鉄骨造2階建ての建築物でございます。平成24年3月をもちまして児童館としての利用を終えたところでございます。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

30年ということですね。

そうしますと、59年の建築であれば89年、昭和で直せば89年ということで、耐用年数が来たから取り壊したというふうに解釈したいと思いますが、そのようなところでよろしいでしょうか。

○子育て推進課長 寺西 孝君

このたびの社会福祉法人による乳児保育所の設置運営に当たりまして、当施設の継続利用を含めさまざまなケースを検討してまいりました。しかしながら、新しい乳児保育所の建設に当たりまして取り壊しをすることに決定したものでございます。解体費用につきましては886万1,400円でございます。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。

いろんな状況によって耐用年数以内に取り壊す。また、先ほどの話で耐用年数が来ても延ばす方法もあるということですが、例えば舟入保育所は昭和56年建築で耐用年数は27年ということですから、耐用年数から17年もたっていると思います。本来なら建てかえをしている案件であると考えますが、現在まで建てかえずに来たのは何か理由があるのでしょうか。

○子育て推進課長 寺西 孝君

舟入保育所につきましては、昭和56年6月以降に着工をいたしました新基準に適合した建築物に当たります。鉄骨造の平屋建てでございますので地震の面からは安全性が高いという見地のもと、現在も使用をさせていただいているところでございます。

施設といたしましては、議員、今おっしゃいましたように老朽化が進んでいるところもでございます。そういったところを適宜改修いたしまして、長く安全性が保たれるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

それでは、次に蟹江学童保育所分館の跡地に新たに計画している建物は民間に委託した保育園になるということになっていますが、総額1億2,000万円を基準とし、国が6,000万円の交付金、そして蟹江町の負担は3,000万円の補助金の予定とありますが、事業者は、これは3,000万円負担ということよろしいでしょうか。

また、先ほど解体費はお聞きしましたのでいいですが、この事業ですね、この事業は民間事業者の力をかりるということですが、これは俗に言うPPPという公共サービスの提供に民間が参画する手法で民間資本や民間のノウハウを活用する事業か。それとも、PFIというのは、公共施設などの施設、維持管理、運用など民間の資金、運営能力等を活用する事業ですが、当局としてはこの保育所の運営を委託するわけですが、今回は、先ほど申しました

PPP事業なのか、それともPFI事業になるのか、それとも別の事業というふうに考えてみえるのかお聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

先ほど議員おっしゃいましたように、先般、全員協議会のほうでご説明をさせていただきました総額1億2,000万円を基準額といたしまして、町の持ち出し分としては3,000万円であるというのは、今のところその方針は変更ございません。先ほど答弁させていただいたとおり、解体費についても886万1,400円でございます。また、この民間に委託する保育所の設置、運営につきましては、公民が連携して公共サービスを提供を行うこととなりますので、PPP、つまりパブリック・プライベート・パートナーシップに当たるかと思っております。こういった事業の展開につきましては、事業の必要性であるとか委託するにふさわしい事業であるか否かを含め検討していかなければならないと思っております。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。

今後このPPPという事業ですね、これがこの保育所で利用されるというようなことですが、やはり今後とも民間の力を活用した事業を蟹江町も取り入れていくべきじゃないかというふうに考えておりますので、今後いろんな事業があると思いますが、そのようなこともやはり考えを入れながら事業を進めていっていただきたいと思っております。

ところで、この保育所は対象となる定員は、ゼロ歳児が6人、1歳児が12人、2歳児は12人となっておりますが、舟入保育所は現在、ゼロ歳児1人、1歳児5人、2歳児6人となっております。今後この保育所が開園したときに、舟入保育所のゼロ歳から2歳児の保育はどうなりますか。

そして、3歳児から5歳児までが24人、合計で36人ではありますが、今まで建てかえをしなかった理由及び将来の舟入保育所の位置づけをどのように考えているのか、再度お聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

民間に委託する乳児保育所の定員と舟入保育所の定員についてお答えをさせていただきたいと思っております。

舟入保育所の定員でございますけれども、児童福祉法に基づく県への届け出でございますけれども、2歳未満児が5名、2歳以上児55名ということで合計60名でございます。先ほど議員がおっしゃいましたように現時点での入所児童に当てはめると、2歳未満児が6名、2歳以上児が30名ということで、以上のことからゼロ歳から2歳児の保育につきましては、ほぼ適正に受け入れをさせていただいておりますので、これを引き続き行ってまいりたいと考えております。

ただし、3歳から5歳の保育につきましては、まだ余裕があるのは事実でございますので、引き続きご要望があれば受け入れに努めてまいりたいと考えております。

また、今後の舟入保育所でございますけれども、舟入保育所は地域に密着した保育所としてだけでなく、平屋建ての特徴を生かして、例えばお体の悪い児童さんの階段の上りおりのご負担を軽減するという意味で、そういった方にもご利用いただいております。そういった意味からも非常に重要な保育所であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。

舟入保育所の耐用年数がもうとっくに切れておりますので、今後のことをちょっと心配してお聞きしたんですが、今の答弁で、これで当分安心だなと、あとは子供さんたちをどのように集めるのかということで、これは地域、そして町との協力のもとにということに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、他の保育所も耐用年数が6年から10年たてば切れます。蟹江保育所は昭和49年に建築で、耐用年数が6、7年先です。先日、発表会があり蟹江保育所を訪れる機会がありました。ここで心配になりまして今回の一連の質問になりましたが、蟹江保育所の建物の外壁にはクラックが入り、補修の跡がたくさんありました。また建物の外壁には後からつけたような電気の配線を保護するように配管が何本もあり、建物の真ん中の2階に上がる1階のフロアの床材が剥がれコンクリートの素地が見えました。耐震工事が気になりましたが、耐震に対してはどうなのでしょう。

気になって、須成保育所、ちなみにここも昭和49年建築です。それから新蟹江北保育所、蟹江西保育所、この2つの建物は昭和50年代初期ですが、耐用年数は47年です。外部から見ましたが外装は相当傷んでいるようでした。内部も同じように傷んでいると思います。子供たちの健やかな成長のために、また日々の保育所の日常生活が安心して過ごせるように、今後保育所としては建てかえが必要と私は考えておりますが、どのように考えてみえますか、お聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

平成17年に他の保育所については、耐震診断を実施いたしまして安全であるという回答を得ております。しかしながら、改修につきましては、建設年度の古い蟹江保育所・須成保育所を初め、順次進めてまいりたいと考えております。

また、保育環境の整備ということで、エアコンであるとか児童の安全のために環境の整備もあわせて今進めておるところでございますので、よろしく願いをいたします。

また、最も早く耐震年数が満了いたします新蟹江児童館につきましては、昭和61年度に建築いたしました鉄骨造2階建ての建築物でございます。児童館と学童保育所を併設し、地域

の皆様にご利用いただいております。現在は安全にご利用いただいておりますけれども、他の施設同様、修繕箇所が見受けられましたら速やかに改修を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。

やはり、担当の課長としては心配で、やはり日々どうしようかということを考えてみえると思います。それはよくわかりますので、今後ともやはり悪いところは早急に直し、改善するところは改善していただけて進めていただきたいと思います。

それで、児童館の話ですが、新蟹江児童館ちょっと今出たと思いますが、外装のペンキ等は塗られて、内部も多分補修されたと思いますが、これもやはり耐用年数が来ていますが、今後この施設はどれぐらい後、地域のために地域の中心となっておると思いますが、やはりどれぐらい使われるか、やはり耐用年数がある程度来たら建てかえも必要じゃないかなというふうに考えておりますが、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

新蟹江児童館につきましては、耐用年数30年ということで、間もなく耐用年数満了を迎えます。先ほど答弁させていただいたとおり、現在は安全で使っておりますけれども、もう一度施設のほうに確認をいたしまして、改修が必要な部分から順次進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

よろしく申し上げます。

それでは、小・中学校についてお聞きしたいと思います。

各学校の主たる建物の耐用年数は47年となっておりますが、須西小学校の建築年度は昭和41年、蟹江中学校は昭和40年、この2つの学校の耐用年数は過ぎています。蟹江小学校も昭和44年、もうすぐ耐用年数が来ます。他の小・中学校も、今後10年前後には耐用年数が来ると思いますが、この間外からですが各学校を見て回りましたが、学校によっては施設の建てかえが必要になっている建物もあると考えました。現在までに、この建てかえの問題はどのように考えておられますか。

また、大規模な改修工事は耐震工事以外にされましたか。各学校、教室を対象として建物によっては大規模な耐震改修工事がなされておりますが、建物は耐震改修工事をして、先ほども申しましたようにコンクリート等は劣化します。今後なおどうされるのかお聞きしたいと思います。

また、文部科学省は文部科学省インフラ長寿命化計画を平成27年4月に策定しましたが、

蟹江町は具体的にどのように計画をされますか。そして、学校施設の長寿命化計画策定にかかるコストは現時点ではできていますか。お聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 岡村智彦君

多岐にわたりご質問ございましたが、まず、一番目のご質問ですが、各学校の主たる耐用年数が来ていると。現在までこの問題はどのように考えてきましたかのご質問にご答弁申し上げます。

まず、昭和56年以前の旧耐震基準によって建築された小・中学校の校舎及び体育館は平成15年度に耐震診断を実施いたしました。その結果、構造耐震指標というもののI s値が0.7以上になるように耐震補強工事を実施いたしました。

小・中学校の耐用年数につきましては、議員の言われたとおり47年でございます。須西小学校につきましては、建築年度が昭和41年度、耐用年数終了年が平成25年度となりますが、耐震等改良年次は平成22年度であり、耐震補強工事を行いました。また、耐力度不足の校舎、須西小学校の中におきましても中館と言われるものにつきましては、建てかえを行いました。理論耐用年数の終了年につきましては、平成48年度まで延びた結果ということになります。

耐震補強につきましては、全ての小・中学校が終了しており、それぞれ理論耐用年数終了年度は、蟹江中学校の平成47年度を初め学戸小学校の平成62年度までとなっております。特に各部材の耐用年数はさまざまでございますが、耐用年数はあくまで参考な数字でございますので、耐用年数が来ればその部材が終わるというわけではございません。使用状況、周囲環境などさまざまな要因によって左右されるもので、いつが適切な改修時期なのかを示すのは難しいところでございます。

そこで定期的な点検が重要となってきます。日常の目視点検、専門家による点検などがございます。この問題については点検重視で考えてきました。また、建物の価値につきましては、その施設の社会的価値をどのように見るか、そういうものが一番重要だと思います。学校の場合も今までどおりでなく、少し違った観点から捉えてみて社会的価値を見出す必要があるかもしれません。そういったことが、その施設の寿命を延ばす鍵になるということと考えます。

次に、2番目でございます、大規模改修工事は耐震工事以外にされましたかということについてお答えいたします。

耐震補強の際、さまざまな改修工事も同時に行っておりますが、耐震補強工事以後の大規模な改修につきましては、平成24年度蟹江中学校、蟹江北中学校の空調機の設置、これは学校施設改善交付金という国庫補助のほうの適用となります。また、平成25年度蟹江小学校、舟入小学校、新蟹江小学校の飛散防止フィルムの設置ということで、こちらも学校施設環境改善交付金の適用です。平成26年度、須西小学校、学戸小学校、それから蟹江北中学校飛散防止フィルム設置工事があります。こちらも同様に改善交付金適用です。

平成27年度につきましては、現在、蟹江中学校の飛散防止フィルムの設置、また蟹江中学校、蟹江北中学校の武道場の天井の改修工事ということでございます。こちらのほうも内定ではございますが、学校施設環境改善交付金のほうが武道場天井改修工事のほうに適用されております。

次に、文部科学省インフラ長寿命化計画を平成27年4月に策定、蟹江町は具体的にどのようなにされますかについてお答え申し上げます。

まず、インフラ長寿命化基本計画が平成25年11月に策定され、その策定主体というものは国であり対象施設は全てのインフラでございます。この基本計画に基づき文部科学省及び市町村が策定主体となる公共施設等総合管理計画、こちらがインフラ長寿命化計画と行って行動計画といいますが、こちらについての策定期間につきましては、平成28年度までに策定ということになっております。学校につきましては、文部科学省が平成28年度までに策定される行動計画に基づき個別施設ごとの長寿命化計画、こちらを作成していく予定でございます。これは策定主体として各教育委員会対象施設として各地方公共団体の行動計画において設定していくことになります。

今後、文部科学省が策定する行動計画ができ次第、個別施設計画を策定し、それを核としたメンテナンスサイクルの実進を進めていく考えでございます。

次に、学校施設の長寿命化計画にかかるコストはということでご答弁申し上げますが、先ほど述べましたとおり、文部科学省が策定する行動計画ができ次第、学校施設の長寿命化計画の策定に取りかかる運びと考えますので、コストにつきましては、現在は未定でございます。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

本当に詳しい説明ありがとうございました。

先ほどの話ですと、28年度までに計画を立てると。それから、その後にコスト等は出てくるんじゃないかということに思いますが、この事業は先ほどの話ですと、交付金を中心にして学校ちゅうのは、国からのいろんな補助、県からの補助等々もあると思いますが、どちらかいうと町の費用というのは出費がなくてできるものなのでしょうか。

それから、先ほどの関係なんですが、やはり耐用年数は耐用年数でありまして、建築基準法で耐用年数をうたっている以上、ある程度の目安をそこでしていると思うんですね。それが耐震をした、それからいろんな工事をしたら延びていくというのは、やはりこれは国が定めて、それでいいよということを行っているというふうに解釈してもよろしいでしょうか。その辺をちょっと蟹江町としてはどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 岡村智彦君

まず、町の費用というのは支出がなくてもできるものかという、当然、補助事業というこ

とになりますので、国のほうが3分の1補助というものが大半でございます。そちらに基づきまして、この長寿命化計画というものも同じような国の補助事業であります。こちらのほうにはさまざまな要件がございますので、そういう鉄筋コンクリートの劣化とか壁の劣化、そうでないものに関してはサッシのそういうものをきちんとしなさいとかというように、長く使うというような長寿命化計画を盛り込んでこちらのほうの補助を受けるという格好になります。

費用のほうは当然、町費のほうも出ますが補助対象ということになります。また耐震のほうの耐用年数のほうは国が定めたということになりますが、文部科学省のほうでも一応耐用年数というものも大体、一番最初にお答えしました総務課長が理論年数とかそういうようなふうで、大体総合的にこう考えますというような耐用年数というものはあくまで表がありまして、そちらの長寿命化計画に基づくと耐震等の改良を行って耐用年数が延びますよという計画ですので、私が先ほど小・中学校のほうの考えているものを申しましたとおり、やはり目視をして点検をしてということで、あくまで耐用年数はそこまでの基本になる数字だけだということだと思いますので、それをもとにこれから各計画を立てていくという格好になると思います。

以上です。

○12番 吉田正昭君

よくわかりますが、やはり目視してその都度直していくということになれば、コストも非常にかかると思います。当然、これ先ほども町のお金も大分出ていくわけですよ。各学校、施設たくさんあります。それから公共施設、役場庁舎もそうですし、先ほど話が出ました消防署等もそうです。これからは物すごく町の出費というか町の費用がどんどん出ていくんじゃないかなというふうに非常に心配しておりますが、やはり思い切って建てかえるときは建てかえてもいいんじゃないかなというふうには考えておりますが、よろしくお願ひします。

それから、総務民生常任委員会の所管事務調査に提出されました資料によれば、今後の大型事業（3カ年計画）について、小・中学校の空調設備設置工事に、事業費として約4億3,000万円、総額約5億7,000万円と考えているようですが、具体的な内容及びスケジュールはということですが、先ほど少し答弁されたかと思ひます。空調設備はもう一部されているようなお話ですが、また、最近のトイレの話なんです、前も出たような記憶がありますが、最近のトイレはほとんど洋式です。蟹江保育所に行ったときは洋式でした。今の子供は生まれたときから洋式を使ひます。いまだに小学校では改修されていない学校もあると聞いておりますが、予算が組めないのでしょうか。今後の工事日程と工事に必要な総額をお聞きしたいと思ひます。

○教育部次長兼教育課長 岡村智彦君

まず、空調関係につきましては先ほど述べさせていただきましたが、平成24年度に学校施

設環境整備交付金というものを受けまして、蟹江中学校、蟹江北中学校の普通教室、こちらに空調機を設置いたしました。工事費は約2,200万円、交付金につきましては780万円ほどでございました。こちらのほうは、国庫補助額というものの算定が普通教室1平米当たり2万500円掛ける補助率3分の1というような計算でございます。平成27年度につきましては、小学校の空調機の設置に向けて、須西小学校のキュービクルの改修工事を実施いたしました。工事費につきましては800万円ほどでございました。

小学校の普通教室の空調機設置工事につきましては、平成28年度以降2カ年計画をしております。須西小学校、学戸小学校、蟹江小学校、その後また舟入小学校、新蟹江小学校という計画でございます。これで普通教室のほうには2年間で終了という計画を立てておりますが、しかし、小学校の特別教室とか中学校の特別教室のほうですが、こちらのほうもございまして、これは3カ年において計画をしておりますので、小・中学校全ての空調整備の設置工事、こちらの事業費につきましては、議員が言われたままとおりの約5億7,000万円の予定ということで考えております。

次に、トイレの改修工事についてお答えをいたします。

トイレの改修工事につきましては、各学校洋式トイレは設置されていますが、全部全てではございません。トイレの洋式化とか乾式化につきましては校舎全体の長寿命化改修にあわせて計画していく予定でございます。小学校普通教室の空調整備後にそちらのほうを考えております。現在の洋式トイレの設置数は新しく改築工事をした校舎は数が多く、各フロアに設置はしてありますが、その他の校舎については数が非常に少ないのが現状でございます。

さきに述べましたとおり、各学校のトイレの改修工事につきましては、他の改修工事とあわせて平成28年度の文部科学省長寿命化計画作成後、計画に基づいて実施をする予定であり、現在、金額につきましては未定でございます。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

長寿命化計画に基づいての事業ということの答弁ですが、やはりお金がどうしても絡んでくるわけで、その意味はよくわかりますが、最低限必要な設備投資、改修等は町費でやる方法もあるんじゃないかなというふうに考えておりますが、やはり今必要なことは早急にやっていただきたいというふうに考えております。

それから、あと、いろんな難しい問題があるかと思いますが、一つ一つ早く、温暖化で教室も暑いと思います。早く進めていただきたいと思います。

それから、次におきまして、この前、政府は温暖化対策の一つとしてエネルギーを多く消費する白熱灯と蛍光灯について2020年度をめどに実施的に禁止する方針を固めて、省エネ性能が高いLEDに置きかえを促すと載っていましたが、今後LEDは照明が明るいですから、学校は最初に取りかえるべきかと思います。他の公共施設の対応も必要と思いますが、今後

この事業において工事費が大変かさんでくると思います。空調設備設置工事と同じようにかさむと思いますが、工事費等に関してはどのように考えてみえるかお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 岡村智彦君

次に、LEDの変更についてお答えをいたします。

新蟹江小学校の屋内運動場の照明というものは、学校施設環境整備交付金事業といたしまして平成28年度にLEDへの変更を計画しております。こちらのほうは床面の総改修とあわせて施工をする考えでございます。

これにつきましては、学校施設環境改善交付金を受けて約1,400万円ほどで計画はしてございます。ほかの学校では、安易に電球の交換ができるオートリフト式の照明器具に改修をしておりますので、そちらのほうの日から浅いということもございますので、現状での利用を考えております。白熱電球の購入が平成32年、2020年ですが、こちらで終了する予定でございますので、平成32年度からは改修を計画していきたいと思っております。

その他の学校につきましては、平成32年度からの実施計画のため、学校施設環境改善交付金の額によって変動しますが、先ほど申しました長寿命化計画に基づいて行っていきたいというように考えております。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。

なるべく早くお願いしたいと思います。

それで、学校の件なんですけど、全国、都会、都市部でも、それから農村部でも山間部でも離島でも、どの地域においても、その地域の中心は子供たちを中心とした学校にあります。学校は地域活動の拠点であります。そのような大事な学校が、既に耐用年数が来て建てかえの時期を迎えています。長寿命化計画についてもコストがかかります。中途半端より思い切って建てかえの計画を進めるべきだと考えますがどうでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 岡村智彦君

長寿命化計画で建てかえというよりは、まず学校施設の長寿命化計画というところの計画の目的、策定の目的というものが、まず、よりよい教育環境の確保、それから効率的、効果的な老朽施設の再生によるトータルコストの縮減、予算の標準化、今後の方針の急変による学校関係者、地域住民の理解の促進というところが目的となっております。長寿命化計画に盛り込むところということは、長くそういうように効率的にそういう施設を使っていくということになりますので、建てかえというところに関しましては極力財政のほうと協力をいたしまして最大限そういう設備などやる部分に関しては行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○12番 吉田正昭君

それでは、次に、今回の質問は、現在存続している建物・設備・施設を中心として考えていまして、中央公民館分館、産業会館は昭和63年に、歴史民俗資料館は昭和53年に建設されたと思っておりますが、耐用年数は50年であります。現在、大規模な改修、修繕工事をしていますが、これは耐用年数前の一般的なスケジュールに基づいての工事と考えるのが妥当でしょうか。

また、工事内容及び金額はどれぐらいでしょうか。

それから、他の施設にも耐用年数が半分ぐらい過ぎた建物、例えば舟入ふれあいプラザ・舟入児童館・学戸ふれあいプラザ・学戸児童館等があります。このような建物も順次改修、修繕工事が必要になると考えておりますが、長期的な計画は立ててありますか、お聞きしたいと思います。

○生涯学習課長 伊藤保光君

蟹江中央公民館分館のほうの工事のことにつきましてご答弁させていただきます。

蟹江中央公民館分館につきましては、昭和63年に竣工しまして、築27年となっております。それで、外壁等も相当傷んできておりまして、今回、平成27年度に工事のほうをやらせていただいたわけですが、工事のほうの請負金額のほうは4,550万400円となっております。工期のほうは平成27年7月2日から平成28年2月26日となっております。

それで、あと、主な工事内容としまして、外壁、屋上の防水改修、各階トイレのほうに洋風便器を1基ずつ備えました。また、1階にございます多目的トイレのほうの改修と、あと1階ロビーのところの照明の改修、換気扇の取りかえと、あと高圧ケーブルの張りかえが主な工事内容となっております。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。

それでは、先に進みたいと思います。

次に、水道及び下水道についてお尋ねしたいと思います。

水道事業は厚生労働省が平成25年に人口の減少と東日本大震災の経験をもとに、新水道ビジョンを新たに策定・公表し、地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道として、水道水の安全の確保、確実な給水の確保、供給体制の維持の確保としての目的を定めました。

そこでお尋ねしますが、人口減少、そして節水率の高いトイレ等により、使用率の減少により財政が苦しくなること、例えば赤字になるようなことはないでしょうか。

また、古い水道の本管の経過年数及び長さはどうですか。年度ごとの事業によると思いますが、1年間に本管の取りかえ工事は何キロでしょうか。地震時に対応した本管の耐震化率は現在どれぐらいでしょうか、お聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、浄水施設、タンクの耐用年数と耐震化率はどのようになっていますか。また、今後、施設の取りかえはどうでしょうか。そして、毎年の事業ですね、例えば本管取りかえの策定及び事業予算・金額等はどのように組んでおられますか、お聞きしたいと思います。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

それでは、まず、最初に、水道事業は人口減少、そして節水率の高いトイレ等により使用率の減少により赤字になることはないかというご質問でございますが、平成26年度決算においては、3条決算で黒字を計上させていただいておりますが、水道料金で前年対比しますと1,017万2,000円の減額になりました。

また、有収水量では59トンの減量となり、水道事業を取り巻く現状は少子高齢化が進む中、大変厳しい状況でございます。水道事業者には大変厳しい時代ではありますが、安全で安心な水を安定して供給するため経営努力をしてみたいと考えております。

次に、古い水道管本管の経過年数、長さについてでございますが、蟹江町水道事業が設立されたのが昭和46年でありまして、それ以前の簡易水道の時代から受け継いだ管については経過年数がわかりかねますが、耐用年数が40年を超えたものが、約80キロほどございます。また、1年間に何キロかえるかということでございますが、平成24年から年間約2キロほどの布設がえをしております。

また、本管の耐震化率でございますが、配水管の耐震化については、平成26年度末における配水管延長及び耐震化率は総配水管延長で203キロ、耐震管延長で20.7キロ、耐震化率は10%でございます。

また、浄水施設、タンクの耐用年数と耐震化でございますが、平成16年度に水道施設老朽化耐震診断業務を行い、その診断結果により平成17年度に機械棟の耐震補強工事を行いました。また、事務所棟、配水池、タンクでございますが、良好でございました。浄水施設の建設年度は機械棟が昭和46年、事務所棟が平成10年、配水池、タンクでございますが4基ありまして、古い順に昭和51年、53年、57年、平成2年でございます。

次に、浄水施設と耐用年数でございますが、主なものについて述べさせていただきます。

水道配水管については40年、配水池、タンクについては60年、ポンプについては20年、電気設備については15年、建築物については50年でございます。

今後の取りかえについてでございますが、今後の更新につきましては、現在配水ポンプが6台ございます。耐用年数に達したのから順次更新してみたいと考えております。配水池については4池ございまして、緊急遮断弁のある2池については、22年、23年度に修繕をしておりますが、残り2池についても順次修繕をしていきたいと思っております。

また、配水管については、平成22年度に管路耐震化計画を策定しており、それに従いながら状況に応じて順次進めております。

あと、予算については、順次その都度いろんな工事が出てまいりますので、それに従いまして、組みせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。

それでは、水道施設による飲料水の給水サービスを継続していくための必要な補修、更新といった施設管理に必要な費用とそのため財源を算定し、長期的視野に立って水道事業を経営していくことという厚生労働省が定めた、水道事業におけるアセットマネジメント資産管理の取り組みについてはどのようにされているかお聞きしたいと思います。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

水道事業におけるアセットマネジメントの取り組みについてでございます。

水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）とは、水道ビジョンに上げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動を指します。

水道におけるアセットマネジメント（資産管理）の実践においては、水道事業の特性、代替性が小さい、受益者負担が原則を踏まえつつ、技術的な知見に基づき現有資産の現状・健全度を適切に診断・評価し、長期的更新需要見通しを検討するとともに、財政支出見通しを踏まえた更新財源の確保方策を講じる等により、事業の実効可能性を担保する必要があると定義されております。

また効果としては、中長期的な視点を持って、更新需要や財政収支の見通しを立てることにより、財源の裏づけを有する計画的な更新投資を行うことができ、計画的な更新投資により、老朽化に伴う突発的な断水事故や地震発生時の被害が軽減されるとともに、水道施設全体のライフサイクルのコストの減少にもつながる。また水道施設の健全性や更新事業の必要性・重要性について説明責任を果たすことができ、信頼性の高い水道事業運営が達成できることから、今後、厚生労働省、愛知県健康福祉課の指導のもと取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。詳細にどうも説明していただきました。

水道においては、今後も水道の供給に支障のないようにしていただきたいとお願いしておきます。

次、下水道ですが、現在までどれぐらい事業費はかかったんでしょうか。

先ほども言いましたが、今後の大型事業に示された3カ年計画によれば公共下水道整備事業が約24億円とあり、事業の総額は約181億円とありますが、今後の事業の計画はどのよう

になるのでしょうか。そして、その事業において町の起債はどれぐらいの金額になるのでしょうか。

工事も順調に進んで面積的にも大きくなってきたと考えておりますが、現在の接続率はどのようでしょうか。

そして、今後、使用料金で維持管理ができるか心配しておりますが、その点はどのようでしょうか、お聞きしたいと思います。

○下水道課長 加藤満政君

下水道事業で現在までどのぐらいの事業費ですか、についてお答えいたします。

平成26年度までに約74億5,700万円でございます。平成27年11月末までに約81億8,500万円でございます。

続きましての質問でございますが、3カ年計画によれば約24億円とあり、総額は約181億円とあるが、今後事業費はどのようになるのかの質問にお答えいたします。

3カ年計画での総額約181億円につきましては、平成27年度以降に整備する金額でございます。今年度、愛知県では全県域汚水適正処理構想を策定しており、それにあわせて蟹江町として蟹江町汚水適正処理構想案を策定し、広報、ホームページでお知らせしまして皆様の意見を聞く予定でございます。

今後の事業費につきましては、平成42年度までに約130億円の費用を見込んでおりますが、今後社会情勢に合わせて工事費の変動や布設した下水道管等の維持管理等により今後の需用費の変動があると思います。ご理解のほどをよろしく願いいたします。

続きましての質問でございます。

全体の起債はどれぐらいですかとの質問にお答えいたします。

平成26年度末で約36億3,000万円でございます。平成27年7月にご報告させていただいておりますが、平成42年度末で約72億7,000万円になる状況でございます。これにつきましては、借入額、借り入れ利率によって変動をいたしますので、ご理解のほどをよろしく願いをいたします。

続きまして、現在の接続率はどのぐらいですかとの質問にお答えをいたします。

11月末現在、皆様の深いご理解により、処理可能区域人口1万5,782人分の下水道への接続済み人口1万338人に100を掛けまして65.5%でございます。

最後に、今後使用料金で維持管理できますかの質問にお答えいたします。

平成26年度決算におきまして、下水道使用料収入はおおよそ1億3,700万円ございました。一方、維持管理にかかりました費用は、おおよそ1億8,465万円でございます。使用料収入が4,765万円不足となっております。なお、不足分につきましては、一般会計からの繰り入れをいただいております。

以上でございます。よろしく願いします。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。

現時点では赤字になっておるといことですが、接続率を上げていただいて、ぜひとも普通の経営状態になるように努力していただきたいと思います。

それでは、次ですが、11月28日土曜日の中日新聞に、国土交通省は地方自治体が管理する橋やトンネルの2014年度の老朽化点検結果を公表とありました。そこでお聞きしますが、蟹江町において4段階評価の中に含まれた案件はありましたでしょうか。

また、町が管理する町道の長さ、面積もでしょうけれども、及び橋の数はどのようになっていますか、お聞きしたいと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、吉田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、初めに、国土交通省は2014年度から道路橋・トンネルの全数点検を実施するために、維持修繕に関する省令・告示において、5年に一度近接目視を基本とする定期点検を行うことを義務づけました。

したがって、この点検結果を4段階に区別し評価したものを、議員が言われましたとおり、11月28日の中日新聞で全国の結果が公表されました。

そこで、議員がお尋ねのまず4段階評価の関係でございますが、4段階評価の区分といたしましては、①が健全、②が予防保全段階、③が早期措置段階、④が緊急措置段階のことでございまして、議員が言われました緊急措置段階のことがあったのかどうかということでございますが、まず、蟹江町の4段階評価の結果を申し上げます。

①健全が8橋、②予防保全段階が11橋、③早期措置段階が4橋、緊急措置段階はゼロ橋でありました。合計で蟹江町の管理している道路橋104橋でございまして、したがって、先ほども言いましたとおり緊急措置に講ずるような橋はございませんでした。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

緊急措置に講ずるような橋はなかったということかと思いますが、やはり順次直していくべきものは直していかなきゃいけないのでして、今後予算を立てながら進めていただきたいと思います。

次、ところで、蟹江中学校の西側、東郊線ですね、都市計画道路でいえば七宝蟹江線ですが、歩道が非常に狭いところです。近鉄の踏切もありますし、中学生が試験等の後、一斉に下校しますと、徒歩の学生と自転車の学生と多数の生徒がまじり合います。道路の歩道も踏切内歩道も非常に狭いです。中学校の先生たちも心配して指導に当たってみえます。そのようなときに車の運転をしていると、非常に危険を感じます。ここは町道と認識しております。計画道路にも指定されているのに、なぜ町は積極的に改善しなかったのでしょうか。町はど

のように認識しているかお聞きしたいと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、東郊線の歩道整備についてお答えをさせていただきます。

初めに、町道のご関係でございますが、先ほど言われました七宝蟹江線は都市計画道路でございます。整備に際しましてはご存じのとおり歩車道を明確に分離し、歩行者の安全を図るため歩道を整備してございます。

このような都市計画道路に限らず、主要道路には県道・町道を問わず歩道が整備されている道路がございます。この役場周辺だけを見ましても、学戸小学校と学戸公園の間を南北に通る学戸中央線や蟹江川・記念橋につながる源才線などは都市計画道路ではございませんが、歩道が整備されてございます。

ご質問にあります蟹江中学校西側の町道東郊線も、都市計画道路としての整備はまだではございますが、主要道路の位置づけから歩道が整備されております。

歩道の幅員につきましては、その整備する年次により道路構造基準が異なることから、前に述べましたとおり、道路等の歩道は古い基準で整備されております。現在のバリアフリー対策を鑑みた歩道幅員の基準に比べると少し狭い状態になってございます。蟹江中学校西側道路歩道も狭い歩道であることは認識をしてございます。

歩道も狭いところは認識しているものですから、今後町内には危ないと思われる歩道があることのご指摘でございますので、今後町内の狭小歩道を改善することは、用地の確保から大変大きな問題もございまして、一朝一夕にはなし得ることは非常に難しい状況であることはご理解いただきたいと思っております。

このような状況の中、蟹江中学校西側の歩道整備に当たっては、都市計画道路七宝蟹江線として整備することが望ましいと考えておりますが、街路事業として町が施工主体となって整備することは極めて困難であると思っております。

そんな中でこれまでの議会でもご説明させていただいておりますように、東郊線の県道格上げの早期実現に向けまして、努めていきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

都市計画道路に入っているとか、いろんな条件等々はあって、今のお話ですと、なかなかできないよというようなことに聞こえてしまったんですが、先ほどの東郊線ですが、やはり今説明がありましたように、車道と歩道が縁石で分けてありますし、ご存じのようにもう理解してみえるというふうに思いましたが、その歩道に関しては狭いとかいうことは十分承知してみえるみたいですし、また私から言えば、傾いていたり、でこぼこしていたり、歩行者に優しくありません。お年寄りや乳母車を押しているお母さん方にも大変です。私も歩いた

り、自転車に乗っていたりすると危険を感じるころであります、今言われましたように、例えばできませんよというのではなくて、蟹江町においてある程度年次計画をもって順次改善事業として歩道の拡張というのは行うべき事業の一つではないかというふうに私は考えておるんですが、道路等においては緊急性のあることは仕方ありませんが、やはり継続性のある事業は町独自ですべきではないのかなというふうに考えておりますが、その辺はまたどうでしょうか。

それから、やはり蟹江町における町道及び橋の修繕に関しては非常に遅いというふうに考えておりますが、これに関する年間の事業費等はどれぐらいかけてみえるかお聞きしたいと思えます。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

まず、歩道の今度設置事業ということで、計画的にということでございます。

道路につきましては、路面正常調査等を行いまして、順次悪いところから年次計画をもって今進めているのは現状でございます。そんな中で歩道も同じようにということでございます。こちらにつきましては、やはりまだ現段階では、全て蟹江町を調査しているわけではございませんが、やはり必要であるところは一応検討というか調査をしてみたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

次に、橋の点検の関係でございますが、これはもちろん先ほど言いましたとおり、26年の7月1日より道路法の改正がございましたが、それ以前に長寿命化計画というのがございまして、毎年度104橋に対しまして点検を行っております。例えば平成27年度でございますと、1橋を委託点検を行い、工事を2橋行い、28年度につきましては3橋を委託、1橋を工事をしたいというような、こういう計画的なものを持っておりまして、きちっと計画的に毎年度104橋を5年間の中で終わっていくような形を現在進めておりますので、こちらのほうで今後も進めていく予定でございます。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。

やはり早く調査して、事業費をつけて事業として歩道の整備に取り組むべきじゃないかなと思えますが、どうも見ていますと年間事業費が非常に少ないんじゃないかなと、補修にかける事業費が少ないんじゃないかなというふうに考えておりますので、今後やはり補修にかける事業費をふやしていただけたらと財政のほうにはお願いしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それから、先ほどのことなんですが、国道1号線の一部では、車道と歩道の境の縁石を棒状のガードレールにしてあるところがあります。先ほどの東郊線等におきまして、歩道の狭いところは少しでも歩道が広くなるように変更できないでしょうか、お聞きしたいと思えます。

す。そのような事業はできないでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

先ほども少しお答えをさせていただきましたが、今そのような状況のところは何カ所もあるように聞いてはございます。もちろん計画的に進めていくべきだと考えておりますので、状況を目視してきちっと取り組んでいくことは、いけるところからやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○12番 吉田正昭君

よろしくお願いたします。

それでは、最後ですが、先ほどからの質問の内容にもありましたように、今後蟹江町における既存のインフラ整備は莫大なお金がかかると思っています。現在ある施設の建てかえ、一番近いところでは蟹江中学校の北側の解体した蟹江学童保育所分館の跡の保育所建設、そして老人福祉センター分館の跡の新施設の建設、また先ほどからも質問しましたように、今後しなければならない保育所、小学校等の建てかえ、改修工事、そして水道及び下水道、今質問させていただいた道路、橋の維持管理等々、各事業において今後相当な資金が、私が思うには100億円単位のような予算がかかってくるんじゃないかなというふうに考えておりますが、今後少子高齢化社会を迎え、将来の蟹江町の財政の収入を心配し、今後の財政状況を非常に心配しております。新たな公共施設、例えば今計画に上っているJRの南から北に通るための橋上駅という自由通路の町道の建設も大切なことではありましようが、まず耐用年数が切れてしまった、耐用年数が来ている公共施設の整備に、長寿命化政策ということもありますが、公共施設の整備に力を入れていただき、住んでよかった、住み続けたい、そのような住みよいまちづくりを目指していただくことを要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で、吉田正昭君の質問を終わります。

質問6番 石原裕介君の「蟹江町における学童保育の充実について再度問う！」を許可いたします。

石原裕介君、質問席へお着きください。

○3番 石原裕介君

3番 新風の石原裕介です。

ただいま、議長より許可をいただきましたので、質問事項にあります、蟹江町における学童保育の充実について質問させていただきます。

平成27年4月に児童福祉法が改正され、学童保育の対象が小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童（3年生）から、小学校に就学している児童（6年生）までに変更されました。

それを受けて、以前から取り組んでみえる市町村も含め、全ての近隣市町村が小学校1年生から6年生までの児童を対象とした学童保育を実施しております。

そこで、私は現在、全学年を対象とした学童保育を実施している近隣市町村に実際に話を聞いてまいりました。その中で、さまざまなお話を聞くことができました。その内容もお伝えしながら質問を進めさせていただきたいと思います。

この議案は、6月の一般質問でも取り上げさせていただいた議案であります。これから質問させていただく内容につきまして、ぜひ蟹江町にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。再度質問させていただきます。

平成27年度の児童福祉法改正を受けて、全ての近隣市町村が小学生全学年を対象とした学童保育を行っておりますが、蟹江町は、いまだ、なぜ全学年を対象としていないのか、お聞かせください。

○子育て推進課長 寺西 孝君

お答えをさせていただきます。

現在、本町においては4つの学童保育所を開設いたしております。平成28年度からは新たに舟入学童保育所を開設し、全小学校区に学童保育所がそろうこととなります。去る11月4日から16日にかけて、平成28年度の学童保育所の1年生から3年生を対象とした入所申し込みの受け付けを行いましたところ、蟹江学童保育所が受け入れ可能人数60人に対して77人、新蟹江学童保育所が受け入れ可能人数40人に対して47人、須西学童保育所が受け入れ可能人数30人に対して33人、学戸学童保育所が受け入れ可能人数60人に対して68人、舟入学童保育所が受け入れ可能人数20人に対して16人、トータルでは、受け入れ可能人数210人に対して合計241人と、多数のお申し込みを頂戴いたしました。今年度の学童入所数が239人でございますので、ほぼ同数に当たるお申し込みを頂戴したところでございます。1年生から3年生の受け入れにつきましては、今年度同様学戸児童館の児童クラブ室を活用させていただいて、入所につきまして最大限努力してまいりたいと考えております。

以上のことから、各小学校区の学童保育所におきまして、4年生以上の学童の受け入れが大変厳しいのが現状でございます。

以上でございます。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。

今、人数のほうがかかなり定員が多く、厳しいという状況でした。

今回お話を聞かせていただいた愛西市の一つ例に挙げますと、平成27年4月の児童福祉法施行に先駆けて、事前のアンケートを実施され、その結果、小学生全学年を対象と希望される意見が多かったため、それに対応できるよう保育士の充実と建物の増設等を行って、児童福祉法改正が施行される1年前の平成26年度より、小学生全学年を対象とした学童保育を実

施されています。

また、弥富市では、先に取り組み始めた愛西市に、内容や実績等の話を聞きに視察にも行かれて、それを参考にして検討を重ね、今年度の4月に間に合うよう小学生全学年を対象とした学童保育を実施しております。

そこで少しちょっと聞きたいんですけども、蟹江町はこの児童福祉法改正法を受けて、アンケートとか、また事前調査等は行われましたでしょうか。お聞かせください。

○子育て推進課長 寺西 孝君

子ども・子育てによるアンケートを平成25年度に実施をいたしました。それによりまして、高学年の学童保育、児童福祉法の改正もございましたということで、学年枠が外れましたので、今年度から新蟹江小学校の余裕教室を活用いたしまして、町内全ての高学年児童の方を対象といたしまして高学年学童保育所を開設いたしましたところでございますけれども、夏休み期間だけの開設ということと、それもありまして、あと保護者の方に児童の送迎等で大変ご不便をおかけしておると考えております。

以上でございます。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。

児童福祉法のアンケート調査をもう少ししっかりしていただいて、学童保育にももう少し前向きに進んでいていただきたいと思います。

先ほどのご答弁の中で、小学校の余裕教室の活用については、教育委員会にも働きをかけて協力、検討をしていただけるのか、お聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

高学年の学童保育ということではありますが、これにつきましては小学校の余裕教室の観点から、子育て推進課からお聞きをしております。そういうことですから、本年度、まず新蟹江小学校でそういうことを、夏休みの間ですけれども、教室の1階のところですが、行っていただいたということでもあります。

来年度以降も、現在様子を見ていますと、新蟹江小学校さんではやっていただけるんじゃないかな、活用できるんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、ほかの学校につきましては、現在の子供の数、そして教室の数等々の関係がありますし、そういうような状況を把握しながら、協力できるのであればそういう対応をしていきたいというふうに思っております。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。

小学校の余裕教室もこれから活用できるようよろしく願いいたします。

次に、大治町のお話をさせていただきます。大治町は児童福祉法改正にあわせて、大治町

子ども・子育て支援事業計画、27年度から31年度を作成し、その中には幼児期の教育、保育の量の見込み人数や、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等が調べられております。それに基づいて、計画に沿って学童保育事業に取り組んでいかれるそうです。

お話を伺った方は実際に現場に携わっている方で、大治町における現状としては、小学校1年から3年生までに限定した対象としても、学童保育を利用したい児童が多いというお話しでした。それにもかかわらず対象を6年生まで引き上げて、施設の増設も計画して、5年後には待機児童はゼロを目指そうと努力されております。

蟹江町においては、本年度行ったことは、夏休み期間中に新蟹江小学校の余裕教室を活用し、高学年児童を対象とした高学年児童保育所を開設されましたが、その活動の実績、内容、また利用者の居住場所等を含めてお願いします。

○子育て推進課長 寺西 孝君

では、平成27年度と平成28年度の申し込みの状況について答弁させていただきたいと思えます。

平成27年度につきましては5名のお申し込みを頂戴いたしました。内訳といたしまして、新蟹江小学校5年生児童が2名、6年生児童が1名、学戸小学校5年生児童が2名でございました。平成28年度でございますけれども、現在9名のお申し込みをいただいております。内訳といたしましては、須西小学校4年生児童が1名、新蟹江小学校4年生児童が2名、5年生児童が1名、6年生児童が2名でございます。学戸小学校の4年生児童が2名、5年生児童が1名、合計9名でございます。

以上でございます。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。

本年度は5名で、28年度は9名、定員は20名のところ、実際の利用者は余りにも少ないと思えます。町としてはどう捉えてみえるかわかりませんが、これは需要が少ないということではなく、利用したいと思う立場ではないということの証明だと思えます。

今年度の利用者の居住地域を見ましても、新蟹江小学校からが3名、学戸小学校からは2名と、学区外からが少ないのはもちろんのことですが、新蟹江小学校の学区内の利用者がこんなにも少ないということにちょっと問題があると思えます。

私が思う1つとしましては、兄弟で低学年、高学年両方の児童がいて、同じ学区にもかかわらず、1人は学童保育所、また1人は新蟹江小学校と預ける場所が異なり、利用する側としては非常に使いづらいと考えます。学区外の方はもっと利用しやすいのではないのでしょうか。これは蟹江町として、とりあえず夏休みの高学年を受け入れる場を設置しただけと、利用する人の立場に立って考えていないと思えます。

周りの小学校の子供さんを持つ親御さんにいろいろ話を聞いてみましても、朝は洗濯もし

たり、朝食もつくったり、また弁当もつくって、化粧もしないかと。忙しいと。今現在の蟹江町の高学年保育に対する取り組みと実際の親御さんの要望と、ちょっと差があると思います。

定員を超えた地域の受け入れ場所の確保など、さまざまな問題はありますが、まず、できることから始めるという前向きな取り組みが必要だと思います。例えば、まだ多数あきのある須西や舟入学童保育所から全学年を受け入れを始めるとか、学戸地区に関しましては、夏休み期間中だけでなく、1年間を通して学童児童館を利用できるようにするとか、少しずつですけれども幅を広げて、できることから少しずつでも取り組もうという姿勢が大切だと思います。少しずつの取り組みも進めながら、町民にアンケートや調査等、要望に合った対応を目指していくことが必要です。

周りの市町村も恐らく抱えている問題は変わらないと思います。それでも、試行錯誤しながら、児童福祉法改正の流れに乗って取り組みを始めています。蟹江町の現在の取り組みではかなりおこなっていると思います。

現在、蟹江中学校北側にゼロ歳から2歳児対象の保育所を建てることですが、そこに通う子供たちもいずれ成長し、学童保育を利用する 때가来ます。人口増加を目指す面においても、共働き世帯が増加している社会に対して対応するためにも、学童保育の充実は不可欠であると考えます。

学童保育を全学年対象としていないのは近隣市町村の中では蟹江だけです。そのことについてどう思われますか。最後に今後の考えも含めて、町長にお聞きします。

○町長 横江淳一君

石原議員から叱咤をいただきました。大変ありがとうございます。

児童福祉法改正されたのは十分理解はさせていただいております。当蟹江町も子育てに力を入れている、入れていると言いながら、余り近隣の町村と比べるとおこなっているんじゃないかという指摘も十分受けとめさせていただいております。名古屋市状況、そしてほかの政令指定都市も含めて、事情がさまざまというふうに私は思っています。

特に、トワイライト教室はどうなんだという、そちらの方向も我々も視野に入れたわけですが、空き教室がやはりなかったということで、できるところからまず始めようと。若干その取り組みが遅くなったことに関しましては、全て私の責任でございます。ある意味、新たな民間にお願いをする保育所も、これからのあり方も含めて、しっかりとお話をしながら、空きスペースに仮に学童保育のお願いができるようなところがあれば、積極的にお願いしに行く、そしてまた、先ほどご指摘いただきました児童館の空きスペースも十分使わせていただき、それぞれの地域にある児童館を利用していくという手も十分あるというふうに思います。ただ、指導者の確保だとか、それから先生の確保もこれから不可欠でありますので、これも含めてやっていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、人口増を見据えた地方創生をやると言っておきながら、片手落ちではないかというご指摘、十分ご理解をさせていただきましたので、しっかりとそれを踏まえた上でやっていきたいというふうに考えておりますので、ご協力、ご支援、よろしくお願いしたいと思います。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。

町長の前向きなお言葉をいただいて安心いたしました。今後も教育委員会と話し合いながら、協力をしていただき、ぜひ早い段階で学童保育の全学年を対応できるようよろしくお願いし、また検討していただきたいと思います。

では、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で石原裕介君の質問を終わります。

質問7番 松本正美君の1問目「生活困窮者への自立支援について」を許可いたします。

松本正美君、質問席へお着きください。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。

今、議長より許可をいただきましたので、通告書に従いまして、1問目「生活困窮者への自立支援について」質問をさせていただきます。

仕事や健康などで経済的に困窮する深刻な問題を抱えた人を、生活保護に至る前の段階から支え、自立できるように積極的に後押しをする生活困窮者自立支援法が本年4月から始まっています。

現在、失業や病気、障がい、引きこもりなどの事情から生活に困窮している人は多く、有効な支援を受けなければ生活保護制度を利用せざるを得なくなるおそれがあり、早目の対策が求められているところであります。

この生活困窮者自立支援制度は、経済面や家族関係、精神的な問題など、さまざまな理由で生活が困窮する人たちを、地域で自立して生活できるように、個々の状況に応じ、その人の主体性を尊重しながら、相談を自治体が幅広く受け入れ、就労などの必要なサービスにつなげていく制度であります。

本年4月より生活困窮者自立支援法が施行され、本格的な制度の実施へと移行されました。こうした中、生活が困窮した場合など、各市町村の生活相談窓口で相談した場合に、たらい回しの対応をされることは、相談者にとって大変なストレスになり、役所に向かう足もとまり、必要な情報も支援も得られず、生活が破綻する事例も少なくありません。

全国の全ての市と福祉事務所を設置している町村は、4月以降、生活困窮者の複合的な課題に包括的、そして一元的に対応する窓口、ワンストップ相談窓口を設け、対応を始めてお

ります。

本年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、本格実施に当たり、本町の生活困窮者自立支援事業の窓口は県の海部福祉事務所ですが、蟹江町の生活困窮者の自立相談、そして生活相談の最初の相談窓口は住民課でもあります。本町では、今回の生活困窮者自立支援法の施行について、住民の皆様への周知はどのようにされたのかお伺いします。

また、県の海部事務所での生活困窮者自立支援法施行に伴う支援事業の実施の取り組みについてもお伺いしたいと思います。

○住民課長 鈴木 敬君

まず、議員からいただいたご質問、先に生活困窮者自立支援法の施行の周知についてお答えさせていただきます。

松本議員がおっしゃったように、平成27年4月1日より、県または市などの福祉事務所設置自治体が自立相談支援機関を設置し、生活困窮者への相談支援の実施や住宅確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることになりました。

蟹江町は愛知県海部福祉相談センターの所属エリアにあり、本町の窓口に愛知県が発行している「4月から生活困窮者への支援制度が始まります」という見開きA3判のパンフレットを設置し、周知に努めています。また、相談者が来庁された際、説明資料の一部としてこれを配布しております。今後は、町広報、ホームページなどへの掲載による周知などについても検討したいと考えております。

2問目の質問です。法施行に伴う支援事業の実施及び取り組みについてであります。

海部福祉相談センターでは次の事業を行っております。

まず、必須事業であります自立相談支援事業であります。こちらは就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施する事業であります。それからもう一つ、先ほど申しました住居確保給付金です。こちらは離職により住宅を失った生活困窮者に対し、家賃相当の住宅確保給付金を有期で支給しておる事業であります。

蟹江町における平成27年4月から今までの8カ月間の実績としては、自立相談支援事業は10件、そのうち実際に就労につながったものは1件、住宅確保給付金については実績はありませんでした。

必須事業ではありませんが、就労訓練事業も行っております。こちらは都道府県知事が事業認定し、就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施している事業であります。蟹江町における平成27年4月からの8カ月間の実績はありませんでした。

以上であります。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

今回の生活困窮と一口に言いましても、経済面やまた家族関係、そして介護の離職、そし

て精神的な問題など、多くの理由が複雑に絡み合っている場合もあります。どこに相談すればよいかわからない、そういった悩みの方にこそ、今回の制度で対応しなければならないと私は考えております。

この制度は、これまで制度のはざままで支援が受けられなかったそういう方に対して、包括的な支援が受けられるようになったということでもあります。特に、先ほど課長のほうからもお話がありましたように、周知については町の広報だとかホームページでまた検討もされるということなんですが、本町でも相談体制が広がったという、そういう制度であるということをしかりと町民の皆様にはわかるように周知をしていただき、取り組んでいただきたいなど、このように思います。

特に、本町の住民の皆様の中には生活相談窓口を知らない方もお見えです。相談窓口を周知していくためにも、住民にわかりやすい相談窓口というのは大変必要になってくるのではないかと。特にこちらのほうは、県の福祉事務所との相談体制をとっていく上でも最初の窓口となっております。だから、そういう意味では、住民にわかりやすい情報の発信の相談窓口というのは大変今後必要となってくると思います。

そういう意味でも、庁舎内での住民への相談窓口の案内表示、また、住民への周知徹底ができるような新着情報などが一目でわかるようなデジタル案内板の設置をするなどのこうした考えも必要ではないかなと、このように思います。

一応庁舎内ですので、江上総務部長が見えますので、ちょっとそこらのところをお聞きしたいと思います。

○総務部長 江上文啓君

私のほうから答弁をさせていただきます。

庁舎内の案内板表示等々についてというご質問だと思います。

庁舎内の案内板表示等については、松本議員からわかりづらいとのご意見を頂戴しているとのことなので、近隣市町村等を参考に、よりわかりやすい案内表示等となるよう検討したいと思っております。

ただし、庁舎にある空き空間等の問題もございますので、同じようにできない場合もあることについてはご理解いただきたいと思います。

また、松本議員が先進地等をご存じでしたら、後ほどお教えいただけると助かります。よろしく願いいたします。

以上です。

○1番 松本正美君

わかりやすい表示板ということで、しっかりこれも取り組んでいただきたいなと思います。

特に、よく相談に見える方の中に、この生活困窮者の自立支援といたしまして、町民税の滞納のある方だとか、また保育料の滞納であるとか、そういうことで何か気になる方がこち

らに見えたときに、しっかりと相談してあげてほしいなど、このように思うわけであります。

納税困窮者の延滞金問題につきましても、この平成28年4月1日からの改正の地方税法が施行され、納税困窮者への負担の軽減として、納付誓約書処理などの見直しや、そして猶予対象者の把握などが必要となってくると言われております。換価の猶予申請などの手続で、誓約、分納だけではなく、本当に困っている人に行政が寄り添っていく、納税困窮者への負担軽減についての配慮についてはどのように考えておられるのか、この点も江上総務部長にお聞きしたいと思います。

また、特に住民税の滞納状況などにあわせて、行政情報をもとに生活困窮者を早期に発見していくという取り組みをされているところもありますので、蟹江町もそうしたことも参考にしながら取り組んでいただきたいなど、このように思いますが、この点についてお聞きしたいと思います。

○総務部長 江上文啓君

それでは、生活困窮者に係る方の減免等についての説明をさせていただきます。

生活困窮者に係る納税方法等については、生活困窮に至った理由によっては徴収の猶予、いわゆる分納をする方法が考えられます。

次に、財産を差し押さえまで至ったような場合は、先ほど議員もおっしゃいましたように、換価の猶予、従来は職権による猶予しかなかったものが、来年の4月1日からは申請による換価の猶予という制度ができましたので、こちらを利用し、分納することが可能だと思います。また、生活困窮者の状況によっては税そのものを減免する方法もございます。

いずれにいたしましても、徴収係への早急な相談が肝要と考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

以上です。

○1番 松本正美君

どうか、住民の方々の滞納につきましてもしっかりと取り組んでいただきたいなど。また、よその自治体でもこうした取り組みやってみえますので、しっかりと取り組んでいただきたいなどと思います。

次に、生活困窮者の方はみずからSOSを発することが難しい状況にもあります。そのことから、相談者が窓口に来るのを待つだけではなく、早期発見のためのアウトリーチ、訪問支援を含めた相談体制の整備も求められているところでもあります。特に、経済的に困窮のみならず、社会的に孤立している人は相談に来ない、あるいは来られない人がほとんどだと、このように思います。

本町でも出会い、すなわちアウトリーチ、訪問支援を含めた相談体制、地域の関係機関や部署との連携体制も構築し、早期発見、早期支援が必要であると、このように考えますが、現状を少しお聞きしたいと思います。

○住民課長 鈴木 敬君

相談体制につきましては、まず、相談者の現状などの概略を把握します。直ちに海部福祉相談センターへ報告し、改めて相談者の社会生活や日常生活について、センターの相談支援員及び私たち職員で当事者から詳細に聴取します。その後、個別の支援プラン作成のため、センターの相談支援員と検討に入ります。

関係機関との連携につきましては、本庁の税務課、保健医療課、水道課などと協議し、税金を滞納している方や納付が困難な方に対し、本人の承諾を得た上で生活相談へつなげるよう努め、状況により社会福祉協議会の生活資金貸付制度を紹介するなど、相談者にとって最善の計画を実施しております。また、民生児童委員などから生活困窮者の情報が入った場合は、これを生活相談に結びつけております。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

今課長のほうからお話があったわけなんですけれども、特に本町でも社会的に孤立している人、こういった方は本当に相談に来られない人であると思うわけです。そしてまた、訪問してもなかなか会えないという、そういった人がやはりこういう方だと思います。

そういう意味では、訪問支援、アウトリーチについて、待っておるのではなくして、本当に訪問支援などの対応が今後必要ではないかなど、このように思うわけなんですけれども、この点についてはどのように考えてみえるかお聞きしたいと思います。

○住民課長 鈴木 敬君

実際にアウトリーチ、こちらのほうからいわゆる攻めというか、お伺いしてということは今まで現状的になんかと思いません。ただ、それと同じような結果になると思うんですが、ご本人、もしくはご家族にお会いし、現状をお聞きして、それでその上でその方にとって一番いい方法を支援できるような形で努力をしているつもりであります。現状はそうであります。

以上です。

○1番 松本正美君

なかなか非常に難しい問題もあるわけなんですけれども、この訪問支援のアウトリーチのほうも、本当になかなか来られない、相談に来られないという方をしっかりと把握していただいて、生活困窮の早期発見に、把握につなげていただきたいと思います。

また、先ほどもお話ありましたように、本町でも関係機関との連携、相談に取り組んでみえるということではありますが、この制度の一つは、相談事業がベースになっている取り組みでもあります。生活困窮者の問題、また高齢者の問題、児童、障害等の、また虐待等の問題など、そしてドメスティックバイオレンス、DVですね、それと孤独死などの複雑な問題が絡み合っている状況でもあります。

こういった複雑な問題に対しても、本当に住民課の生活相談窓口ではなかなか今後対応がし切れないのではないかなと。いろいろな事案が出てくると思うわけなんですね。そうしたときに、生活困窮者の複合的な課題に、包括的にまた一元的に相談できるような福祉の総合的なワンストップの相談窓口の設置というのは今後必要になってくるのではないかなと、このように思います。

この件に関しては鈴木民生部長のほうがいいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○民生部長 鈴木利彦君

包括的な窓口、ワンストップで窓口をとということでございますが、今現在、住民課のほうでまず相談を受けます。それによりまして、そういった相談、内容によりまして各担当課のほうへ相談担当が行きまして、ある程度問題関係の職員と相談をするというような形になっております。

今後はありとあらゆる相談を一つの窓口でというご意見でございますが、いろいろ各市町村の状況を観察しながら、検討しながら、なるべく相談者の方の不便さをなくすように努力していきたいと考えております。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

非常に相談に見えた方というのは、そのときに、今民生部長が言われたように、ほかの課の方がそのときに対応できる状況であればいいんですけども、見えなかったりすると、その方に帰っていただかなければいけない部分も出てくるわけなんですね。そういった意味では、今後、福祉の総合、ワンストップでできるような窓口というのは非常に大事になってくるんじゃないかな。

この愛知県においても、高浜市のほうでそういったワンストップの取り組みも行われております。そういったときには、いろいろな相談があったときにいつでも対応できるような状況に窓口がしてあるそうですので、こういったことも町のほうも1回ちょっと勉強していただくといいかなと、このように思います。

今後、本町でもこういった困窮者の相談体制というのは、窓口相談というのは大変重要になってくると思うわけなんですけども、そういう意味では、窓口の人材育成というか、人材もそろえていかなきゃいけない、また専門的な人材もそろえていかなきゃいけないと、このように思うわけなんでありませう。

そういう意味では、今後の窓口体制といたしまして、生活困窮者の孤立、そしてアウトリーチの訪問支援体制も含めて、横江町長はどのように、ご見解をお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

生活困窮者への自立支援についてということでご質問をいただきました。

前にもほかの議員さんから、この生活困窮者について町はどのような把握をしているんだ

というご意見もいただいておりますのも事実であります。生活困窮者を一概に全て同じふうに見るのは非常に難しいことだと思います。私も報告を受ける段では、多分滞納が続いている方だとか、それから、分納誓約をしたにもかかわらず途中から急転直下納められなくなってしまったという相談を受けたりという、そういうのを断片的に話は聞いてございます。

今松本議員がおっしゃいますように、確かにワンストップサービスで全てオールマイティの職員を置くのは、それは一番効果的だとは思いますが。実際、高浜市の吉岡市長にお話を聞いたこともございます。確かに福祉にかけるお金は大変高いものがあるって、介護保険の平均でも非常に高い数字を示しているのも事実であります。

そんな中で、町としては、限られた職員の中でそのようなスキルを持った者をこれからしっかりと養成をしていかなきゃいけないかわかりませんが、特にこの生活困窮者については、これから高度成長がもうとまって、実はもう以来、アベノミクスがどこまで浸透しているかといろいろな議論が国会で行われる中で、経済効果がまだ進まないまま、GDPの伸びも、というそういうことも言われた中で、どうしても敗者と勝者がはっきりする時代になってきているのも事実であります。

そんな中で、地方自治体ができること、援助できること、サポートできることはしっかり窓口サポートしていかなきゃいけない必要性は感じておりますので、すぐどうのということではここではお答えできませんが、担当としっかりお話をしながら、話をさせていただきながら、また議員の皆様方にもお話をさせていただければというふうに思っております。

以上であります。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

次に、厚生労働省が発表いたしました最新の生活保護の調査結果を見ると、生活保護受給者数は約216万人、受給世帯数は約160万世帯で過去最高となっております。一時期に比べまして伸び率は鈍化傾向にあるものの、依然として増加傾向にあります。

特徴的なのは、世帯類型別の構成割合において、働ける年齢層を含むその他の世帯の割合が18%と、ここ約10年間で倍増をしているところでもあります。また、福祉事務所に足を運ぶものの、生活保護要件に満たないケースが年間約40万件あるとされております。

生活困窮者自立支援法では、主に生活保護に至る前の自立支援策を強化し、そうした人々の相談を受け、個別に計画をつくり、住居確保給付金を支給したり、就学準備や一時生活支援、家計相談、困窮世帯の子供の学習支援も実施できるとされておるところであります。これは、困窮者への自治体の任意事業として、費用は国が支援事業に応じて2分の1、または3分の2の補助をすると聞いております。

厚生労働省の調査によれば、昨年12月時点での職業訓練を含めた就労準備支援事業を行う予定の自治体は254、全体の28.2%であります。また、学習支援事業を計画する自治体は313、

全体の34.7%でありました。

困窮者の抱える問題は複雑多岐にわたり、地域の実情に応じた取り組みが求められているところであります。本町でも、就労というところがなかなか見つからなくて行き詰っている人もあります。一般就労ではなくて、やはりちょっと問題を抱えた方が自分に合った働き方ができる企業というものがなかなか見つからないとも聞きます。

蟹江町役場への就労支援の相談窓口の設置や、庁舎内での軽作業をしながら知識や技術を身につけることができるような就労準備支援など、また、町内の企業と接点のある商工会などにもこの制度のことをしっかり把握していただいて、そして、そういう機会があるごとにこの情報を収集していただき、そういう働き方ができるような企業を提供していく、また拡大していただけたらと思います。

最後のセーフティネットであるこの生活保護制度に至る前の新たな公的支援制度であるこの本法における、雇用による就業を継続していくことが困難な生活困窮者に対して、就労の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な就労の訓練事業などの支援策はどのように考えておみえなのか、お伺いしたいと思います。

○住民課長 鈴木 敬君

就労訓練事業は海部福祉相談センターにおける取り組みの一つであります。社会福祉法人、NPO法人、営利企業の自主事業として実施され、軽易な作業などの機会、例えば清掃ですとかリサイクル、農作業等の提供とあわせ、個人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施するものです。

事業実施に際し、愛知県が事業を認定する仕組みとなっており、立ち上げ時の初期経費の助成ですとか税制優遇等が検討されております。

蟹江町としましては、相談者の実情に応じて、直ちに一般就労が困難な方に対して支援つきの就労の場を提供すべく、海部福祉相談センターへ報告し、支援へつなげております。

以上です。

○1番 松本正美君

県の事業ということで、そういう事業を行っているということではありますが、本町においても、この生活困窮者の早期就労支援というのは大変重要であると思います。この本町に生活が困窮の方が役場に相談に見えたときに、本当に行き詰ってどうしようもないようになってからほとんどが見えるというようなこともお聞きしておるわけではありますが、しかし、就労支援するには最低3カ月以上の時間がかかると思います。また必要であると思います。就労支援をせずに、また放置をしていた場合、生活困窮者に生活保護などの支出を続けることが考えられるわけではありますが、この投資効果といたしましても、就労支援するほうが放置するよりも財政支出が抑止できるというように思うわけではありますが、特に今後、親の高齢化により若年無職者の早期支援は重要だと、このように思っております。

そういう意味では、今後の生活困窮者の早期就労支援について、最後、横江町長にお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

松本議員の就労支援のことに特化した質問ではありますが、これ本当に難しいと思うんですよね、実際。その方がどういう能力を持っているかということもしっかりこれ調べなきゃいけないし、県の事業だといっても蟹江町が、じゃ受けて、それを黙っているわけにもいかないし、地域の支えが要る方もあれば、一概に生活困窮者といっても一様ではないということもございますので、我々今町ができること、県と相談しながら、町として何ができるかということは担当課がしっかりとしますし、我々も、先ほどから申し上げましたとおり、生活保護にかかれればそれでいいがねという、そういう問題では全くないというふうに理解をしております。

特に、経済状況がこれからどうなるか不透明な時代の中で、こういう人たちをできるだけ一歩手前でお救いをし、そして自分たちにも仕事を持つことによって自信を持たせる、そしてまた社会活動に復帰をしてもらう。そういう可能性のある方をしっかりと我々はサポートしていかなければいけないという使命を持っておりますので、そのことについては前向きに進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

町長のほうからも前向きに就労支援にも取り組んでいきたいということですので、どうかしっかり取り組んでいただきますよう、また、生活保護にさせないような、そういった就労支援をしっかりと取り組んでいただきたいなど、このように思います。

次に参ります。

次に、引きこもりの社会復帰支援についてであります。

現役世代の不就労者、引きこもりの増加は、地域の活性化を妨げるだけではなく、高齢家庭の負担となっているところであります。

厚労省では、引きこもりをさまざまな要因の結果として、社会的参加、義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊を回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態が、平成27年8月には約26万世帯に上ると厚労省は推計をしているところであります。

また、近年では引きこもりの高齢化が進んでおり、全国引きこもりKHJ親の会家族会連合会の調べによりますと、引きこもり始める年齢が横ばい傾向にあるものの、平均年齢は上昇傾向にあると言われております。最近では、一旦社会に出てから、挫折したことで引きこもり状態になる人がふえ、高齢化に拍車をかけているところであります。

問題は、引きこもりを抱える親が既に高齢化しており、本来親の世代が年金を受給するなど社会保障の恩恵を受けている世代のはずが、子供が社会復帰できない、また不就労の状況が続き、果てには生活困窮に至る世帯となることが予想されているところでもあります。

本町でも引きこもりが生活保護に陥らないためにも、引きこもりの社会復帰支援が地域で求められているところでもあります。

そこで、引きこもりは座って待つという姿勢ではなかなか対応できないと思います。そこで、先ほどもお話ししましたように、早期把握といたしまして、アウトリーチの訪問支援の対応も有効だと考えます。本町の引きこもり対策といたしまして、独自の引きこもりの実態調査を実施するなど、引きこもりの社会復帰支援として、地域を挙げて自立への支援に取り組んでいく考えはないか伺いいたします。

また、本町でも引きこもりである方、またメンタルな問題を抱えた方などの、人との接触が苦手な方なども見えます。すぐに一般就労につくことは難しいものの、就労を希望し、支援があれば軽易な作業等に従事できる人に対しましても、中間的な就労の場を提供することも含め、就労に向けた支援の充実、強化の取り組みについても伺いしたいと思います。

○住民課長 鈴木 敬君

まず、引きこもりの実態調査の実施についてですが、こちらにつきましては、予算や人員的なこともありまして、実際に調査を実施することは困難であると考えております。

しかし、当町におきましては、庁内における関係部署との連携や、担当地域及びその周辺の状態を把握している民生児童委員より、随時その情報を提供してもらうことなどにより、部分的ではありますが現状を認識しております。本人やご家族から現状をお聞きし、本人にとって最善の措置ができるよう、社会福祉協議会やボランティアなどへつなげ、支援していきたいと思っております。

次に、中間的就労の場の提供についてであります。中間的就労の場は、就労訓練事業において提供されております。先ほどと重なりますが、愛知県知事に事業認定されることにより、社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施され、清掃、リサイクル、農作業などの軽易な作業の機会が提供されております。個人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者により支援が実施されております。

以上です。

○1番 松本正美君

蟹江町においては、引きこもりの社会復帰に向けての引きこもりの実態調査は非常に難しいというお話であります。ぜひ、こうした取り組みに取り組んでいただきたいなど、このように思います。

これは、先ほども中間的就労の実績がないということもありまして、これは秋田県の藤里町での取り組みを少しご紹介させていただきたいと思っております。

藤里町では、平成22年に在宅引きこもり者、不就労者を対象に、支援する人もされる人もともに集える場所として、福祉の拠点「こみっと」をオープンさせております。毎年こみっと感謝祭を開催しており、障害や年齢に関係なく、地域の交流の場として200人以上が参加をしていると聞いております。引きこもり者、不就労者、障害者等が提供する手打ちそばが自慢のお食事処こみっとでは、平成25年から香川県で讃岐うどんの技術研修を受けて開発したこみっとうどんを提供しているところであります。

既存の福祉制度では応えられない在宅の引きこもり者や精神障害者等が登録するこみっとバンク事業が誕生、これは課題を抱えた若者が、シルバーバンクに登録する高齢者とともに共同作業を行うことで、世代を超えて支え合う地域づくりにつながることを目指しており、高齢化の進む地元地域においても、こみっとバンクの必要性は着実に増加していると評価されているところであります。

また、この藤里町におきましても、平成23年度に引きこもりの実態調査を独自で行い、15歳から55歳の町民1,293人のうち113人が長期不就労状態で引きこもっていることが判明いたしました。その割合は8.74%に上り、半数以上は40歳以上であることもわかり、引きこもりの高齢化が明らかになってきているところであります。

そういう意味でも、本町でも大変難しい、今町長のほうからもそういうお話があったわけなんですけれども、実態把握をしっかりといただきながら、社会貢献につなげるようにぜひ取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、生活困窮者のひとり親家庭の子育て支援策及び多子世帯への支援策についてお伺いしたいと思います。

2014年国民生活基準調査によりますと、日本の総体的貧困率は16.1%、子供の貧困率は16.3%に達しております。2014年7月には、日本人の6人に1人が貧困層で、過去最悪を更新しているところであります。特に、ひとり親家庭世帯では貧困率が54.6%に上り、その大半は母子家庭が占める働く母親の多くは非正規雇用という現状であります。平成25年度の全国のシングルマザーのアンケート調査の結果によりますと、その平均年収は150万円以下、33.4%にとどまるとも報告されておるところであります。

本町でも、経済的に厳しい状況に置かれているひとり親家庭、多子世帯の自立を応援するための支援を必要とする家庭に対しましても、行政の支援が確実につながる仕組みを整えることも必要であります。また、経済的困難が児童虐待と密接にかかわる場合もあり、児童虐待防止対策と子供の貧困対策を同時に進めていくことも求められているところであります。

そこで、未来を担う蟹江町の子供たちの支援の中で、母子家庭等の生活困窮世帯に対する子育て支援について、国や県を含む現在の施策状況と、今後の蟹江町のひとり親家庭の支援策と多子世帯への支援策はどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

ひとり親家庭や寡婦の方の自立支援として、就業を初め生活全般にわたる相談、指導を実施いたしますとともに、ニーズに応じた就労に必要な講習会参加等の就労支援、ひとり親家庭への手当や母子父子寡婦福祉資金の貸し付けなど経済的支援など、さまざまな角度から総合的、計画的な援助を国・県・町が連携をして行っているところでございます。

まず、相談窓口につきましては、海部福祉相談センターにおいて、女性相談員や家庭相談員がひとり親家庭や寡婦の方が自立できるよう、生活の安定や子育ての相談などを行っております。

就業支援につきましては、県の母子家庭等就業支援センターにおいて行われております就業支援講習会等の就業支援サービスをご利用いただいております、実際に介護福祉士であるとか准看護師として自立していらっしゃる方もいらっしゃいます。

経済的支援につきましては、ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全育成のため、国の児童扶養手当、県の遺児手当、町の遺児手当を支給させていただいております。

多子世帯の方々につきましては、各手当とも加算措置をさせていただいておりますけれども、今後につきましては、国や県の動向を見ながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

本町の子育て支援ということでもありますので、子供の貧困というのは子供だけではなく、社会全体にとっても大きな損失になると、このように考えているところであります。

国は1億総活躍社会の実現に向け、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の拡充や子供の学習支援の強化などを盛り込んだ緊急対策を発表しておりますが、本町でも児童扶養手当の加算額の拡充に取り組んでいただきたいと思います。また、貧困の連鎖の防止といたしまして、生活困窮者家庭への子供への学習支援事業の取り組みなどについても取り組んでいただきたいと思います。また、経済的に困窮、また貧困の連鎖につながり、困難な方が児童虐待とかに密接にかかわっております。そうした場合、児童虐待防止対策とともに子供の貧困対策も同時に進めていただきたいと思います。このように思いますが、この点について、鈴木民生部長のほうからお聞きしたいと思います。

○民生部長 鈴木利彦君

今社会でも問題になっています子供の貧困、確かに負の連鎖ということで話題になっております。できるだけ町としましても各市町村の動向、それと県の海部福祉相談センター等の協力を得ながら、どんな手が考えられるのか探っていきたいと考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

しっかり取り組んでいただきたいと思います。特に、学習支援については任意事業でもあるということですので、この近隣の市町でもこうしたことは本当に大変であるということもお聞きしておりますので、こういった近隣の市町とも広域的に連携をとっていただいて、学習支援事業も広域的に取り組んでいただけるといいかなと、このように思います。こうしたこともぜひ取り組んでいただきたいと思います。

また、政府が発表いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略でも、少子化対策といたしまして、結婚、出産、子育て支援の中に多子世帯支援が盛り込まれております。特に町長にお聞きしますが、子育て支援については積極的に取り組んでおられると思いますが、私はまた、蟹江町に3人以上の児童がいる多子世帯の支援策についても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、子供の3人以上の多子世帯に対する支援策について、横江町長はどんなお考えなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

突然の振りに何をお答えしたらいいか、瞬時におまとめすることはできませんが、先ほど来、多子世帯の問題、これは蟹江町でなかったらできないような、そんなすばらしい子育て支援ができればいいなど。実は28年度に向けて予算編成これからやるわけですが、実質どういふものがあるのか、先ほど来、石原議員からもるご指摘をいただきました。学童保育すらまだまだ蟹江町おくらしているんだぞと。そういうことも含めて、しっかりとやってまいりたいというふうに思います。

特に、1億総活躍社会という大きな流れの中、そしてまたまち・ひと・しごと戦略を今一生懸命練っているわけでありましてけれども、この5年間のこの戦略をつくとともに、平成32年までの10カ年計画、その折り返し地点がちょうど来ております。そういう状況も含めて、高齢者対策、そして子育て対策は待ったなしであります。

今ここで何をという具体的な施策をお示しできないのは大変申しわけございませんが、少なくとも28年度には、あ、蟹江町にはこんな施策を新たにつくったんだなというようなものをお示しできればなど、今一生懸命予算編成の中で考えていきたいというふうに思っております。

ただ、扶養手当、そして県の遺児手当、町の遺児手当につきましては、本当に県も途中までの施策を転換してしまい、5年間という限られた時期に限定をしてしまったのも若干残念ではあります。町ができる精いっぱい施策を考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

どうかこの子供の貧困という問題につきましては、本当に個人の問題として捉えるのではなく、本当に捉えがちであります、日本の未来がかかっていますし、蟹江町の未来もかかっています。そういう意味では、しっかりと子育て支援とあわせて子供の貧困に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします、1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長 高阪康彦君

以上で松本正美君の1問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

3時30分より再開いたします。

(午後 3時09分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時30分)

○議長 高阪康彦君

松本正美君の2問目「安心安全な子育て・教育環境を問う」を許可いたします。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本でございます。

2問目「安心安全な子育て・教育環境を問う」を質問させていただきます。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートをいたしました。これに伴い、保育を初めとするさまざまな子育て支援に関する情報提供や相談、助言等を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められたことがきっかけとなり、各自治体が独自の支援事業を検討、展開するようになっておるところであります。

昨今、子育てで家庭の家族形態や就労形態が多様化する中、保育だけではなく、さまざまな形の子育て支援が求められているところでもあります。自治体における支援事業も利用者のニーズに幅広く対応する必要性が増してきているところでもあります。

そのような中、東京世田谷区では、子育て世代に広く普及しているスマートフォンを活用した支援事業を行っており、注目を集めているところでもあります。多様化する子育て家庭のニーズに沿った情報提供をするためのツールの一つとして、区では平成26年10月から「せたがや子育て応援アプリ」を公開しているところでもあります。核家族やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに対する不安や負担は決して軽くありません。

そこで、子育て世代の多くが利用しているスマートフォンで、時間や場所にとらわれず、子育て世代の不安感や負担の軽減などを図ることができるアプリが有効であると考え、導入をされているところでもあります。アプリを通じて提供されるサービスには、おむつのかえ、授乳スペース、公園などの施設が検索できる「施設マップ」の情報、子育て支援情報や申請、

手続などの情報を閲覧できる「子育て支援ナビ」の情報、幼稚園、保育施設を条件に合わせて検索できる「保育施設検索ナビ」、登録した子供の生年月日や住所などに合わせた健診や予防接種のお知らせを通知する「お知らせ配信機能」などがあり、妊娠期から小学校就学までの子育て家庭を対象に支援情報を提供しているところであります。

利用者からは好評を得ており、アプリ公開から約1年が経過した平成27年9月末時点でのダウンロード数は8,974件となっております。今後、同様のアプリを開発する自治体がふえると、近隣の自治体と連携したサービスの提供を検討することも可能となり、より多くの子育て世帯のニーズにきめ細かく応えることができるようになることが期待されているところであります。

本町の子育て支援事業として、地域の特徴に合わせて柔軟に情報提供ができるツールの一つとして、蟹江町のアプリの開発を検討、推進し、取り組んでいく考えはないか、お伺いしたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

子育て家庭の多くが日常的にスマートフォンを利用していらっしゃると思います。好きなときに、好きな場所で、また気軽に情報を確認できるため、家事の合間や仕事の休憩時間等にいつでも情報をチェックできることが大きなメリットであると考えております。アプリを使いましたら、例えば、今議員おっしゃいましたように、子供の生年月日を登録するだけで健康診断や予防接種等の情報が自動配信されるなどの、情報が必要なときにお届けできるという点で極めて有用であると考えております。

町といたしましては、まずは皆様に情報発信を行っておりますホームページを充実させることによって、アプリにつきましては、どんなニーズがあるのか、どんな機能が必要なのかを含めて研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

子育てアプリについては研究していくということですが、先ほどは世田谷の子育て応援アプリをご紹介させていただきましたが、ここでもう一つ、京都府の「子連れで外出応援アプリ」を紹介させていただきます。

これは京都府などが共同開発したもので、公園やトイレを含め、おむつかえや授乳スペース、離乳食の持ち込みなどを利用できるサービスも提供して、フェイスブックなどのSNSを連動して取り組んでおります。子供の急な体調変化などに役立つ情報の提供は、役立つ情報だと思います。

また、産後鬱を発症する原因の一つといたしまして、父親からのサポート不足も指摘されているところであります。産後鬱を回避するためにも、妊娠時から父親が子育てにかかわる

ことが重要だと言われておるところであります。父親向け情報サイトとして、子育て情報アプリは必要だと考えておるところであります。

子育て応援サイトは官民共同事業として立ち上げている自治体もあります。取り組んでいるところもあります。また、蟹江町の未来を担う子供たちの子育て支援のまちづくりといたしまして、この子育て応援アプリの検討について、横江町長のご見解をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○町長 横江淳一君

松本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今ソーシャルネットを使ったいろいろな情報サービスが世界中飛び回っております。フェイスブックも含めてでありますけれども、今担当者が答弁をさせていただいたとおり、まずは蟹江町のホームページ、これをしっかり充実をして、その中で、どういうものがこれからソーシャルネット、SNSに載せていけるかなということを、当然これ蟹江町が独自にやるわけにはいきませんが、実際、もしもやれるのでしたら近隣の市町村と同じソフトをつくって、ソフト会社をお願いをするということがまず一番便利というのか、早い道だというふうに今思っています。

そんな中で、まずは松本さんの言われるように、子育てをこれから考える中で、SNSの機能は不可欠であります。議会のほうでもタブレットの使用ということで、これからいろいろご検討願うわけでありましてけれども、今紙ベースではなくて、本当に電子ベースでいろいろな情報が飛び交う時代でありますので、ホームページも含めて、このアプリが新たな共有資産として地域の皆さんと持っていけば、もっと効果もあるというふうに思いますので、蟹江町独自ということではなくて、今これご提案いただきましたので、また別の機会にちょっとほかの自治体にも、うちの担当も含めて声をかけさせていただき、広げていければ、同じソフト会社で同じような状況の自治体が多分あると思いますので、またそれも勉強していきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

どうかこのアプリの開発も検討して、また地域での広域でも取り組んでいただけるように1回検討していただきたいなど、このように思います。

次に、子育てコンシェルジュの配置についてであります。

近年、核家族の進行や地域のつながりの希薄化などで、子育ての悩みも複雑化、多様化して、子育て家庭が孤立する傾向もあります。

本町の平成26年3月のアンケート調査の結果報告の中でも、「子育てに関して不安感や負担感などを感じることはありますか」の問いに、就学前の児童では、子育てに対する不安感や負担感については、子育てに不安感や負担感を感じている人が約5割を占めております。

また、小学生児童では、子育てに不安感や負担感を感じている人が約6割を占めている状況でもありました。このことから、子育ての全般に対する取り組みも必要となってきたところでもあります。

子育て支援の対策といたしまして、子育てに当たる親が心身ともに健康な状態で積極的に育児が行えるよう、地域ぐるみで子育て家庭を支援することが重要であります。行政と地域が協力し、連携することによって、より細やかな支援が実現できると考えるのであります。

本町でも、利用ニーズと子育て支援サービスをコーディネートする子育てコンシェルジュを配置し、利用サービスを十分に活用できるように、乳幼児期の育ちの支援を含めた子育て全般を支援していく体制強化の取り組みといたしまして子育てコンシェルジュを配置し、支援体制の強化の考えはないか、お伺いしたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

子育てコンシェルジュとは、さまざまな子育て情報を集め、皆さんにわかりやすく伝える子育てサービスの案内人であると言われております。

本町には、蟹江保育所に併設されております蟹江子育て支援センターと、蟹江児童館に併設されております蟹江南子育て支援センターがございます。子育て支援センターとは、親子と地域を結びつけるかけ橋のような存在であると言われております。特に、蟹江南子育て支援センターでは、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として活動を行っております。事業といたしましては、子育て親子の交流の場の提供と、子育て等に関する相談、援助の実施、子育て情報の提供などが挙げられます。

専門の子育てコンシェルジュの配置につきましては、今後検討させていただき、ご相談やお問い合わせなどをいただきましたら、子育て支援センターだけにとどまらず、庁内の横断的な組織でございます子育て連絡会議、さらには子育て支援団体等の協力をいただきながら、速やかに対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、課長のほうからお話があったわけなんですけれども、いずれにしても、アンケート調査の結果でも、不安感や負担感を感じる方が多いということが出ているわけでありまして。特に、子育て支援センターとか本町でも2カ所あるわけなんですけれども、そういったところに子育ての相談に行かれる方もあるわけなんですけれども、こういった子育て支援センターになかなか行けない方もあるわけなんです、本町に。そうした方々も、こうした子育てのコンシェルジュを配置してしっかりと対応できるような、そういった取り組みも大事ではないかと、このように思うわけなんです。

先ほどは検討をしていくというようなお話がありましたけれども、今後こういった乳幼児期の育ちを、支援を含めた子育て全般に対する支援をしていく体制づくりが必要になってく

るのではないかなと、このように思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○子育て推進課長 寺西 孝君

先ほどのご質問でございますけれども、先ほど答弁させていただいたとおり、本町におきましては、にこにこママネットワークさんであるとか、有能な団体さんも育ってきております。そういったところを活用させていただき、また意思の疎通を含めて、子育てに関する相談等がございましたら真摯に活用させていただいて、相談に乗ってまいって、問題の解決に進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

コンシェルジュの配置というのも非常に大事なことだと思いますので、子育て支援としても考えていくべきではないかなと。コンシェルジュの配置について、これも町長のほうにちょっとお聞きしたいと思っております。

○町長 横江淳一君

それでは、松本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

我が町にも案内人のコンシェルジュが入り口に今配置をしております。大変わかりやすい案内、インフォメーションをやっていただいております。好評であります。

そういう意味で、子育てコンシェルジュをつくる必要だとは思っておりません。ただ、冒頭からご説明をさせていただいているとおり、子育て支援センター2カ所で今やっております。その機能を十分生かしながら、民間でやっていただける方、もう一つ、まちづくりの支援事業で生まれましてにこにこママも今お名前を出させていただいたんですが、今後蟹江町の子育てについて一緒になってやっていただける、そういう団体がこれからはたくさん出てきていただいておりますし、実際やっていただきたいということもお願いをしているわけでありまして、それがコンシェルジュになるかどうかはわかりませんが、まずはそれに向かって、支援センターでしっかりサポートをさせていただき、それに向かっていきたいというふうに考えておる次第であります。

以上です。

○1番 松本正美君

どうか地域と、また行政が連携を図っていただいて、コンシェルジュの配置もぜひ考えていただきたいなと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、移動式赤ちゃん駅についてお伺いしたいと思います。

赤ちゃん駅というのは、おむつかえや授乳を誰でも自由に行えるスペースのことです。近年、野外でのイベント会場で、乳幼児連れの母親が授乳やおむつかえに自由に使えるようにと、移動が可能なテントや折り畳み式おむつ交換台を、移動式赤ちゃん駅として無料で貸し出す自治体もふえておるところであります。大阪狭山市では2011年度から移動式赤ち

ゃん駅を無料で貸し出しており、小学校の運動会や市のイベントなどで利用されておると聞いております。

本町でも、子供の運動会や野外でのイベントなど行われておりますが、乳幼児を抱える若いお母さんから、移動式赤ちゃん駅があると大変助かるとの要望もいただいております。子育て支援として、乳幼児を連れた保護者が安心して外出できるように、移動式赤ちゃん駅の導入の考えはないかお伺いしたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

ご提案をいただきありがとうございます。

移動式赤ちゃん駅につきましては、屋外のイベントでおむつ交換や授乳を行うためのスペースとして、約1.8メートル四方のテント一式に、折り畳み式おむつ交換台、授乳用椅子がついているものが活用されております。

乳幼児がいるご家庭の皆さんが安心してイベントに参加できるように、移動式赤ちゃん駅の購入等につきましては、屋外イベントを行う部署に働きかけを行っているところでございます。町主催の屋外イベント開催時に設置したり、乳幼児を連れた保護者が参加できるイベントに活用できないか、さらには災害時にも活用できないか検討しているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ぜひ、この移動式赤ちゃん駅の検討をしていただいて、導入を図っていただきたいなと思います。

また、この愛知県におきましても、既に赤ちゃん駅の登録を推進しているところもあるわけなんですよね、地域も。この尾張地域でも春日井市、犬山市、小牧市、江南市、尾張旭市、豊明市が推進をしておるところであります。

本町でも、赤ちゃん駅として基準に適した公共施設、また商業施設、赤ちゃん駅として登録し、推進をできないか、この点についてもお伺いしたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

人にやさしい街づくりの推進に関する県条例におきまして、対象施設によっては、乳幼児用の椅子、乳幼児用のベッドの整備が義務づけられている建築物がございます。庁舎、図書館、体育館はもとより、スーパー、ドラッグストアを初めとする各種店舗や遊戯施設、住宅展示場まで多方面にわたり授乳やおむつがえできる施設がございます。ぜひ、民間事業者の皆様にも子育て支援の施設をPRしていただけたらと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ぜひ推進をしていただきまして、登録をしていただけるような、そういう取り組みをして

いただきたいなど、このように思いますので、本町の子育て支援としてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に参ります。

次に、子供の防災教育について伺いたいと思います。

東日本大震災で防災教育の効果が大きく注目されたことは記憶に新しいと思います。津波避難に重点を置いた教育を行っていた岩手県釜石市では、学校の管理に当たった小・中学生一人の犠牲も出さず、「釜石の奇跡」と注目されたことは皆様もご存じのことです。この災害を通じて、学校教育の中で防災教育をきちんと位置づけていくことが重要であることを証明されたのであります。

子供たちが日常から防災、減災に深い関心を持ち、意識を高め、自分で判断し行動できる防災力を身につける防災意識の定着こそが、防災教育の到達点でなければならないと思います。

現在、蟹江町内の小学校5校においても年3回の避難訓練が実施されております。また、防災教育も総合的な学習時間の中で取り組まれています。その中での防災意識の向上のための防災教育のさらなる充実が求められております。

特に、学校は避難所でもあり、学校、児童及び保護者、地域住民、防災関係機関との連携した学校での避難所を開設した実践的体験ができる防災教育で、防災力を身につける取り組みも重要であります。

そこで、町教育委員会は小・中学校での防災教育の充実についてどのように考えておられるのか。また、教員の防災意識を高めるための、教員に対する防災教育の取り組みはどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

2点質問をいただきました。

まず、小・中学校の防災教育の充実についてお答えをします。

防災教育では、自分の命を自分で守る方法や、災害に対する知識を身につけるため、体験的な活動を通して教えていくことは大切であると考えます。

町内の学校においては、各学校が作成している防災応急計画書をもとに、事前、事後の指導を含めた避難訓練を初め、参観日を利用した親子引き取り訓練等を行っております。

また、児童・生徒の発達段階に応じて基礎知識を身につけられるよう、小学校では身の回りの安全に関する副読本、「チャオ」という副読本でありますけれども、使用し、学習を進めております。また、社会科や理科、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通して生きる力の育成を図っております。

中学校では、小学校での取り組みに加えて、東日本大震災の震災語り部の方からお話をお聞きする機会を設けたりしておりますが、防災教育の領域は多岐にわたりますので、より多

くの講師の方を招き、防災教育について充実を図っていかれたらと考えております。

次に、教員の防災意識を高めるための取り組みについてお答えをします。

現在、教員に対しては校内現職教育を行い、防災教育への意識の高揚を図っております。具体的には、災害はいつ起こるか分からないということで、休み時間や登下校中などあらゆる遭遇場面を想定して、子供たちを安全に避難させるための検討会を開いております。また、学校外や地域との連携を図りながら、防災学習会への参加や救急救命法の実地訓練を行い、緊急時に備えております。

今後は、JRC、日本赤十字社でありますけれども、そこから出されております防災教材、台風やゲリラ豪雨、あるいは竜巻などあらゆる自然災害に対する対処法などを参考にしたり、外部講師を招いたりして、より一層防災教育の充実を図っていかれたらと考えております。

以上であります。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

防災教育ということで、先ほど教育長のほうからもお話があったわけなんですけれども、学校だけではなく、本当に保護者、また地域の住民の方と一緒に、この防災、安全教育に取り組んでいくということが非常に大事になってきているわけなんです。先ほども少しお話がありましたが、防災教育の授業といたしましても、休日の参観日なども利用していただいて、本当に親子、また地域、そうした方々が連携した防災教育というのも非常に大事になってくるのではないかなと、このように思います。

そういう意味でも、特に学校は防災教育の上で、地域の避難所にもなっているわけなんですよね。そういう意味で、学校、児童、また保護者、地域住民、関係機関が連携した防災教育の取り組みというのは非常に大事になってくると思います。

そういう意味で、避難所であるこの学校において、避難所運営の訓練など、体験学習ができる学校での防災キャンプの取り組みの考えはないか伺いたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

今、防災キャンプについて質問がありましたですけれども、これは平成24年度から、文部科学省が青少年の体験活動の推進の一環として防災キャンプ推進事業を展開しております。

愛知県生涯学習課は、毎年2から3地区に委託しまして事業を行っているところであります。委託を受けた市町村は、実際に避難所となる社会施設、公民館、あるいはそういうところと、あるいは学校を実施場所として、現在1泊2日の日程で防災キャンプに取り組んでみえます。このように、先ほど議員がおっしゃられるように、体験ということで、炊き出しを初めとした防災に関することを体験することは大変意義のあることだというふうに思っております。

ただ、事業の推進に当たっては多くの団体との連携や協力が必要であり、運営体制づくり

が大事なかなというふうに思っております。本年度も来年の1月に委託された2地区、ことしでありますと豊田市や豊川市であります、事例発表会が持たれます。本町からもこの発表会に参加をし、具体的な取り組みをまずは学んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

どうか、防災キャンプのほうもしっかり取り組んでいただけるといいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

特に、現在、あま市の小学校におきましても、地域の防災ネットと協力いたしまして防災教室を行っております。本町でも、小学校での防災教育に地域防災リーダーの派遣だとか連携、また小学校での防災教育の実施について、石垣教育長、どう考えてみえるかをお聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

自主防災会ですか、そういうようなところとか、講師とか招いて、先ほどもお話ししたように、実際にお話を聞きながら勉強していくというようなことから考えますと、先ほどお話がありましたあま市の小学校ですか、そんなようなことをされておるようでありますけれども、出前授業ということもいろいろな形であります。キャリア教育もそうですし、ほかの文化財もそうであります。

ですので、こういう防災教育についても、出前授業というような形で地域、あるいはそういう方々を学校にお招きをして学習を進めることは大変意義のあることだと思っておりますし、まず、現在ではまだそれは取りかかっておりませんが、来年度以降取り組めたらいいなというふうに思っております。

○1番 松本正美君

ぜひこの取り組みに取り組んでいただけるとありがたいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほど教育長のお話にありましたように、学校における防災は、指導する側も防災教育に対してより広い視野を持って、正確な知識を身につけて取り組んでいくことが求められているところであります。学校現場における実践的な防災教育を求められておりますので、いかに指導者を養成、確保するかは実践的な防災教育の上からも重要な取り組みだと、このように考えておりますので、どうか学校現場においても、指導者の養成、また確保をしっかり取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。これは要望しておきたいと思います。

次に、通学路の信号機の設置についてお話をさせていただきます。

午前中の安藤議員からもお話がありましたので、重なる部分がありますが、よろしくお願いいたします。

場所は県道津島蟹江線、西之森8丁目地内の保健センター、蟹江市街から来ると右折の丁字路の交差点であります。

この丁字路交差点は、児童の通学路になっているにもかかわらず、朝は丸信製粉に向かって県道144号から右左折する車、さらには保健センターから県道に向かって右左折する車同士が混乱し、見通しも悪いことから、横断歩道を歩いている児童の発見がおくれるなどの理由により、安全確保ができない状況にもなっているところでもあります。

この県道は、朝夕にかけて車の交通量が多く、尾張中央道の高架下のアンダーパスのトンネルを蟹江方面に抜ける車で大渋滞し、丁字路交差点付近は大変見通しも悪い状況となっております。このままの状態では死亡事故につながるおそれもあり、西之森本田区の子供会や地域の父兄の皆様から、県道津島蟹江線の西之森8丁目地内の丁字路交差点に押しボタン式信号機の設置の要望をいただきます。

この横断歩道は子供たちの通学路でもあり、子供たちの安全を守るためにも、県道津島蟹江線の西之森8丁目地内の丁字路交差点に押しボタン式信号機の設置の考えはないか、お伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問いただきました押しボタン式信号機の設置についてお答えをさせていただきます。

議員のご質問にありました箇所には県道津島蟹江線を横断するための横断歩道がございます。この場所で平成27年4月に、小学校児童が登校中に軽自動車と接触するという事故がありました。事故直後に蟹江警察署交通課、地元の町内会長と現地で安全対策について協議をさせていただき、押しボタン式信号機の設置についても要望をしましたが、道路の形状、横断者の滞留場所などの関係から、押しボタン式信号機は設置できないとの回答でした。

町としましては、横断者がより安全に横断するためには押しボタン式信号機の設置が効果的であると考えていますので、設置ができる条件となるよう道路管理者に要望するとともに、蟹江警察署にも押しボタン式信号機の設置を引き続き要望したいと考えております。

また、この箇所での交通事故防止のため、通学路交通安全プログラムの中で行った通学路の点検において、蟹江警察署へ横断歩道の塗り直しを要望し、先日塗り直しをしていただきました。また、町としましてもドライバーへの交通安全注意喚起の看板を設置いたしました。そのほかに、道路管理者である愛知県に対しまして、ドライバーへの注意喚起となるような道路標示を設置していただくよう要望したいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

この県道津島蟹江線の押しボタンの信号機の設置であります。今、先ほど次長のほうからもお話がありましたように、歩行者の待機スペースがないとか、安全面から信号機の設置は今すぐには難しいみたいなお話があったわけですが、蟹江町の町内を見ても

でも、このような信号機を設置されているところもあるわけなんですね。そういった面から見ると、現在の横断歩道の場所での歩行者の待機スペースの確保、またガードレールなどの安全確保の整備はできるのではないかなと、このように思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

今の道路形状で信号機が設置できないという警察からのお話でございますが、もう一度警察と、また道路管理者の県と調整をとりながら、できるだけ地元の住民の方の要望に応えられるような対応をしていきたい、要望していきたいと思っております。

○1番 松本正美君

これは本当に早いこと取り組んでいただきたいと思うんですね。今もう既に署名運動も起きているということもちょっとお聞きしておりますので、ここでまた次の事故が起きて、死亡事故でも起きると、これはえらい大変なことになりますので、ぜひ安全確保、安全対策をしっかりと取り組んでいただきますようよろしくお願い申し上げまして、この質問を終わらせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

○議長 高阪康彦君

以上で松本正美君の質問を終わります。

質問8番 板倉浩幸君の1問目「介護保険及び高齢福祉施策について」を許可いたします。板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

議長から許可をいただきましたので、1問目「介護保険及び高齢福祉施策について」質問をしていきます。

初めに、憲法25条は、国は全ての生活面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとあり、健康で文化的な生活を営む国民の権利を国の責任で保障するとしています。しかし、社会保障は向上どころか改悪によって格差は拡大しており、憲法違反と言っていいと思っておりますが、この違憲の安保法制、私たちは戦争法と言っていますが、これも同じです。多くの憲法学者、弁護士、元内閣法制局長官や元最高裁長官の皆さんが、集団的自衛権の行使は憲法違反、安保法制は違憲立法と指摘をしています。

蟹江町も昭和63年第3回定例会で、平和都市宣言を全員賛成で可決されています。ちなみに、このときの議長さんは佐藤繁さんです。

ここで、全文を読ませさせていただきます。

平和都市宣言。

世界の平和と安全は、全人類の願いであり人類生存の不可欠な要件である。この度、米・

ソによる中距離核戦力（INF）全廃条約の調印が行われ、史上初めて現存する核兵器の削減に一步踏み出したが、核の「恐怖の均衡」の基本構図は変わっておらず世界の平和と安全に重大な脅威をもたらしつつけている。

わが国は、世界唯一の核被爆国として非核三原則を堅持し、すべての核の廃絶を世界に訴えつつけていかなければならない。

我々は、更に人類永遠の平和を確立するために、平和行政を積極的に推進すべく、時あたかも町制100周年にあたり、ここに平和都市であることを宣言する。

昭和63年9月21日、愛知県海部郡蟹江町議会。

このように、平和都市宣言の町として、憲法9条と国民主権を守るために安保法制を行政の長としてどのように考えているか、町長にお尋ねをいたします。

○町長 横江淳一君

介護保険及び高齢福祉対策についてとはちょっと隔たりがあるような気がいたしますので、お答えにいたしましては、私の私的な考え方をこの立場で述べさせていただくにとどめさせていただきたいと思えます。

今、板倉議員がおっしゃいました、まさに町制100年、昭和63年の時代、このかに丸くんのこのマークが町民によって考えられた年が、まさに平和都市宣言を議会で可決した年であるということでもあります。

私たち日本国民、全てでありますけれども、踏み込んだ私の見解をここで述べるのは差し控えさせていただきますが、平和都市宣言をしたこの蟹江町、当然恒久平和を願う国民としては皆さんと意見は一緒であります。ただ、それぞれ意見がございます。私も、この9月19日にこれ参議院を通過したわけではありますが、その1日前にちょうど国会付近を陳情のために歩いておりました。そのときにいろいろな方から声をかけられたり、警察官に制止をされたりということで、もうもみくちゃにされた状況で東京霞ヶ関の道路を歩いておったのも事実であります。

そんな中で、安全保障、私も今どういう質問が来るのかちょっとわかりませんでしたので、ちょっとメモ書きで、自分も今思ったんですけれども、慎重にお答えをしなきゃいけないのは、やはり安全保障を守る上で最も大切なもの、最も重要なものは、国民の生命と安全が危険にさらされること、これだけは絶対避けなければならない。そのリスクを最小限にすること、これが我々のことでありまして、メリットだとかデメリットだとか考えているということではないというふうに思います。基本的な考え方としては、もう少し時間をかけて審議をしてもいいのかなという、私自身は思いました。

いずれにいたしましても、唯一の被爆国であるこの日本が今後戦争の恐怖にさらされることはあってはなりません。そういう考えでもって、しっかりと平和都市宣言、蟹江町を守っていきたいというふうに私自身は考えております。

以上であります。

○2番 板倉浩幸君

なかなか発言しにくいと、お答えできづらいと思います。私ども国の動向ではなく、住民の動向があると思います。先ほど町長も言われたように、みんなが平和を願い、このことを忘れてはなりません。また、子供にどんな未来にするのか、大人に託されていると思います。安保法制に反対する国民運動は、戦後70年を経て、日本国憲法の理念、民主主義の理念が国民の中に深く定着し、豊かに成熟していると思います。思想、信条の違いを乗り越えて、立憲主義、民主主義、平和主義を取り戻さなければいけないと思っております。

それでは、介護保険制度について質問をさせていただきます。

安倍政権は、4月から介護保険から事業所について、実質マイナス4.48%と過去最大の削減を行いました。事業所の休止、廃業が急増しています。利用者にとっても特養の入所制限、2割負担の導入、施設入所の補助金の縮小など負担増が相次いでいます。

そこで、介護保険制度の介護報酬と新総合事業について、まとめて3点ほどお聞きしたいと思います。

介護報酬引き下げ改定で、愛知県内における影響調査を愛知社会保障推進協議会が実施したところ、減収は61%、増収と回答しているのは7%にすぎません。特に、小規模事業所では85%が収入減と答えています。こうした状況から、今後の事業展開について、事業から撤退、整理、縮小もあると回答しております。

また、蟹江町も2017年4月開始予定の新総合事業、正式名称は介護予防・日常生活支援総合事業ですが、団塊の世代が75歳以上になる2025年をめどに、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するために、地域の支え合いにより生活支援・介護予防サービスを提供するとしています。

1点目として、蟹江町では、この介護報酬の引き下げで、小規模事業所、デイサービスの現状はどうなっていますか。また、町として把握をしているのでしょうか。

次に、要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付から外し、市町村が実施している地域支援事業に移すとしていますが、2点目として、要支援者サービスの新総合事業の実施後はどうなるのでしょうか。

また、国のガイドラインによるサービス利用の流れでは、まず、市町村または地域包括支援センターの窓口に被保険者が相談に来てから、明らかに要介護以上と判断される場合や非該当の場合などを除き、基本チェックリストを活用して振り分けとなっています。3点目として、新総合事業実施後の介護保険利用の手続について、どうなっていくのでしょうか。

以上、3点についてお答えください。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

3点ほどご質問いただきました。

まず最初に、介護報酬の引き下げで、小規模デイサービスの現状をどのように把握しているのかというご質問でございます。

蟹江町内では、小規模デイサービスの事業所数は4カ所あります。平成28年4月には小規模な通所介護事業所が地域密着型サービス等に移行します。町内では1カ所は定員増をするため、3カ所が移行する予定でございます。

今回の報酬の改定では、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応のさらなる強化のために新たな加算の新設もあります。小規模デイサービス事業所は、利用者との距離も近く、見守りしやすいというメリットもあります。小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性の確保が必要であり、また、地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があると考えております。

2点目でございます。要支援サービスの新総合事業への移行後はでございます。

蟹江町では、要支援1、2の方の介護予防サービスのうち、訪問介護、通所介護におけるサービスが平成29年4月1日から新総合事業に移行します。新総合事業サービスが始まって、既にサービスを受けている方については、事業移行後も必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用することは可能でございます。新総合事業では、現行相当の基準を緩和した基準により、指定事業者が提供するサービスと有償無償のボランティアなどによる生活支援のサービスが実施されます。特に、新施設建設後はボランティアを取りまとめる生活支援コーディネーターを中心に、ごみ出し、買い物サービスを進める予定でございます。

3点目でございます。介護保険利用の際の手続はでございます。

介護保険サービスを利用するには、要介護、要支援認定を受けなければいけません。流れとしまして、要介護認定申請をし、認定調査、審査、判定、認定通知、ケアプランの作成、介護サービスの提供開始という流れとなっていました。地域包括支援センターや市町村窓口において、生活の困り事等の相談をした被保険者に対して、明らかに要介護認定が必要な場合、予防介護給付を希望している場合は従前どおりとなっております。要介護認定申請をしていただくこととなります。それ以外の方には、基本チェックリストによる評価を実施し、利用すべきサービスの区分、一般介護予防サービス事業給付等に振り分けを行います。包括支援センターにおいて、その後ケアプランを作成し、サービス事業の利用を受けることとなります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

先行実施している自治体ありますけれども、この例で、介護の必要を訴えてきた高齢者

を市町村の職員が要介護認定を受けないように説得し、追い返してしまったり、要介護認定抜きで地域支援事業に割り振るなどの事態も起こっております。窓口の担当者がサービス割り振りの判断に使う基本チェックリストですが、内容的にどうかとも思います。

要介護度の判断は、医師などの専門家がかかわる要介護認定でも難しく、特に要支援2と要介護1の状態像は極めて近く、認定ごとに要支援と要介護を行き来する人も少なくありません。要介護認定の省略と基本チェックリストの活用は、要支援者相当はもちろん、要介護1相当の人の受給権侵害にもなります。それも窓口の判断で可能になります。

その基本チェックリストですが、内容的に、運動関係、栄養関係、暮らしぶり、心、それらの項目で点数をつけて、どこへ相談するかを決めるような内容になっております。この点についてお聞かせください。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

先ほどもちょっと申し上げましたんですけれども、生活の困り事相談をした被保険者に対して、希望をまずお聞きします。要介護認定をしたい、給付を受けたいという希望があれば、要介護認定の申請をしていただくというふうに考えております。それ以外に、明らかに必要ないだろうという判断をした場合ですけれども、そういう場合は介護支援サービスの提供になるかと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

先ほどの質問で少し触れましたが、国が示したガイドライン、新総合事業への転換によって費用の効率化、すなわち介護給付費の抑制を図るように市町村に要求をし、効率的な事業実施に努めよとあります。この3つのやり方として、低廉なサービスの利用普及、認定に至らない高齢者の増加、自立促進とありますが、私自体こう考えています。安上がりのサービスへの流し込み、要介護認定を受けさせない水際作戦、介護サービスからの卒業作戦、これらのように、サービス切り捨てによる給付費削減こそ、この制度の本質であると思います。このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

要支援1の方の目安状態というのが実はございまして、掃除など身の回りの世話の一部に手助けが必要だとか、立ち上がり時などに何らかの支えを必要とするときがある、排せつや食事がほとんど自分でできるという方は要支援1という形になっております。その意味から考えまして、切り捨てとかというふうには私は思っておりません。

確かに要支援2については、要介護1相当のうち以下の該当はしない人という形になっておりまして、要介護1の認定者よりもけが、心身の状態が安定しないとか、いろいろ状況がございすけれども、あくまでも切り捨てだとは私は思っておりません。総合事業のほうで対処したいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

切り捨てじゃないということで、この総合事業に移行後、要支援者の対応がどうなるかということが今一番皆さんが関心があると思います。今の介護保険制度での後退にならないければいいと思います。その辺で、新総合事業に変わっても今の介護保険制度で変わらないと言ってくだされれば私も納得できます。その点についていかがでしょうか。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

新総合事業サービスが始まりましても、サービスを受けている方については引き続き既存のサービス相当のサービスが可能となっております。新たに新総合事業が始まった以降に認定された場合につきましては、現行相当の基準の緩和された、人員につきましても緩和、あと設備面、運営面、事業所の話になってくるんですけども、緩和した基準による指定事業所、こちらのほうは小規模事業所等、事業所になってくるんですけども、サービスがされるという形になっております。さらに、有償無償のボランティアなどによる生活支援のサービスも実はありますので、そちらのほうで対応ができると思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

新総合事業移行後もサービス低下にならないように、極力私も見ていきますので、お願いいたします。

町がデイサービスに対して大幅に報酬が低いサービス導入を進めると、事業者が撤退しかねません。そのようなことがないようにお願いして、次に、介護保険で入所者に対しての食費、居住費を補助する補足給付があります。この8月から見直しが行われました。今回の見直しのこの内容について教えてください。また、今回の見直しにより何人の方に影響があり、利用者負担は月額幾らぐらいふえましたのでしょうか、お聞かせください。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

平成27年8月実施の介護保険の補足給付の見直しの内容でございます。

施設入所等に係る費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき補足給付を支給し、負担することになっております。

預貯金や不動産を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案するなどの見直しがされました。預貯金等につきましては、一定額超えの預貯金、単身で1,000万円超え、夫婦世帯では2,000万円超えとなっております。

それと、あと配偶者の所得でございます。世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている場合は補足給付の対象外となるものでございます。

今回の見直しにより、何人の方に影響があり、月額、利用者の方の負担が幾らふえたのか

というご質問でございます。

平成27年7月31日現在の要介護支援認定を受けている者のうち、補足給付の対象となり得る者、こちらのほうは第1段階から第3段階、住民税非課税の方でございますが、290人でございます。そのうち、今回の見直しにより非該当となった方は9名でございます。この方たちの中で、第2段階の方が第4段階になったという方が7名ございました。第3段階の方が第4段階になって非該当になった方が2名で、第2段階の方につきましては日額1,460円、第3段階の方が第4段階になった方で日額1,200円となっております。その方は日額で増額となっております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

日額1,200円と、その金額ですよ。日ですよ。

補足給付はこれまで入所者が住民税非課税であれば支給されましたが、今の答弁のように資産要件などが追加されたということがわかりました。このため、戸籍上の配偶者の有無とその課税状況、預金通帳などの写しや金融機関の調査への同意書が求められ、補足給付が受けられなくなれば入所者や配偶者の生活が共倒れに追い込まれかねません。補足給付のこの見直しにより、蟹江町では退所も考えられると思いますが、蟹江町ではこの見直しによって退所した人はいるのでしょうか。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

私自身、退所されたという方は聞いておりませんし、把握はしておりません。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

退所、多分蟹江町もないと、私も調べたところ思っております。

もう少し質問していきたいと思えます。

書類の準備に時間がかかるなどで、町の定めた申請期限に間に合わなくてもさかのぼって支給ができ、8月以降でも申請があった月の初日にさかのぼって適用されると思えます。また、認知症などで親族の助け合いも望めないなど、書類提出ができない場合も一旦支給されると思えます。このことについては間違いないでしょうか。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

すみません。さかのぼりはしていないと私は思っておるんですけども、間違っておりますたら大変申しわけございません。さかのぼりはないと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

さかのぼりはないと今答弁ありましたけれども、8月以降でも申請があった日の月の初日にさかのぼると思えますので、ちょっと確認を。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

すみません、大変失礼しました。月の初日にさかのぼることはございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。

申請手続は施設職員らが代行することも多いと思います。配偶者から預金通帳のコピーをとるのも難しい、プライバシー侵害のおそれもあるなどの声もあり、手続上の運用を改善し、支給につなげる取り組みが求められます。また、この未申請の方への対応は十分なされているのでしょうか、お聞かせください。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

今回の見直しがされる以前につきましても申請による勧奨をお願いしてきました。未申請の中には、要件に当てはまらないと自己で判断されたり、申請を見合わされている方が見えるかと思います。認定を受けているがサービス利用がない方、その方たちも含まれておるかと思えます。

8月1日以降の新規認定者につきましては、認定結果通知時に制度案内の通知をしております。今後とも制度改正の周知をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今まで私が申したとおり、いろいろな事情もあって申請がまだできていない、そのような方もたくさんいらっしゃると思いますので、十分把握をしてちゃんと対応をしてあげてください。

それでは、高齢福祉施策の充実で配食サービスについてお聞きしていきたいと思えます。

まず初めに、実施回数と1日の平均利用者数、また、1食当たりの補助額、利用者負担額を教えてください。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

町から社会福祉協議会が委託を受けた平成26年度の配食サービスの実績でございます。実施者数は4月から3月まで延べ2,925人で、回数は51回実施をいたしました。1回当たり平均57人となっています。助成額につきましては200円、個人負担も200円でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

この4月から2回になったと思うんですが、この配食サービスの内容自体に、内容がどうなっているのか。また、見守り活動の安否確認の内容も含めてお願いをいたします。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

平成27年度から週2回の配食サービスを実施しております。具体的に申し上げますと、水

曜日は業者が、金曜日は協力員、今までどおり協力員により配達時に安否確認をしております。11月の実績で申し上げますと、利用人数は1日当たり平均46人が利用しております。助成額は200円からで、個人負担は200円となっております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

この2回とも業者と社協のほうでやっているということなのですが、両方とも安否確認も確実にやっているのでしょうか。その辺もう少し詳しくお願いいたします。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

業者につきましては、仕様書の中で安否確認をしていただくことになっております。配達時に見えなかったら置いてくるということではなくて、確実に手渡しをしておるという状況でございます。

それと、金曜日につきましては協力員の方たちをお願いをしております、協力員から直接住民の方にお渡しをしておるという状況でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

配食サービス自体、愛知県内の54市町村全部が実施しています。毎日実施がその中でも21市町村あります。毎年ふえており、週5回以上ですと42市町村実施をしております。中には昼食、夕食の選択の自治体もあります。毎日実施をして安否確認だと思いますが、蟹江町の考えをお尋ねします。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

毎日実施している市町村のほうで21市町村あるというお話でございます。蟹江町といたしましては、まずは業者による配食サービスの回数をふやすことを今社会福祉協議会と検討しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

業者等のをふやすということで、もう週5回以上が42市町村もあるということで、まだ蟹江町ようやくことし2回になった。まだまだおこなわれていると思います。前向きに考えているようですが、もっと進んだ発言というのか、やっていきます、ふやしますぐらいお答えできないのでしょうか。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

ふやすように予算のほうを計上したいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

そういうお答えで、それでは、じゃ、町長自体、その配食サービスの、僕も今説明した週

5回以上が多い自治体に関してと、蟹江町での今後の配食サービスについての回数等、考えがありましたらお願いいたします。

○町長 横江淳一君

この配食サービスのことにつきましては、前共産党の議員をやっておみえの方々からも強い要望があったのも事実であります。議会答弁、ちょっと見ていただきますとわかりますように、配食サービスを利用される方が一時余り伸びていなかったことがあって、業者とのいろいろなやりとりがあったのも事実であります。しかしながら、もう今こういう状況になり、今担当が申しあげましたとおり、5回にふやすよう予算を要望するということを言っておりますので、要望が来たら、これはしっかりと考えていかなきゃいかなのかなというふうに思っております。

ただ、冒頭、本当にちょっとおくらしているというのは事実でありまして、実際、やろうと言った時期はあったのも事実であります。がしかし、本当に伸び悩みのあったのと、多分内容の問題だったとは思いますが、このことについては今しっかりとやっていたというのを聞いておりますので、もうちょっと例えば高級なとか、もっとグレードの高い配食サービスを望む方には、もう少し負担をいただければありがたいのかなということも我々もお願いをして、できれば5回に来年度はふやしていきたい、このように私自身も考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○2番 板倉浩幸君

いろいろ利用している人も、弁当毎日毎週同じでつまらんとか、そんな話も聞きますが、僕も1回食べさせてもらいました、業者のものを。この値段だったらこの内容かなと思ひます。

利用者数もなかなかふえないのが今現状だと思ひます。お弁当の種類、今町長さんからもうちちょっと高価なものとかいろいろ言うてくださいましたけれども、お弁当の種類を考へてみたり、昼食だけにこだわらず、夕食のときの配食も考へながら、利用者数をふやすことも実際には考へないといけないと思ひます。この点について、介護課長のほうからお願いいたします。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

選択制という方法も確かにござひます。そちらのほうも視野に入れて回数等もふやしていきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

安否確認、見守り活動の中でも大事な要素となると思ひますので、利用者数をふやしながら配食回数をふやして、努力してやっただけならなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長 高阪康彦君

以上で板倉浩幸君の1問目の質問を終わります。

お諮りいたします。

板倉浩幸君の2問目はあしたに回し、本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

(午後 4時47分)